【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 2025年7月28日

【会社名】 株式会社Synspective

【英訳名】 Synspective Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 新井 元行

【本店の所在の場所】 東京都江東区三好三丁目10番3号

【電話番号】 03 - 6811 - 1355(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部ゼネラルマネージャー 志藤 篤

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区三好三丁目10番3号

【電話番号】 03 - 6811 - 1355(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部ゼネラルマネージャー 志藤 篤

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 103,471,900円

発行価額の総額に新株予約権の行 使に際して払い込むべき金額の合 計額を合算した金額

24,038,669,900円

(注) 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき 金額の合計額を合算した金額は、全ての新株予約権が当初 行使価額で行使されたと仮定した場合の見込額である。 行使価額が修正又は調整された場合には、発行価額の総額

行使価額が修正义は調整された場合には、発行価額の総額 に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を 合算した金額は増加又は減少する。

また、新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	195,230個
発行価額の総額	103,471,900円
発行価格	新株予約権1個につき530円(新株予約権の目的である株式1株当たり5.30円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2025年 8 月13日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社Synspective 管理部 東京都江東区三好三丁目10番3号
割当日	2025年 8 月13日
払込期日	2025年 8 月13日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 八重洲口支店 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

- (注) 1 本書による当社の新規発行新株予約権(当社発行の第5回新株予約権であり、以下「本新株予約権」という。)に係る募集については、2025年7月28日(以下「発行決議日」という。)開催の当社取締役会において その発行を決議している。
 - 2 申込方法は、申込期間内に上記申込取扱場所に申込みをすることとする。
 - 3 払込方法は、本書の効力発生後、払込期日までに野村證券株式会社(以下「割当予定先」という。)が当社と の間で本新株予約権の買取契約を締結し、上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとする。
 - 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。
 - 5 本新株予約権の振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

当終行使価額條正条項付 新株子的権付社債券等の 持質 一部である日からとなる株式の級 「棚第1項に変する」のが修正されも変化しない(ただし、別記・新株子的権の目的となる株式の級、側隔1項に変する)のが修正されも変化しない(ただし、別記・新株子的権の目的となる株式の数、側隔1項に変する)のが修正されも変化しない(ただし、別記・新株子的権の目的となる株式の数、側隔1項に素するのでは、対し、一般では、対し、対し、対し、一般では、対し、一般では、対し、一般では、対し、以、下・機の自行、は、行の性の情がない、対し、対し、以、下・機の上で、対し、一般では、行し、一般では、行し、一般に、対し、一般では、対し、一般では、対し、一般では、対し、一般では、対し、一般では、一般では、行し、一般では、行し、一般では、行し、一般では、対し、一般では、対し、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、対し、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	新株予約権付社債券等の 特質 しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払 込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(ただ し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、交付株式数 は、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修 正された場合、本新株予約権の行使による資金調達の額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、2025年8月15日以降、本新株
3 行便価額の修正頻度: 行使の際に本欄第 2 項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行便価額の上限: なし 行便価額の下限(下限行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 3 項第(1)号に定義する。))は、2025年7月25日(以下「発行決議日の直前取引日」という。)の東証総値の60%に相当する736円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 3 項第 3 項第 10 号に定義する。))は、2025年7月25日(以下「発行決議日の直前取引日」という。)の東証総値の60%に相当する736円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 3 項第 3	日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の 普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証 終値」という。)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以 下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上 上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額
4 行使価額の上限:なし 行使価額の下限:本新株予約権の行使価額の下限(下限行使価額(別記「新株予 約権の行使時の私込金額」欄第3項第(1)号に定義する。))は、2025年7月25日 (以下「発行決議日の重前取引日」という。)の東証終値の60%に相当する738円 である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(1)号を9類)。 5 交付株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は19,523,000株(発行 決議日知在の発行済株式数に対する割合は17.50%)、交付株式数は100株で確定 している。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に已載の行 使価額の下限にて本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性 がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により残存する本新株予約権の全部の取得を可能 とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び 取得の条件」欄を参照)。 新株式の種類 新株子約権の目的となる株式の機算は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び 取得の条件」欄を参照)。 新株子約権の目的となる 株式の極類 新株子約権の目的となる株式の終数は19,523,000株とする(本新株予約権) 1 本新株予約権の目的である株式の総数は19,523,000株とする(本新株予約権) 1 本新株予約権の目的である株式の総数は19,523,000株とする(本新株予約権) 2 当社普通株式 2 3 計項の目的である株式の総数は19,523,000株とする。 3 こまが表表様、一般により交付株式数と応じて調整されるものとする。 3 計項の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 3 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数と調整を行使価額とび調整を行使価額とび調整を行使価額とび調整を行使価額とび調整を行使価額とび調整を行使価額とび調整を行使価額とび調整を行使価額とび調整を行使価額とび調整を行使価額とび調整は対していてのみ行われ、調整の結果生じる1株末満の端数はこれを切り捨てるものとでする。 3 前項の調整は当該時点において調整が対していてのみ行われ、調整の結果生じる1株末満の端数はこれを切り捨てるものとでする。 3 前項の調整は当該時点において調整が開くしてのの場を受け株式数に同じ、各号に定める調整・項目(という、3 前様の対しに関し、各号に定める調整・項目(という、3 前様の開発に関し、各号に定める調整を指すしての端数はこれを切り捨てるものとで関し、各号に定める調整を指すしての端数はこれを切り捨てるものとで関心を認定するというに関節を適用は、第4項の場をで間に関し、各号に定める調整をでは関節を適用は、第4項の場をで間に関心を対している。3 前様の関節をでは関節を適用は、第4項の場をで間に関節をでは、3 前様の関節をでは、3 前様の関節	3 行使価額の修正頻度:行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正
行使価額の下限(本新株予約権の行使価額の下限(下限行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に定義する))は、2025年7月25日(以下「発行決議日の直前取引日」という。)の東証終値の60%に相当する736円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号を参照)。 5 交付株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は19,523,000株(発行決議日現在の発行済株式数に対する割合は17.50%)、交付株式数は100株で確定している。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権の全部と対しでは一部は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により残存する本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の全部の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。 当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり株主としての権利内容に何ら限定のな当法権株式の内容は、完全議決権株式であり株主としての権利内容に何ら限定のなり、当社を計算を表現が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の日的となる株式の機算とは、当社を対象を表現が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の日の原定のな当社・本新株予約権の目的となる株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第2項入を対象」という。)は、100株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第2項入を対象という。)は、100株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第2項人を付款式数に応じて調整されるものとする。2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数との第3元により調整をされるものとする。 調整後交付株式数と30額に対しての調整を行う場合には、交付株式数と30額に対しての調整を行う場合には、公付株式数の適用日は、当該製整事前行使価額とび調整を行り価額の調整に関し、各号に定める調整を指しまいて、対策を対策と行じの本新株予約権の名交付株式数の適用の引きの目をがは関し、各号に定める調整を行りときは、当社は、あらかじめ書面によりその自立でにその事由、調整前交付株式数の過年を適用する日と同日とする。 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその自立でにその事由、調整が支付株式数のの課を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその自立でにその事由、調整する所は、当時では対策を行りとといる。第4間等4項第(2)号、6)号に定め、4回数を表で付株式数の調整をで付けまる。第4項を可能を適用では、4項第(2)の場合を新株予約権名(以下、本新株予約権名)という。)に通知するただし、別に「新株予約権に係る新株予約権名(以下、本新株予約権名)という。)は通知を対するの言葉を行りときば、当社は、あらかじめ書面によりその管理を対する対域の調整を行りととは、当社は、あらかじめ書面によりでの記述を対する対域の調整を行りをでは対する対域の調整を行りをでは対する対域の対域を対する対域の対域を対する対域の対域を対する対域を対域の対域を対する対域を対域の対域を対域を対する対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対	
決議日現在の発行済株式数に対する割合は17.50%)、交付株式数は100株で確定している。	行使価額の下限:本新株予約権の行使価額の下限(下限行使価額(別記「新株予 約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に定義する。))は、2025年7月25日 (以下「発行決議日の直前取引日」という。)の東証終値の60%に相当する736円 である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号を参照)。
6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額): 14,472,399,900円(ただし、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により残存する本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。 新株予約権の目的となる株式の条件」欄を参照)。 当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式単元株式数100株 新株予約権の目的となる株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)、ただし、本欄第2万至第5頃により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数と調整前行使価額の調整されるものとする。 調整後交付株式数 = 調整前行使価額及び調整を行使価額とする。 前項の調整を行う場合には、交付株式数×調整前行使価額の調整されるものとする。 3 前項の調整を行う場合には、交付株式数×調整前行使価額とい調整を行使価額とい調整を行使価額とい調整を行使価額とい調整を行使価額とい調整を行使価額とい調整を行使価額の調整に関し、会長による1株未満の端数はよれを切り捨てものとする。 4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整を行行の配額を通用ない第6(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整を後行使価額を適用するによる行使価額の調整に関し、各号に定める調整を後行使の額と第1年に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整を後行使の額と、第1年は、当ない第1年は、当ない第1年は、当ない第1年は、当ない第1年は、当ない第2年は、第2年は、第2年は、第2年は、第2年は、第2年は、第2年は、第2年は、	決議日現在の発行済株式数に対する割合は17.50%)、交付株式数は100株で確定
7 本新株予約権には、当社の決定により残存する本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。 新株予約権の目的となる 株式の種類	6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行 使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額): 14,472,399,900円(ただし、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性
新株予約権の目的となる 株式の種類 当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株 新株予約権の目的となる 株式の数 1 本新株予約権の目的である株式の総数は19,523,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数と調整もれるものとする。 調整後交付株式数 = 調整前交付株式数×調整前行使価額及び調整後行使価額とする。前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。 4 調整後交付株式数の調整は一は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日とらり号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日とする。 5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整額交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権名(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、別記「新株予約権有(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号の場合	7 本新株予約権には、当社の決定により残存する本新株予約権の全部の取得を可能 とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び
株式の種類 当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式単元株式数100株 新株予約権の目的となる 株式の数 は19,523,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の総数は19,523,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数と調整前行使価額の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数に次の算式により調整されるものとする。 調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。 4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整権(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号 の場合	
新株予約権の目的となる 株式の数 (以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数×調整前行使価額の調整されるものとする。 調整後交付株式数 調整前行使価額 調整後行使価額 上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 3 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。 4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。 4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号 の場合	株式の種類 当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり株主としての権利内容に何ら限定のない。 い当社における標準となる株式
上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。 4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号 の場合	株式の数 あたりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。
使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 3 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数について のみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。 4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の 払込金額」欄第4項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、 各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにそ の事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事 項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知 する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号 の場合	調整後交付株式数 = <u>調整削交的株式数 × 調整削打使調額</u> 調整後行使価額
以降速やかにこれを行う。	

新株予約権の行使時の払 込金額

- 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行 使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株 あたりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた金額とする が、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとす
- 行使価額は、当初1,226円(発行決議日の直前取引日の東証終値)とする。ただし、 行使価額は、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整されることがある。
- 行使価額の修正
- (1) 2025年8月15日以降、修正日に係る修正日価額が、当該修正日の直前に有効な 行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日 以降、修正後行使価額に修正される ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が736円(ただし、本欄第4項第(1)

号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る

場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(2) 前号により行使価額が修正される場合には、当社は、別記「新株予約権の行使 請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(2)号に定める払込み の際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株 式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算 式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整 後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号 に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社 普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求 権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを 含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。また、当社及び当社の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に 定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役、執行役、監査役、使用人及び 従業員を対象とする株式報酬制度(以下「株式報酬制度」という。)に基づき 交付される場合には、当該交付の結果、()本新株予約権の発行後において 株式報酬制度に基づき交付された当社普通株式の累計数及び()本新株予約 権の発行後において当社及び当社の関係会社の取締役、執行役、監査役、使 用人及び従業員を対象とするストックオプション制度(以下「ストックオブ ション制度」という。)に基づき発行された新株予約権が全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の 払込期日における当社の発行済普通株式数(本新株予約権の発行後に当社普通 株式の株式分割、株式併合又は無償割当てが行われた場合には、当該株式数 は適切に調整されるものとする。以下本号 において同じ。)の1%を超える こととなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が1%を超える交付が行われた場合、当該交付に係る調整に際しては、上記規定又は本号の 同様の規定により調整の対象とならなかったそれ以前の交付又は発行も考慮 される。

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該 払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合 調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又 は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。 だし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける 権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用す る

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第 (3)号 に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付 されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当て の場合を含む。)(ただし、ストックオプション制度に基づき発行される場合 には、当該発行の結果、()本新株予約権の発行後において株式報酬制度に 基づき交付された当社普通株式の累計数及び() 本新株予約権の発行後においてストックオプション制度に基づき発行された新株予約権が全て当初の条 件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予 約権の払込期日における当社の発行済普通株式数の1%を超えることとなる 場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が1%を超える発行が行われ た場合、当該発行に係る調整に際しては、上記規定又は本号の同様の規定 により調整の対象とならなかったそれ以前の発行又は交付も考慮される。 調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付 社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株 式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付 されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式 数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株 予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)又は無償 割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に 割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降 これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号 に定義する。以下同じ。)が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合

- ()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- ()当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)8(2)の規定を準用する。

株式数 = (調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 期間内に交付された株式数

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

ける1株あたりの払込金額とする。本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、()(本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また()(本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

	行叫血の
	 (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得、又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項第(1)号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。 (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価額の総額	金24,038,669,900円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正 又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使 期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消 却した場合には、上記金額は減少する。
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組 入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2025年8月15日から2028年8月10日までの期間(以下「行使可能期間」という。)とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の休業日等でない日をいう。)並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。
新株予約権の行使請求の 受付場所、取次場所及び 払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。 3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 八重洲口支店 4 新株予約権の行使請求及び払込みの方法 (1) 本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。 (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。 (3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後15取引日を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

新株予約権の譲渡に関する事項	2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会が不要な場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 3 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 4 本欄第1項及び第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。 該当事項はありません。ただし、別記(注)6に記載のとおり、割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要がある旨が、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において規定される予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新 株予約権の交付に関する 事項	該当事項はありません。

(注) 1 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は「次世代の人々が地球を理解し、レジリエントな未来を実現するための新たなインフラをつくる」ことを目指し、衛星コンステレーション(複数の人工衛星を連携させて一体的に運用するシステム)とデータ解析技術を用いた衛星データ事業を展開しております。人々の生活とそれを支える経済は、地球規模での災害や紛争、気候変動等の、さまざまなリスクに脅かされており、人類が自然環境や次世代を思いやりながら安心して生きていくには、それらリスクを定量的に可視化し、理解することが重要だと考えます。そのためには、地球規模での均質性、定常性、広域性、公正性を備えたデータを、高頻度で取得する必要があります。

当社はこのミッションを実現するため、地球を恒常的に俯瞰する自社SAR衛星(マイクロ波を使って地表面を観測する衛星)「StriX」のコンステレーションの衛星機数を増やし、継続的なデータ販売で堅実に収益を積み上げつつ、SAR衛星が強みを持ち、かつ社会的関心度も高い自然災害・安全保障・環境リスクを軸にソリューションのラインナップを拡大し、新規衛星データ市場を開拓してまいります。

当社の属する世界のSAR市場は、需要の増加や技術の進歩により成長しており、2023年から2030年までに防衛分野においては年率10.8%、研究・商用利用においては年率12.2%の成長が予想されており、2030年までに推定1.89兆円規模の市場になると見込まれています(注1)。これはSAR衛星だけでなく、航空機、UAV等の市場も含むものですが、基本的に全天候で広範囲の撮像が可能なSARは情報収集・警戒監視・偵察等の防衛用途に広く使用されており、SAR技術の進化に伴い、防衛・情報機関のSAR利用は今後も継続的に拡大し続けることが予想されています。また、従来の防衛・政府利用にとどまらず、環境モニタリングや災害対応、農業、林業、インフラ管理等、さまざまな商業分野での需要の高まりがSAR市場の成長を後押しすると予想されます。

また国内においても、『防衛省の令和7年度宇宙関連概算要求』において、令和5年度から令和9年度までの宇宙関連予算をこれまでの3倍以上に増強することが示されています(注2)。さらに、宇宙業界において10年で1兆円という長期かつ大規模な支援となる「宇宙戦略基金」が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)に設置され、2024年度からスタートした第1期の交付決定が順次なされたほか、続く第2期の公募情報が公開されております(注3)。加えて、防衛省の衛星コンステレーション構築プログラムにおいて、2025年3月に国会での予算の可決を受けて2,832億円の衛星コンステレーションからの画像取得予算が確定する(注4)等、宇宙関連企業への政府による支援(注5)が加速している状況です。当該衛星コンステレーションからの画像取得予算については、国産衛星に限定することを含め防衛省の方針が公開されたことにより(注6)、将来の売上の見通しがより明確化したと考えております。

こうした市場環境のもと、このような機会を活かすためには、当初より計画していた2028年以降の30機以上のコンステレーションの実現が必要となります。

中長期の成長戦略としては、当面の堅実な日本政府のデータ需要を起点に、衛星数を増やしていくとともに、その運用における安定性と生産性を高めて海外展開を進め、さらにはソリューション展開を進めて高収益化を目指していきます。海外展開については、当社シンガポール拠点に続いて2025年3月には世界最大の宇宙関連市場である米国に拠点を設立しましたが、これら拠点及びパートナー提携を活用して、海外政府へのデータ販売を拡大していく計画です。

ソリューションについては、1時間以内にデータと解析結果を提供できるサービスの販売体制を整えていきます。

このように、成長戦略の実現及び政府からの強い需要に応えていくためには、現状の衛星4機の運用から早急に運用機数を拡充する必要があります。現在は製造能力の拡張を見据えて、生産現場の環境整備及び衛星の数が増加した際の安定的な品質確保に向けた管理体制の強化を進めているほか、それを支える技能者の育成環境の整備等も進めています。

まずは来期目標の年産12機体制の構築に向けて、2025年6月末現在では23号機までの部材発注を開始しており、既に12号機まで製造に着手しています。当期は下期に2機の打上げを予定していますが、当社が掲げる30機のコンステレーションを構築する目標の実現に向けて、必要な人員の採用・教育、製造体制の整備、パートナー企業との連携、ロケットの打上げ企業とのコミュニケーション等を進めている状況です。

上記のような事業状況において、2024年度における売上高は、2,316,649千円(前連結会計年度比67.1%増)、営業損失は3,070,206千円(前連結会計年度は1,795,927千円の損失)、経常損失は3,594,948千円(前連結会計年度は1,951,232千円の損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は3,592,954千円(前連結会計年度は1,520,458千円の損失)となっております。

また、2024年度における営業活動に使用した資金は1,798,097千円(前連結会計年度は2,221,564千円の使用)となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失3,586,493千円(前年同期は税金等調整前当期純損失1,505,008千円)、減価償却費1,097,476千円(前年同期は減価償却費115,259千円)、株式報酬費用437,930千円、上場関連費用383,560千円(前年同期は上場関連費用6,988千円)によるものです。

当社は2024年12月の東京証券取引所グロース市場への上場を通じて約104億円の資金調達を実施し、また2025年6月末時点で約111億円の現預金を保有しておりますが、2028年以降の実現を目指す30機の衛星コンステレーションの構築のための全ての資金は確保できていない状況であり、本新株予約権の発行を決議いたしました。

なお、2024年12月の上場時の資金調達、未実行の融資及び政府からの補助金収入等により2026年末までに打上げを予定している衛星に係る製造・打上げ資金は確保できておりますが、2027年以降の打上げに係る製造・打上げ資金、2027年までの運転資金の一部については確保できていない状況であり、また補助金収入は対象となる支出が先行して発生し、その収入時期は一部2027年以降になる可能性があり不確実であります。また、衛星の打上げのためにはその約2年前から部材発注を開始する必要があり、それら費用の支払いが先行して発生するため、30機のコンステレーション構築の実現に向けて、このタイミングでのエクイティ・ファイナンスによる資金調達が必要であると判断しました。これにより、事業から創出される収益の充当に加えて、本資金調達・本調達によって自己資本を厚くすることで可能となる新規融資を行うことにより、2027年末までを目処とした製造・打上げ資金及び運転資金が確保できる見通しです。

今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「2 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載しております。

- (注1) Global Market Insights, "Synthetic Aperture Radar (SAR) Market Report, 2024-2032" (2023年5月)。出所に記載がある市場規模元データを1ドル=150.0円として換算。市場規模には衛星、航空機、UAVの市場規模を含む。ただし、記載内容は当該市場予想が合理的な根拠に基づくものと当社グループ内で適切な検討を経たものであるが、その予測統計モデルは、複数の予測手法と重要性による加重を組み合わせて設計されており、その達成を保証するものではありません。
- (注2) 防衛省の令和7年度宇宙関連概算要求(P.1):https://www8.cao.go.jp/space/comittee/dai114/siryou2-9.pdf*令和7年度(2025年度)以降は概算要求額
- (注3) 宇宙戦略基金とは、産学官の結節点として宇宙航空研究開発機構(JAXA)に設置した基金(総額1兆円)を活用し、スタートアップをはじめとする民間企業・大学等が複数年度(最大10年間)にわたって大胆に研究開発に取り組めるよう支援を行うものです。令和5年補正予算にて第1期(約3,000億円)が措置されました。なお令和6年度補正予算として第2期(約3,000億)の概要が公表され、今後4,000億の予算化が期待されます。 https://fund.jaxa.jp/
- (注4) 2025年4月8日公表の「防衛省衛星コンステレーションの整備・運営等事業に関する実施方針」より。2025年7月8日には「衛星コンステレーションの整備・運営等事業に関する入札公告」が公表されています。
- (注5) 足元では、2025年7月上旬に防衛省情報本部より画像取得に関する公告が公表されており、当社は入札への参加を検討しています。入札は本新株予約権の割当日までの期間に予定されていますが、仮に落札した場合でも、2025年12月期連結業績予想への影響は軽微となる見込みです。
- (注 6) 2025年 5 月20日公表の防衛省「衛星コンステレーションの整備・運営等事業に関する実施方針に 対する質問回答」より。

(2) 本新株予約権の商品性

本新株予約権の構成

- ・本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は19,523,000株です。
- ・本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、下記 に記載のとおり、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約の規定により当社が停止指定(下記 に定義する。以下同じ。)を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して行使を行わせな

いようにすることが可能となります。

- ・本新株予約権の行使価額は、当初1,226円(発行決議日の直前取引日の東証終値)ですが、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の92%に相当する価額に修正されます。ただし、行使価額の下限(下限行使価額)は736円(発行決議日の直前取引日の東証終値の60%の水準)であり、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。
- ・本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌々取引日以降約3年間(2025年8月15日から2028年8月10日まで)であります。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができません。

本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において、主に下記 及び の内容について合意する予定です。

当社による停止指定

- ・当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間(以下「停止指定期間」という。)として、2025年8月15日から2028年7月10日までの間の任意の期間を指定(以下「停止指定」という。)することができます。停止指定を行う場合には、当社は、2025年8月13日から2028年7月6日までの間において停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当予定先に通知いたします。なお、上記の停止指定期間については、停止指定を行った旨をプレスリリースにより開示した日の2取引日以後に開始する期間を定めるものとします。
- ・なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消すことができます。
- ・停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその旨 をプレスリリースにて開示いたします。

割当予定先による本新株予約権の取得の請求

・割当予定先は、()2025年8月15日以降、2028年7月10日までの間のいずれかの5連続取引日の東証終値の全てが下限行使価額を下回った場合、()2028年7月11日以降2028年7月20日までの期間、()当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、()当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合、又は()当該買取契約に定める禁止行為を行った若しくは割当予定先から要求される行為を行わなかった場合、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権を全て取得します。

(3) 本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。また、当社の資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能な手法であるかどうかとともに、資本政策の柔軟性が確保されていること等も手法選択の判断材料といたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本新株予約権の主な特徴)

< 当社のニーズに応じた特徴 >

約3年間にわたり発生する資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと

・今般の資金調達における調達資金の支出時期は、下記「2 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載のとおり、約3年間にわたります。本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、停止指定を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計になっております。

過度な希薄化の抑制が可能なこと

- ・本新株予約権は、潜在株式数が19,523,000株(発行決議日現在の発行済株式数111,565,050株の17.50%)であり、一定の希薄化が生じるものの、最大の希薄化率は一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。また、本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっております。
- ・本新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、株価が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株価動向等を勘案して停止指定を行うことによって、本新株予約権の行使が行われないようにすることができます。

株価への影響の軽減が可能なこと

以下の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組み となっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社普通株式の供 給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・一定の水準の下限行使価額が設定されていること 資本政策の柔軟性が確保されていること
- ・資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも 取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

< 本新株予約権の主な留意事項 >

本新株予約権には、主に、下記 乃至 に記載された留意事項がありますが、当社といたしましては、 上記 乃至 に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

本新株予約権の下限行使価額は736円(発行決議日の直前取引日の東証終値の60%の水準)に設定されており、株価水準によっては本新株予約権の行使による資金調達の全部又は一部ができない可能性があります。

株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

当社の普通株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。 本新株予約権発行後、東証終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合等には、割当予定 先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

(他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴)

公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株あたりの利益の希 薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。

社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性指標は低下いたします。なお、当社においては、必要な資金を調達するには負債となる資金調達も一定程度は必要であると考えており、設備投資資金・運転資金の調達を行うため複数の取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにタームローン契約を締結しております。この契約に基づく2025年3月末時点の借入未実行残高は8,932百万円であります。

本新株予約権においては、上記 に記載のとおり、行使の分散、下限行使価額の設定等の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。また、調達金額は資本となるため、財務健全性指標は上昇いたします。一方、当社普通株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

- 2 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容 該当事項はありません。
- 3 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、本(注) 1 (2) 及び に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

<割当予定先による行使制限措置>

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における発行会社普通株式の終値(ただし、本新株予約権の行使価額の調整が行われた場合は同様に調整される。)以上の場合、本新株予約権の行使可能期間の最終2か月間等の所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせません。

割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予 約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新 株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

- 4 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
 - 割当予定先は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社普通株式の貸株を使用する予定であり、本新株 予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空 売りを目的として、当社普通株式の貸株は使用しません。
- 5 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取 決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社株主である新井元行は、その保有する当社普通株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

なお、新井元行は、当社の株価や株式市場の動向、本新株予約権の行使の進捗状況等を勘案し、割当予定先へ貸株の返還を請求する可能性があり、その旨を割当予定先へ通知しております。

6 その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で本(注)3 及び の内容等について約させ、また譲受人となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとします。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

7 振替新株予約権

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。

8 本新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に記載の行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の2銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。
- 9 単元株式数の定めの廃止等に伴う取扱い 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要 となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)	
24,038,669,900	10,000,000	24,028,669,900	

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
 - 2 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
 - 3 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)の合計であります。
 - 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額24,028,669,900円につきましては、前記「1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (1)」に記載の内容を目的として、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
小型SAR衛星の製造・打上げ及び関連する設備投資資金	16,248	2025年8月~2028年8月
小型SAR衛星及びソリューションに係る運転資金(人件費、研修採用費、研究開発費、業務委託費及び事業発展に伴うシステム利用料)	7,780	2025年8月~2028年8月
合計	24,028	-

- (注) 1 本新株予約権の行使状況又は行使期間における株価推移により、実際の調達金額が上記支出予定金額に満たない場合には、自己資金又は借入等も活用して、可能な限り上記の方針に沿った事業活動を展開する予定であります。なお、本新株予約権の行使期間における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、上記の方針に沿って事業を展開する上で適切な配分等を勘案しそれぞれの投資に充当していく予定であります。
 - 2 当社は、本新株予約権の払込み及び行使により調達した資金を速やかに支出する計画でありますが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
 - 3 上記具体的な使途につき、優先順位はございません。支出時期の早いものより充当する予定であります。なお、資金使途の変更があった場合には速やかに開示する予定であります。

上記各資金使途に係る詳細につきましては、以下のとおりです。

小型SAR衛星の製造・打上げ及び関連する設備投資資金について

SAR衛星データ市場は、安全保障や防災に関わる世界需要の大きさに対して、供給量に制約があり寡占傾向が強いことが特徴と認識しています。この世界的な需要に応えるために、早期の衛星の量産体制の構築・運用機数の増加が当面の重要課題となります。

当社は、これまで衛星6機の製造・打上げを行い、既に最初の実証機2機は運用が終了しておりますが、基本的には年間1機から2機ずつの製造を行ってまいりました。現在は多数機のコンステレーションを構築するため、小型SAR衛星を年間最大12機程度同時に生産できる量産体制の構築を進めており、設計寿命が5年である点も踏まえながら、今後段階的に量産体制による製造を拡大する予定です。量産を実現するために、必要な人員の採用・教育、製造体制の整備、パートナー企業との連携を進めてまいります。

衛星の製造・打上げの支払いは売上に先行して発生するため、その先行資金の確保が必要となります。 2024年12月の上場時の資金調達、未実行の融資及び政府からの補助金収入等の既存の資金に加えて、本資

株式会社Synspective(E40216)

有価証券届出書(通常方式)

金調達及び今後の新規融資により、目標とする30機分の製造・打上げ資金及び運転資金の確保が可能となります。なお、衛星1機あたりの製造費用は約11-14億円、打上げ1回あたりの費用は当社専用機で約11億円、相乗機で約3億円であり相乗機の利用も一定程度見込んでおります。加えて、衛星製造に関連する試験機等の導入のため約5億円の設備投資を見込んでおります。これらの小型SAR衛星の製造・打上げ及び関連する設備投資等を目的として16,248百万円を充当する予定であります。

小型SAR衛星及びソリューションに係る運転資金(人件費、研修採用費、研究開発費、業務委託費及び事業 発展に伴うシステム利用料)について

当社事業を継続的に発展させるためには、小型SAR衛星及びソリューションに係る専門性の高いエンジニアや営業人材の採用及び教育、パートナー企業との連携が重要であると認識しております。そのため人件費、研修採用費、研究開発費、業務委託費及び事業発展に伴うシステム利用料の運転資金として、7,780百万円を充当する予定であります。

EDINET提出書類 株式会社Synspective(E40216) 有価証券届出書(通常方式)

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

名称	野村證券株式会社		
本店の所在地	東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号		
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 奥田 健太郎		
資本金	10,000百万円		
事業の内容	金融商品取引業		
主たる出資者及びその出資比率	野村ホールディングス株式会社 100%		

b. 当社と割当予定先との間の関係

	当社が保有している割当予定先 の株式の数	-
出資関係	割当予定先が保有している当社 普通株式の数 (2025年 6 月30日現在)	676,900株
人事関係		当社と割当予定先との間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人事関係はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引等の関係		当社の主幹事証券会社であります。

c . 割当予定先の選定理由

当社は、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (3)」に記載のとおり、野村證券株式会社が、株価や既存株主の利益に充分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、同社が、 当社の主幹事証券会社として良好な関係を築いてきたこと、 国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社普通株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、 同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

d . 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は19,523,000株です(ただし、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予 約権証券 (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されること があります。)。

e . 株券等の保有方針

本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株 予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。一方で、 野村證券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を原則として長期間保有す る意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを口 頭で確認しております。

f . 払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社の2025年7月1日付第24期決算公告における2025年3月31日時点の貸借対照表により、同社が本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に係る払込みに要する充分な現金・預金及びその他の流動資産(現金・預金:1,931,106百万円、流動資産計:15,590,367百万円)を保有していることを確認しております。

g . 割当予定先の実態

割当予定先である野村證券株式会社の完全親会社である野村ホールディングス株式会社は、国内においては東証及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、同社グループのウェブサイト上及び公表されている野村グループ行動規範において、「野村グループは、反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わないものとする。」と公表しております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。また、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置し、反社会的勢力関連の情報の収集・蓄積及び厳格な管理を行っていること等を、割当予定先である野村證券株式会社からヒアリングし確認しております。

これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。当社取締役会での承認を行う前には、譲受予定先及び関係者について、本人確認、反社会的勢力等でないことの確認、権利行使の払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、当社が割当予定先との間で締結予定の買取契約上に係る行使停止等の権利・義務についても譲受予定先が承継することを条件に、検討・判断いたします。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 3 及び 」の内容等について約させ、また譲受人となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとします。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人)(以下「プルータス・コンサルティング」という。)に依頼いたしました。プルータス・コンサルティングは、権利行使期間(3年)、権利行使価格(1,226円)、当社普通株式の株価(1,226円)、株価変動性(81.07%)、配当利回り(0%)及び無リスク利子率(0.902%)を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に 当社の取得条項(コール・オプション)については発動のタイミングを定量的に決定することが困難であるため、下記 の場合を除き評価に織り込まないこと、 割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間(権利行使可能な期間に限る。)にわたって一様に分散的な権利行使がされること、 株価が下限行使価額を5取引日連続して下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定しております。当社は、当該評価を参考にして、本新株予約権1個あたりの払込金額を、当該評価額と同額となる金530円としました。

当社は、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (2)」に記載した本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。さらに、当社監査役3名全員(全て社外監査役)から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

()本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、プルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること

- ()プルータス・コンサルティングと当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないので、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- ()当社取締役がそのようなプルータス・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- ()プルータス・コンサルティングから当社実務担当者への具体的な説明が行われた上で当社実務担当者から監査 役にも共有がなされ、評価報告書が提出されていること
- ()本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、プルータス・コンサルティングの評価報告書を参 考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- ()本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から取締役会になされており、また、本新株予約権の発行の適法性に関する法律意見書を当社法律顧問から受領していること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大19,523,000株(議決権195,230個相当)であり、発行決議日現在の当社発行済株式数111,565,050株(2025年6月30日現在の総議決権数1,115,277個)に対して占める割合は最大17.50%(当社議決権総数に対し最大17.51%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (3)」に記載のとおり、本新株予約権の発行により、過度の希薄化を招かない範囲で今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、 本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数19,523,000株に対し、当社普通株式の過去6か月間における1日あたり平均出来高は2,788,992株であり、一定の流動性を有していること、 本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ、 当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により交付され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の発行は、本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数の25%未満としていること、支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、大規模な第三者割当に該当しません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権の行使により、大株主の状況が次のとおり変動する見込みであります。

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (株)	総議決権 数に有す る所権数の 決権の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議対有 る所有数の 決権の 割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	676,900	0.61	20,199,900	15.41
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	12,500,000	11.21	12,500,000	9.54
ヒューリック株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号	11,089,800	9.94	11,089,800	8.46
新井 元行	東京都文京区	9,015,000	8.08	9,015,000	6.88
スペース・エースタート 1 号投資事業有限責任組合	東京都港区三田三丁目 5 番27号	8,611,200	7.72	8,611,200	6.57
清水建設株式会社	東京都中央区京橋二丁目16番1号	6,944,400	6.23	6,944,400	5.30
S P エースタート 1 号投資 事業有限責任組合	東京都港区三田三丁目 5 番27号	6,469,050	5.80	6,469,050	4.94
白坂 成功	東京都世田谷区	4,500,000	4.03	4,500,000	3.43
日本グロースキャピタル投 資法人	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	3,216,250	2.88	3,216,250	2.45
森トラスト株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号	2,399,700	2.15	2,399,700	1.83
計		65,422,300	58.66	84,945,300	64.82

- (注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2025年6月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。
 - 2 大株主の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「2025年6月30日現在の所有議決権数(野村證券株式会社については当該議決権数に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である19,523,000株に係る議決権数195,230個を加算した数)」を、「2025年6月30日現在の総議決権数(1,115,277個)に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である19,523,000株に係る議決権数195,230個を加算した数」で除して算出しております。
 - 3 前記「1 割当予定先の状況 e.株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先である野村證券株式会社は、割当を受けた本新株予約権の行使により交付された株式を当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であるため、割当予定先である野村證券株式会社は割当後における当社の大株主とはならないと見込んでおります。
 - 4 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、小数点以下第3位を四捨五入しております。
- 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社 S y n s p e c t i v e (E40216) 有価証券届出書 (通常方式)

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第 5 期	第6期	第7期
決算年月		2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高	(千円)	492,413	1,386,283	2,316,649
経常損失()	(千円)	4,340,711	1,951,232	3,594,948
親会社株主に帰属する当期純損失()	(千円)	6,272,235	1,520,458	3,592,954
包括利益	(千円)	6,275,152	1,521,703	3,593,768
純資産額	(千円)	8,092,159	7,870,638	19,872,941
総資産額	(千円)	9,893,170	11,314,943	28,195,336
1株当たり純資産額	(円)	179.97	193.87	179.54
1株当たり当期純損失()	(円)	88.42	20.60	42.78
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	1	-
自己資本比率	(%)	81.8	69.5	68.9
自己資本利益率	(%)	-	1	-
株価収益率	(倍)	-	1	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	4,136,757	2,221,564	1,798,097
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	2,499,887	3,636,955	7,464,995
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	5,885,926	3,722,615	19,032,705
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	6,603,202	4,468,524	14,239,861
従業員数	(47)	176	163	192
〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	(9)	[15]	〔12〕

- (注) 1 . 第 5 期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。第 5 期及び第 6 期までの潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。また、第 7 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。
 - 2.第5期及び第6期の1株当たり純資産額については、A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっております。
 - 3. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
 - 4.第5期及び第6期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。また、第7期の株価収益率については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

- 5.第5期から第7期について、多額の先行投資と先行して衛星の開発・製造に従事していることにより、経常 損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。また、同様の理由により、営業活動及び投資 活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
- 6.従業員数は当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、平均臨時雇用者数(契約社員・アルバイトを含み、人材会社からの派遣社員を含まない。)は、年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を〔〕外数で記載しております。
- 7.第5期から第7期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」 (1976年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限 責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- 8.当社は、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第3期	第4期	第 5 期	第6期	第7期
決算年月		2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高	(千円)	57,344	52,401	498,743	1,414,347	2,342,603
経常損失()	(千円)	2,696,714	2,460,388	4,333,721	2,000,823	3,568,804
当期純損失()	(千円)	2,698,572	2,465,368	6,265,062	1,559,650	3,566,609
資本金	(千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	7,679,652
発行済株式総数		346,758	408,683	72,793,950	75,422,100	108,249,150
普通株式	(株)	100,000	100,000	15,000,000	15,000,000	108,249,150
A種優先株式	(株)	86,200	86,200	12,930,000	12,930,000	-
B種優先株式	(株)	160,558	160,558	24,083,700	24,083,700	-
C 1種優先株式	(株)	-	61,925	20,780,250	20,780,250	-
D種優先株式	(株)	-	-	-	2,628,150	-
純資産額	(千円)	6,574,659	8,939,441	8,124,448	7,864,980	19,894,443
総資産額	(千円)	6,729,428	9,136,240	9,939,090	11,300,164	28,252,789
1 株当たり純資産額	(円)	12,509.58	16,646.56	179.52	193.95	179.74
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	(-)
1株当たり当期純損失()	(円)	7,782.29	6,738.90	88.32	21.13	42.47
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円)	ı	-	-	ı	ı
自己資本比率	(%)	97.7	97.8	81.7	69.6	68.9
自己資本利益率	(%)	1	-	1	1	1
株価収益率	(倍)	1	-	1	1	1
配当性向	(%)	ı	-	1	ı	ı
従業員数	(5)	95	119	172	159	186
〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	[-]	[-]	(9)	[15]	[12]
株主総利回り (比較指標: -)	(%) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
最高株価	(円)	-	-	-	-	740
最低株価	(円)	-	-	-	-	531

- (注) 1 . 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第5期の期首から適用しており、第5期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
 - 2.第3期から第6期までの1株当たり純資産額については、A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっております。

- 3.第5期及び第6期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また当期純損失であるため、記載しておりません。また、第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの当期純損失であるため、記載しておりません。
- 4. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 5 . 第 5 期及び第 6 期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。また、第 7 期の株価収益率については、 1 株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 6.第3期から第7期について、多額の先行投資と先行して衛星の開発・製造に従事していることにより、経常 損失及び当期純損失を計上しております。
- 7.1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
- 8.従業員数は他社から当社への出向者を含む就業人員であり、平均臨時雇用者数(契約社員・アルバイトを含み、人材会社からの派遣社員を含まない。)は、年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を〔〕外数で記載しております。
- 9.第5期から第7期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。なお、第3期及び第4期の財務諸表については、「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、該当各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。
- 10. 当社は、2024年6月24日付で株式1株につき150株の株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
- 11. 当社は、2024年4月12日付で第三者割当増資(D種優先株式22,437株の発行)、2024年4月25日付で第三者割当増資(D種優先株式7,052株の発行)、2024年6月10日付で第三者割当増資(D種優先株式43,591株の発行)が行われた結果、資本金は2,950,120千円となり、発行済株式総数は、普通株式100,000株、A種優先株式86,200株、B種優先株式160,558株、C1種優先株式131,794株、D種優先株式89,749株となりました。その後、2024年6月12日付で普通株式を対価とする取得請求権に基づき、発行済優先株式のすべてを当社が取得し、引き換えに優先株主に対して当社普通株式の交付を行い、2024年6月23日付で当社が取得した優先株式のすべてを消却しております。また、当社は、2019年3月20日付で株式1株につき100株、2024年6月24日付で株式1株につき150株の株式分割を行っております。その結果、発行済株式総数は86,944,950株となっております。なお、当社は2024年6月7日開催の臨時株主総会において、2024年6月24日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
- 12.2024年12月19日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第3期から第7期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
- 13.最高株価及び最低株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。2024年12月19日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

2 【沿革】

当社創業者の新井元行と、ImPACTプログラム(注1)でマネージャーとして防災性能向上を目的とした小型SAR衛星(注2)開発を進めていた白坂成功(現 当社顧問、慶應義塾大学大学院教授)(注3)は、ImPACTプログラムの技術成果を社会実装し、「この世代で、人類の経済活動を、地球環境と資源を考慮した持続可能なものにする」ため当社を創立しました。衛星コンステレーション(注4)により全球の環境・経済活動を可視化し、解析できるアナリティクスプラットフォームの構築と、持続可能な社会・経済活動を阻害する恐れのあるリスクを特定・評価し、専門性を持つパートナーとともにソリューションの開発・実装を行っております。ImPACTプログラムの基礎技術と多様なビジネス経験のあるメンバーがこのビジョンの下に集い、事業を進めて参りました。

年月	概要
2018年 2 月	東京都千代田区に株式会社Synspective(資本金5,000千円)を設立
2018年 4 月	東京都中央区に本社移転
2018年 9 月	マーケティング拠点としてシンガポールに連結在外子会社Synspective SG Pte. Ltd.を設立
2018年 9 月	取締役会を設置
2019年4月	JAXA J-SPARCプログラム(注5)に参画
2019年10月	東京都江東区に本社移転
2020年 9 月	SAR衛星データを用いたクラウドベースサービス「地盤変動モニタリング(Land Displacement Monitoring)」をリリース
2020年12月	小型SAR衛星の実証初号機の打上に成功
2021年 2月	実証初号機の初画像データ取得に成功、小型SAR衛星画像の取得成功は民間で日本初
2021年5月	宇宙セクターにおけるITセキュリティアライアンス「Space ISAC」(注6)に加入
2021年10月	経済産業省のスタートアップ支援プログラム「J-Startup」企業に選定
2022年 1 月	新設分割により連結子会社 株式会社Synspective Japanを設立、衛星運用を担う
2022年 4 月	内閣府「小型SAR衛星コンステレーションの利用拡大に向けた実証」の採択事業者に決定
2023年10月	経済産業省のインパクトスタートアップ育成支援プログラム「J-Startup Impact」に選定
2023年10月	令和4年度経済産業省「中小企業イノベーション創出推進事業」に採択
2024年7月	自社小型SAR衛星のStriXシリーズにより、日本最高分解能である25cmのSAR画像取得に成功
2024年 9 月	量産工場であるヤマトテクノロジーセンター(神奈川県大和市)が稼働開始(注7)
2024年11月	宇宙航空研究開発機構(JAXA)の宇宙戦略基金「商業衛星コンステレーション構築加速化」に採択
2024年12月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2025年 2 月	北米・ラテンアメリカにおける事業拡大のため、米国に持株会社Synspective USA HD, Inc. (当社 100%子会社)及び事業会社Synspective USA, Inc. (Synspective USA HD, Inc.の100%子会社)を設立

- (注) 1.内閣府が所管するハイリスク・ハイインパクトの技術開発を目的とした「革新的研究開発推進プログラム」。このうち、当社技術の基礎となるSARシステムは、2015~2018年度で実施された「オンデマンド即時観測が可能な小型合成開口レーダ衛星システム」の技術成果。
 - 2 . Synthetic Aperture Radar (SAR) は日本語では「合成開口レーダ」と呼ばれる。SAR衛星はマイクロ波を使って地表面を観測する衛星で、従来のSAR衛星は重量が1,000kgを超えるものであったが、100-500kg程度に小型化したものを小型SAR衛星と呼ぶ。
 - 3. 当社の共同創業者である白坂成功氏は創業以来取締役を務めていたが、内閣府宇宙政策委員会 基本政策 部会の部会長就任にあたり2022年3月24日付で取締役を退任。以降当社顧問として、宇宙政策及び宇宙関 連技術のアドバイスを行う。
 - 4.複数の人工衛星を連携させて一体的に運用するシステム。互いに通信範囲が重ならないよう軌道に投入することで世界全域を高頻度で撮像する。constellationとは「星座」の意味。
 - 5.「宇宙イノベーションパートナーシップ」(J-SPARC: JAXA Space Innovation through Partnership and Co-creation)。民間事業者等とJAXA間でパートナーシップを結び、共同で新たな発想の宇宙関連事業の創出を目指す研究開発プログラム。

EDINET提出書類

株式会社Synspective(E40216)

有価証券届出書(通常方式)

- 6 . 米国Space ISAC (Space Information Sharing and Analysis Center)は、公共及び民間の宇宙分野のあら ゆる脅威に対するセキュリティ情報源センター。このセンターでは、宇宙分野における、セキュリティ、 脅威に関するデータ、事実やそれらの分析を得るための包括的な単一の情報源を有しており、宇宙資産を 保護するための対応策、緩和策、回復策を支援するための分析とリソースを提供している。
- 7.ヤマトテクノロジーセンターは2024年9月から順次稼働を開始しており、2024年11月に設備が完成した。

3 【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社及び連結子会社4社で構成されており、「次世代の人々が地球を理解し、レジリエントな未来を実現するための新たなインフラをつくる」ことを目指し、衛星コンステレーションとデータ解析技術を用いた衛星データ事業を展開しております。

なお、当社グループは衛星データ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は省略しております。

1. 当社の事業内容

(1) 当社の衛星の特徴

当社はSAR衛星の開発・製造・運用を行い、得られたSAR衛星データを用いたデータビジネスを進めています。人工衛星は目的に応じて通信・測位・地球観測衛星の3つに大別され、さらに地球観測衛星は光学衛星、SAR衛星に分類されます。SAR衛星の特徴は、天候や時間帯に依存せずいつでもデータ取得が可能であることです。光学衛星は宇宙から写真を撮影するもので直感的に理解しやすく、Google Earthをはじめとする様々なWEBサービスで利用が進んでいます。しかし、雲により視界が妨げられ、また暗い夜間には視認性が落ちるために、情報取得の機会が限定されます。それに対して、X-band帯域(注 1)を利用するSAR衛星は雲を透過する波長の電波を自ら照射し、地上からの反射波を観測するため、これらの影響を受けずいつでもデータ取得が可能です。またデータには、地形や構造物の形・物性の把握に資する情報が含まれています。これらの特徴から、SAR衛星データは時系列分析や変化抽出に強く、経済・環境の連続的変化を捉えるのに適していると言えます。

(図表)光学衛星とSAR衛星の違い

当社グループの小型SAR衛星「StriX(ストリクス)」は、政府が主導する革新的研究開発推進プログラム(以下、ImPACTプログラム(注2))の成果を応用した独自の小型SAR衛星です。同プログラムでは、JAXA、東京大学、東京工業大学(現、東京科学大学)、慶應義塾大学等との連携により、高性能・低コスト・製造容易性を意識した開発と研究が進められ、小型SAR衛星開発に係るプログラムは2015年度から2019年度まで実施されました。それらの技術を引き継ぎ応用して完成したのが当社グループの小型SAR衛星「StriX(ストリクス)」です。

同機は、従来の大型衛星に比べて重量比(注3)で約1/10の小型化(注4)を達成しており、折り畳み可能なSAR アンテナ(展開型スロットアレーアンテナ(注5))、高出力化と高度な熱制御等により、衛星サイズの小型化と 大型SAR衛星と遜色ない撮像能力を実現しています。搭載機器開発と既製品の積極利用、並びに小型化により、従来 の大型のものと比較し打上げと製造費用をあわせ、およそ1/20の低コスト化が可能(注3)です。これにより従来 の衛星では費用が掛かり過ぎて不可能だった、多数機でのコンステレーション(注6)形成が可能となり、多地点 の高頻度観測ができるようになります。

(注1) X-band

SAR衛星で用いられる波長帯のひとつです。X-band(波長約3cm)、C-band(波長約6cm)、L-band(波長約24cm)などがあり、波長が短い電波ほど分解能は高くなります。

(注2)革新的研究開発推進プログラム/ImPACTプログラム

政府の科学技術・イノベーション政策の司令塔である総合科学技術・イノベーション会議が、ハイリスク・ハイインパクトな研究開発を促進し、持続的な発展性のあるイノベーションシステムの実現を目指したプログラム。

(注3)重量比/コスト比

従来の大型衛星の例として、JAXAが開発、三菱電機が製造した大型SAR衛星「陸域観測技術衛星だいち4号 (ALOS-4)」は重量約3トン、打上費用を含む総事業費は320億円。(JAXA HP予算関連(予算推移、プロジェクト関連)より)

(注4)小型衛星の定義

- 重量1,000kg超級を大型、100kg~500kgを小型と示します。なお、当社の衛星「StriX(ストリクス)」は100kg級 です。

参考:国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が運営する電子ジャーナルプラットフォームJ-stage「Journal of The Remote Sensing Society of Japan Vol. 34 No. 1」より

(注5)展開型スロットアレーアンテナ

「展開型スロットアレーアンテナ」とは、展開時には大型SAR衛星と同等の5mになる折り畳み方式のアンテナ。StriXの展開型スロットアレーアンテナは、1kW級の高出力アンプを搭載、さらにバランスのとれた熱制御を実現し、大型SAR衛星に比べて重量比で約1/10の小型化を達成しています。

(注6)コンステレーションと高頻度撮像について

衛星が地球上の同一地点を観測する際の経過時間である衛星再訪問周期(例えばALOS-2(陸域観測技術衛星2号)の回帰日数は14日間)は短縮することはできませんが、小型化・低コスト化によって複数の衛星を製造し、互いに通信範囲が重ならないよう軌道に投入することで、世界全域を高頻度で撮像することができるようになり、従来の課題であった即応性が補完されます。

(図表)当社グループ小型SAR衛星







(2) 当社サービスの概要

当社グループのビジネスは、小型SAR衛星と関連システムの開発・製造を通じた衛星コンステレーションの運用とその取得データの販売及びソリューションの開発・販売です。衛星の打上、及び衛星・地上間の通信設備利用については外部企業に委託しています。SAR衛星データを取得し、エンドユーザーに対して価値提供するまでのオペレーションを一貫して行うため、安定したデータ取得とマーケットニーズを捉えたサービスの開発・提供が可能となります。これらを通じて顧客に提供するサービスは、データ販売とソリューション提供の2つです。なお、当社グループはセグメント単位としては衛星データ事業の単一セグメントであります。

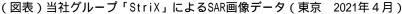
(図表) 当社の技術

希少なSAR衛星データを取得し、エンドユーザーに対する価値提供まで一貫して行う。



データ販売

データ販売は、当社グループの小型SAR衛星「StriX」シリーズによるコンステレーションから取得したデータを販売するサービスです。このデータは地表から反射して返ってきた信号を処理し、画像化されたもので、この画像データを分析することで、地形・対象物の形状や変化を把握することができます。SAR画像分析には高い専門性と知識が必要になるため、この能力を持つ各国政府(特に防衛関連省庁)が直接SAR衛星データを利用する顧客となります。安全保障、防災/減災、インフラ/国土開発等の官需が中心です。サービスはWeb上で完結し、顧客は購入枚数の契約の下、その期間内で当社プラットフォームを用いて興味地域を指定し、当社衛星によるデータ取得後、当該プラットフォーム上で納品を受けます。





画像データを得るための衛星の撮像モードは、ストリップマップモード、スライディングスポットライトモード、ステアリングスポットライトモードの3種類です。ストリップマップモードでは、撮像幅及び撮像域(シーン)の長い画像を、グランドレンジ分解能3.5m×グランドアジマス分解能2.6mで撮像できます。スライディングスポットライトモードでは、アンテナビームをストリップマップモードより遅く走査させ、電磁パルスをより長い時間、地表の特定箇所に照射することでより高分解能な画像が取得でき、グランドレンジ分解能0.46m×グランドアジマス分解能0.5mで撮像できます。そして、ステアリングスポットライトモードは、より観測域を狭めて照射するモードで、グランドレンジ分解能0.46m×グランドアジマス分解能0.25mで撮像できます。

(図表)撮像モード一覧

ストリップマップモード(Str	ipmap mode)	
観測幅	10~30km (ノミナル20km)	
撮像域(シーン)の長さ	50~70km	
分解能	レンジ分解能 3.5m × アジマス分解能 2.6m	
スライディングスポットライト	モード (Sliding Spotlight mode)	
観測幅	10km (ノミナル値)	
撮像域(シーン)の長さ	10km	
分解能	レンジ分解能 0.46m × アジマス分解能 0.5m	13.
ステアリングスポットライトマ	Eード (Staring Spotlight mode)	
観測幅	10km (ノミナル値)	
撮像域(シーン)の長さ	3km	
分解能	レンジ 分解能 0.5m × アジマス分解能 0.25m	

(注1) ノミナル値

寸法公差の基準となる値で、実測された値の平均値を指します。

(注2)レンジ・アジマス

衛星の進行する軌道方向をアジマス(Azimuth)方向、レーダーを照射する方向をレンジ(Range)方向と言います。StriX衛星は、衛星の進行方向(アジマス方向)に対して、直角方向(レンジ方向)に斜め下へマイクロ波を照射します。

ソリューション提供

当社グループのSAR衛星「StriX」のコンステレーションで取得したデータを中心に、データサイエンスを用いた自動解析を行い、その結果を業務上すぐ利用できる情報として提供するサービスです。前述のようにSAR衛星データの解釈・分析には専門的知識が必要であり、また今後取得するデータの増加に伴い、その膨大なデータ解析の手間はたいへんな負担となります。当社グループは衛星開発に加え、SAR衛星データ解析のための技術・チームを保有するため、データの付加価値とユーザビリティを向上させたソリューションの提供が可能です。

これにより、一般的にSARデータの分析能力を持たない民間の顧客に対しても、衛星データの価値を提供することができます。また、衛星機数増によりデータ取得量が増えることは、自動解析の精度向上にもつながります。多くの人が扱えるデータとなることでさらなるSAR市場拡大を牽引し、データの取得販売と解析の好循環が実現可能と考えています。

顧客は各国の省庁のみならず、損害保険、インフラ開発・土木工事、資源エネルギー開発などを手掛ける企業にも拡がりつつあり、災害リスク / 被害状況評価、大型設備と施工の安全管理・保守、地形・風況・森林等の環境調査などの需要に応えています。サービスはデータ販売と同様にWeb上のプラットフォームにおいて完結しますが、一定枚数の購入ではなく、解析箇所・頻度に基づく解析料によって決まる契約となります。また、初回導入においては、解析結果を利用するためのコンサルティングサービスを伴うことがあります。主なソリューションのラインナップは以下のとおりです。

(a) 地盤変動モニタリングソリューション

SAR衛星データを用いて広域の地盤変動を解析し、その結果を提供するソリューションサービスです。当社グループ独自のInSAR解析技術(注1)により、広域な地表面の変動量をmm単位で検出し時系列で表示します。また、地下工事等によって発生する陥没事故の領域予測機能が追加実装されております。当ソリューションにより、以下のような課題を解決できるようになります。

- ・1日停滞すると多大なコストが生じる大規模地下工事のリスク管理
- ・多額の測量コストがかかる地下資源/エネルギー採掘の地表への影響調査
- ・脆弱な地盤や海上に建設した発電プラント、港湾のメンテナンス管理
- ・新型コロナウイルス感染症(COVID-19)などの移動制約下での遠隔地/広域の地滑りリスク調査

(注1) InSAR解析

Interferometric SARの略で日本語では干渉SARと呼ばれ、SARデータに含まれる反射波の位相情報を用いて地盤や構造物の変動を解析するSARデータ特有の処理技術の1つの手法です。位相にはSAR衛星から地表までの距離の情報が含まれるため、同じ軌道上にあるSAR衛星から同一地点を2回観測すれば、その観測結果を重ねて(干渉させて)差をとることによって、地表のわずかな変動を数mm単位で捉えることができます。

(b)洪水被害分析ソリューション

SAR衛星データを用いて、浸水被害(浸水域、浸水深、被害道路、被害建物)の分析結果を提供するソリューションサービスです。台風などにより洪水被害が発生した際、従来の光学衛星や飛行機・ドローンでは天候が一定程度回復した後にしか状況把握ができませんでしたが、悪天候に強いSAR衛星を用いれば天候に左右されず広域の浸水状況を観測可能です。さらに、データサイエンスや機械学習を利用して即時に自動データ解析を行い、道路・建物などの施設への影響範囲を特定します。以下のような課題を解決できます。

- ・大規模災害で大きなコスト・リードタイムのかかる損害保険調査
- ・新興国/途上国において迅速な復興支援が必要な国際機関の現地ニーズアセスメント
- ・迅速な人命救助活動が求められる政府や自治体の初動計画

(c) その他のソリューションサービス例

その他に、森林の状況(林相やバイオマス)を可視化することで、計画外伐採の特定やカーボンクレジット取得を目指した森林資源量の把握に繋がるサービスや、洋上風力発電所付近の風速・風向を解析することで発電所設置の際の選定や保守運用の効率化に資する結果を提供するサービス、土砂災害や家屋の倒壊などの災害時に被害箇所の特定を迅速に行うためのサービス、さらに広範にわたる船舶や航空機の存在、位置、種類に関する正確かつタイムリーな情報を提供する物体検知サービスなど、様々なソリューションサービスを開発し提供しています。

これらは国内外の顧客との実証実験契約やサービス契約等を通じてソリューションとして汎用化可能だと判断した衛星データの新たなニーズであり、当社グループが他の衛星事業者に先駆けてサービスの開発及び提供が進んでいる分野と言えます。これらは国内のみならず、欧州圏でのサステナビリティへの貢献を目指す多くの企業や、アジア圏で定期的な土砂被害や地震などの災害に困窮している地域の行政への販売が進むものと考えております。

(図表)ソリューションラインナップ一覧

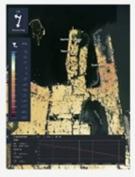
■ 安全保障関連分析





報件ものは、分解の対しソスエージョン お以データと解析アルゴリスと意用し、創始やま 空機の位置や機関に関する迅速かつ正確な情報部 が可能。 時に、東洋域のモニタリング、空港モニタリング、 空全保障、グローバルなサブライチェーンの監視 おいて、活用が期待

地盤/インフラ分析



Land Displacement Monitoring/地盤変動 モニタリング に当な地域。インフラの変動量をmm単位で株立し 時系列での分析結果を提供するサービス、地盤は下、 地面のようの音楽リスクは極からインラを向くます。

■ 災害被害分析



Flood Damage Assessment/洗水被害分析 沢水などの浸水被害(浸水域、浸水深、被害道路、被害連 粉・肝核サービス・保険のための損害査定やレスキュー活 粉・即ための迅速な調査などとに当用。



Disaster Damage Assessment/英書補書分析 灾害前後の変化(地増り、事業倒進など) を解析するサービス

■ 環境分析



Forest Inventory Management/森林貴澤管理 柳高やバイオマス量、林相区分、伎間状況などを分析する サービス。森林管理コスト和城やカーボングレジットトレー ディングなどに気用。



Offshore Wind and Wave/洋上風呪分析 広範囲な写場に対して、実際に基づく波の高さと風力を観 第・分析。 洋上風力発電の設置位置の滅支。保守・運用管理の効率化 に38単

当社グループが提供する上述のソリューションには、SAR、リモートセンシング(注 1)、データサイエンス(注 2)の 3 つの技術領域にまたがる高いレベルのエンジニアリングが要求され、当社グループのエンジニアが日々、最新の技術成果の調査・開発を進めています。これら広範なエンジニアリングの要求により、ソリューションを顧客が内部化することが難しく、当社グループの技術が必要とされる理由となっております。

(注1) リモートセンシング (Remote sensing)

「離れた位置から物を触らずに調べる」技術で、主に人工衛星や航空機に専用の測定器(センサ)を載せ、光学的に、あるいは電磁波等を用いて地球の表面を観測する技術を指すことが多いです。

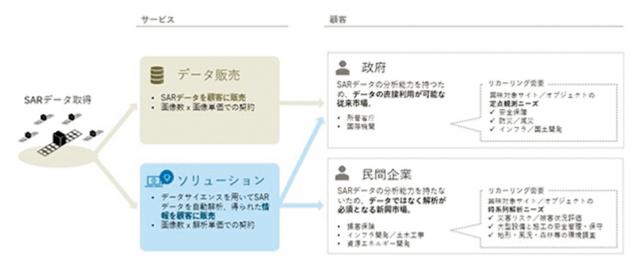
(注2)データサイエンス (Data science)

データを用いて新たな科学的及び社会に有益な知見を引き出そうとするアプローチを指します。応用性を重視し、データを扱う手法である情報工学、統計学、データマイニング、機械学習、その他アルゴリズム等を横断的に扱います。

(3)ビジネスモデル

当社グループのビジネスモデルは、小型SAR衛星「StriX」によるコンステレーションから取得したデータを顧客に販売、並びに自動解析を通じたソリューションとして提供することで収益を上げるものです。前述のように、SAR衛星は24時間365日、全天候下において観測可能であることが特長であるため、興味対象地域の安定的な定点観測が可能であり、そのデータを用いた時系列分析や変化抽出に強みを発揮します。したがって、データ販売の主要顧客である防衛需要においては複数箇所の定点観測を、その他民間需要においても複数箇所の時系列変化の分析結果提供を通じたリカーリング収益が期待できます。

(図表)当社グループビジネスモデルの概観



(注)解析単価は1撮像にかかる解析料金を示す。

この2つのサービスの組み合わせは当社を特徴付けるビジネスモデルであり、相乗効果をもたらすものです。特に、自社で保有するコンステレーションから取得されるSAR衛星データを、旧来のデータ販売への利用のみならず、新たにソリューション提供にも用いることは、当社のビジネスモデル上の強みを形成します。これは、以下に概説する拡大する民間市場への入口、余剰データ活用での高収益化、長期視点でのデータ値崩れリスクへのヘッジ、グローバル展開におけるパートナーシップ形成、の4つの重要性から構成されます。

拡大する民間市場への入口

前述のように、視認性に優れないSAR衛星データの解釈・分析には専門的知識が必要であり、また今後取得するデータの増加に伴い、その膨大なデータ解析の手間はたいへんな負担となります。そのため、一般的にSARデータの分析能力を持たない民間企業は、これまでSAR衛星データを使った業務上のリスク管理や生産性向上などの恩恵を享受することはほとんどなかったものと認識しております。これらの新興市場は、2030年までにリスク管理用途で1.2 兆円、生産性向上用途で3.6兆円の規模が期待されており(注)、当社の自動解析を通じたソリューション提供により、これら新興市場の顧客開拓が可能となると考えております。

(注) Amplifying the Global Value of Earth Observation INSIGHT REPORT MAY 2024。出所に記載がある市場規模元データを1ドル=150.0円として換算。データの対象となる「EO」には、光学衛星及びレーダ衛星のデータの他に実地でのIoTセンサーにより収集される「In situ」データも含まれる。また対象とする分野は農業、電力・公益事業、政府、公共・緊急サービス、保険・金融サービス、鉱業、石油・ガス、サプライチェーン・輸送である。記載内容は当該市場予想が合理的な根拠に基づくものと当社内で適切な検討を経たものであるが、本データは2030年まで世界レベルで地球観測技術の導入が増加することを前提としており、その達成を保証するものでない。

余剰データ活用での高収益化

SAR衛星は軌道上で充電と撮像を繰り返しながら観測を行いますが、実際に販売可能なデータ取得ができるのは、 撮像タイミングと顧客の興味地域が一致するときのみです。したがってコンステレーションの設計上のすべての撮像キャパシティ(注)を、興味地域が似通いがちな防衛需要を主体とするデータ販売で消費することはできません。衛星数が増えるにしたがってこの制約は緩和されていきますが、海外政府を含む契約数を増やしていったとしても、一定の利用率が限度となることが予想されます。そこで、興味地域分布が大きく異なると想定される民間企業の需要に対応することで、当該キャパシティの利用率を上げることができると考えております。これにより、撮像キャパシティの拡大から生み出される撮像余力分を無駄なく使い、利益最大化が可能となると考えております。

また、競争優位上、重要な副次的効果も期待されます。現在、SAR衛星データはそのほとんどの供給量が特に防衛関連の官需に対して使われており、結果として民間市場向けにはデータ供給がされ難い状況です。これは、解析専門の事業者にとって、時系列分析や機械学習のサンプルデータ不足によって分析精度が限定的なものとなり、市場拡大のボトルネックとなってきたためです。今後、衛星コンステレーション形成が進み、データ総量増大に併せて変化していくことが期待されています。当社は自社でコンステレーションを保有することとなれば、その供給先を決めることができるため、この新興市場形成において重要な役割を果たすとともに、解析事業の競合に対しても大きく先行することができる、と認識しています。

(注)軌道上で運用中の衛星の総撮像能力(画像データ量)。実際には撮像していない画像データの枚数分も含む。

データ値崩れリスクのヘッジ

伝統的にSARデータを使っている安全保障領域においては、現在は大型の衛星から得られる少数のデータを、各国政府の専門家や分析官が一つ一つ手作業で分析してきましたが、今後、コンステレーション構築に伴う大量のデータ供給によって、データの分析作業が膨大なものになると予想されます。そこで、当社の自動解析技術によって大量のデータを分析し提供することで、分析官は変化箇所の抽出・特定、物体検出、物体分類、物体分割、パターン検出、広域検索、エリア監視、特徴マッピングなどの標準的な分析処理・作業を実施することなく、結果の分析のみに注力することができるようになると考えております。

一方で、このような大量のデータ供給ができる衛星コンステレーションは、同時にデータ販売における値崩れリスクの自己矛盾を抱えています。ここで、ソリューション提供における、自動解析による大量のデータ分析はより高い付加価値を生み出すため、当該リスクに対するヘッジの役割も持ちます。つまり、データの販売単価による契約ロジックが、より多くのデータ利用を伴う高付加価値の解析単価へと移行していくことになります。

これらの変化は、米国の「LUNO」プロジェクト、日本の防衛省の「AI活用推進基本方針」等によっても確認できますが、依然中長期的な視点での動向であり、当面は大きな防衛需要に対するデータ販売が売上の源泉となります。

グローバル展開におけるパートナーシップの形成

ソリューションは、海外展開においても重要なビジネスモデル形成要素となります。前述のように、当面の主力サービスはデータ販売であり、これは日本のみならず海外政府の防衛・防災需要に対して展開していく方針ですが、中には専門家を持たない海外政府もあります。民間企業を含め、このような顧客拡大に対しては、ソリューションが必須となります。しかし、多様な分析技術が含まれ、また顧客の業務的な理解が必要なソリューション営業には、多大な労力と販売網が要求されます。

当社は特定の産業/地域に強いパートナー企業と組み、共同でソリューションの開発・提供を実施することで、効率的に営業活動を進めています。例えば、現地建設コンサルティングの会社と提携し、当社の解析プラットフォームを操作してもらい、先方の顧客へサービス提供を行います。数回のサービス提供を通じて、パートナー企業自らが弊社プラットフォームを利用してサービス提供ができるようになっていくことで、当社は大規模なマーケティングチームを持つことなく、グローバル展開していくことが期待できます。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) Synspective SG Pte.Ltd.(注)1	シンガポール	27千シンガ ポールドル	SAR衛星データの販売及 び関連するソリューショ ンの提供	100.0	役員の兼任1名 資金の貸付 業務委託
株式会社Synspective Japan	東京都江東区	9,000千円	宇宙機・地上設備及びコンピュータシステム・情報通信ネットワークに関する設計・製造・試験・販売・運用・管理・保守	100.0	役員の兼任3名 業務委託 管理業務受託

- (注)1.債務超過会社であり、2024年12月末時点で債務超過額は、6,306千円であります。
 - 2 . 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
衛星データ事業	210 (4)	
合計	210 (4)	

- (注)1.従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
 - 2.従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 - 3. 臨時従業員には、契約社員・アルバイトの従業員を含み、派遣社員を除いております。
 - 4. 当社グループの事業セグメントは単一であるため、セグメント別の従業員数の記載はしておりません。
 - 5.2025年6月30日までの1年間において連結会社の従業員数の著しい増減はありません。

(2) 提出会社の状況

2025年 6 月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
202 [4]	40.0	3.0	8,784

- (注) 1. 従業員数は、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 - 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 - 3. 臨時従業員には、契約社員・アルバイトの従業員を含み、派遣社員を除いております。
 - 4. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
 - 5. 当社グループの事業セグメントは単一であるため、セグメント別の従業員数の記載はしておりません。
 - 6.2025年6月30日までの1年間において提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありませ ん。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(2015年法律第64号)」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(1991年法律第76号)」の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

1.会社の経営の基本方針

当社グループは「次世代の人々が地球を理解し、レジリエントな未来を実現するための新たなインフラをつくる」ことを目指し、衛星コンステレーションとデータ解析技術を用いた衛星データ事業を展開しております。人々の生活とそれを支える経済は、地球規模での災害や紛争、気候変動などの、さまざまなリスクに脅かされており、当社グループは人類が自然環境や次世代を思いやりながら安心して生きていくには、それらリスクを定量的に可視化し、理解することが重要だと考えます。それには、地球規模での均質性、定常性、広域性、公正性を備えたデータを、高頻度で取得する必要があります。

当社グループはこのミッションを実現するため、地球を恒常的に俯瞰する自社SAR衛星「StriX」のコンステレーションの衛星機数を増やし、継続的なデータ販売で堅実に収益を積み上げつつ、SAR衛星が強みを持ち、かつ社会的関心度も高い自然災害・安全保障・環境リスクを軸にソリューションのラインナップを拡大し、新規衛星データ市場を開拓してまいります。

2.経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、以下を経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として定めています。

・総収入

売上高の成長に加えて、中期的には補助金収入がグループ全体の収入に占める割合が一定程度あるため、売上高 と補助金収入を合算した総収入を当面は重要な指標として管理することとしています。

· 衛星運用機数

防衛領域を中心に拡大する世界の需要に対し、供給側のプレイヤー数が不足しており、SAR衛星データの希少性が高いにも関わらず供給力が限定的であることがSAR衛星事業の市場の特徴であり、売上拡大には供給力が重要となります。そのため、当社グループのSAR衛星データの供給力を決定する衛星運用機数を重要な指標として管理することとしています。

・受注額、受注残高

現在、官公庁を中心に主に1年から複数年の契約を獲得しています。将来の売上を予測する上で受注額、受注残 高は重要な情報であり、重要な指標として管理することとしています。

3.経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

(1)防衛・宇宙需要が牽引するSAR衛星データ市場

防衛・宇宙市場の世界的な拡大

世界のSAR市場は需要の増加や技術の進歩により成長しており、2023年時点の市場規模が9,280億円、2030年までに推定1.89兆円規模になると見込まれています(注1)。これはSAR衛星だけでなく、航空機、UAVなどの市場も含むものですが、基本的に全天候で広範囲の撮像が可能なSARは情報収集・警戒監視・偵察などの防衛用途に広く使用されており、SAR技術の進化に伴い、防衛・情報機関のSAR利用は今後も継続的に拡大し続けることが予想されています。また、従来の防衛・政府利用にとどまらず、環境モニタリングや災害対応、農業、林業、インフラ管理など、さまざまな商業分野での需要の高まりがSAR市場の成長を後押しすると予想されます。

広く防衛領域における需要が見込めるSAR市場ですが、特に宇宙領域における伸びは著しいものです。世界の防衛領域における宇宙予算は、2023年は8.8兆円と推定され、2022年比で21%増という前例のない伸びを示し、過去5年間で継続的に増加しています(注2)。これは、昨今の地政学リスクの高まりや国際情勢の複雑化に伴って安全保障を目的とした衛星データを始めとする宇宙技術活用の重要度が増していることが背景としてあり、今後も各国の防衛領域における宇宙予算は増加することが見込まれています。

その中でも、各国の偵察、通信、ミサイル探知などを目的とした、防衛用途の衛星開発・コンステレーション構築に対する投資は今後も拡大が予測されます。また、特に北米では、防衛用途の衛星製造や衛星画像データにおける官公庁と民間企業の契約事例が増えており、コンステレーションの構築加速化に向けて、各国政府の民間衛星事業への投資は拡大することが見込まれます。

日本の防衛省も『我が国の防衛と予算(2020-2022)』『防衛力抜本的強化の進捗と予算(2023・2024)』にて示される通り、衛星データ活用に関する予算を過去5年間で約2.5倍と大きく増加させています。2025年4月8日には『衛星コンステレーションの整備・運営等事業に関する実施方針』を公表し、「スタンド・オフ防衛能力に必要な目標の探知・追尾能力の獲得」のため衛星コンステレーション構築を開始(PFI方式)することを掲げておりましたが、2025年3月に衆参両議院における令和7年度予算の可決を受け、2,832億円の衛星コンステレーションからの画像取得予算が確定し2025年7月8日には衛星コンステレーションの整備・運営等事業に関する入札公告(予算額2,832億円)が公開されました。その衛星構成はSAR衛星が中心となることが公表されており、今後より一層SAR衛星データ活用に関する予算の増加が期待できると想定されます(注3)。

他方で、2024年3月に内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省により、民間企業等による宇宙分野の技術開発を複数年度にわたって強力に支援するため、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)に『宇宙戦略基金』が設置されました。本基金では10年間で合計1兆円の支援が想定されており、同年3月に内閣府より公開された『宇宙技術戦略』にて示された日本として注力すべき宇宙技術に沿った事業に対して補助又は委託という形で支援されることとなっています。2024年には1兆円のうち約3,000億円の予算が総務省、文部科学省、経済産業省によって確保されており、そのうち950億円は公募テーマ「商業衛星コンステレーション構築加速化」に配分され、当社を含む4社が採択されました(注4)。当社には、衛星の量産およびサービス開発のための資金として当初補助事業期間(2027年3月末まで)において164.6億円が交付決定しております。当社としては、今後各省庁へと配賦されるであろう残りの予算も含めて、今後の事業戦略を実現するための手段として申請検討してまいります。

- (注1) Global Market Insights, "Synthetic Aperture Radar (SAR) Market Report, 2024-2032" (2023年5月)。出所に記載がある市場規模元データを1ドル=150.0円として換算。市場規模には衛星、航空機、UAVの市場規模を含む。ただし、記載内容は当該市場予想が合理的な根拠に基づくものと当社グループ内で適切な検討を経たものであるが、その予測統計モデルは、複数の予測手法と重要性による加重を組み合わせて設計されており、その達成を保証するものでない。
- (注2) Euroconsult, "Government Space Programs, 23rd edition"。出所に記載があるデータを1ドル=150.0 円として換算。ただし、記載内容は当該市場予想が合理的な根拠に基づくものと当社グループ内で適切な検討を経たものであるが、各国の宇宙予算を算出・推計するために、政府公式発表に加え専門誌やマスメディアの情報、推計も含まれており、その達成を保証するものでない。
- (注3)2025年4月8日公表防衛省衛星コンステレーションの整備・運営等事業に関する実施方針、2025年7月8日公表衛星コンステレーションの整備・運営等事業に関する入札公告より。
- (注4)経産省及びJAXAが公表している表記及び金額を記載。

(2)競争環境と優位性

防衛領域を中心に拡大する世界の需要に対し、供給側のプレイヤー数が不足しており、SAR衛星データの希少性が高いにも関わらず供給力が限定的であることがSAR衛星事業の市場の特徴です。現在、小型SAR衛星を商業運用している事業者は当社グループを含めて世界に5社ですが、SAR衛星の小型化の技術的難易度の高さ、エンジニアの希少性、衛星開発に係る資本と時間などが障壁となり、新規プレイヤーが参入することは難しいため、当面の間は限定的な競争環境が継続することが想定されます。以下では、この5社間での競争環境と当社グループの優位性について、技術的側面と事業的側面から記載します。

技術的な競争優位性

SAR衛星の性能を特徴付ける要素として分解能と広域性の二軸があります。つまり詳細分析と広域分析の実行性、という二軸となりますが、これは観測時の消費エネルギー制約によりトレードオフの関係にあります。昨今は防衛需要へ応える性能向上が各社主流となっており、分解能を高める競争が進んでいますが、当社グループの小型SAR衛星「StriX」では、ステアリングスポットライトモードにより世界最高水準の0.25mの分解能を実現しています(他社との比較は各社公表情報による(2025年6月末時点))。また、広域性の観点では、ストリップマップモードにより、他社に比べて10~50倍の撮像域を実現しています。このように、当社グループ「StriX」では同一衛星での撮像モード切替により、分解能と広域性を両立させており、これによって種々のニーズを広くカバーできることが強みとなっています。

有価証券届出書(通常方式)

特に広域性の確保ができることは、長い国境線監視や海洋監視などの防衛データ需要に応え得るだけでなく、自動解析を伴うソリューション利用を前提とした価値提供にもつながります。例えば、大規模災害による被災時には、まず広域撮像により災害直後の被災全域を撮像し、ただちに解析することで救命活動等の初動優先度をつけることができます。続いて、選択された特定エリアを対象に、高分解能撮像と解析によって具体的な計画に資する情報提供が可能となります。これらの撮像モード切替と自動解析により、従来ではできなかった被災時の迅速な状況把握と現場対応をはじめとするリスク管理・生産性向上が実現しますが、これは自社内でソリューション開発をする能力とチームを持つ当社グループ独自の強みと言えます。

事業的な競争優位性

前述のように、全世界的に防衛市場が宇宙産業にとって最大顧客でありますが、各国政府の国防所管省庁の情報管理や優先権要求により、その地域のローカル企業への発注が現在の主流となっております。当社グループを含む小型SAR衛星事業者5社のうち、2社は日本、2社は米国、1社はヨーロッパに本社が所在していますが、上記理由により各所在地域での防衛需要に対するデータ販売が中心となることが予想されます。実際に、日本の防衛省の衛星コンステレーションからの画像取得予算2,832億円についても、国産衛星を利用することが明言されています(注1)。現状では、各社供給力よりも世界の防衛需要が大きく競合状況には至っておりませんが、特に日本における防衛市場の規模と成長を鑑みれば、日本に本社を構える企業は当該市場に対して優位に事業展開を進められることが想定できます。

(注1)2025年5月20日公表 防衛省「衛星コンステレーションの整備・運営等事業に関する実施方針に対する質問回答」

(3)中長期の成長戦略

当面の堅実な日本政府のデータ需要を起点に、衛星数を増やしていくとともに、その運用における安定性と生産性を高めて海外展開を進め、さらにはソリューション展開を進めて高収益化を目指していきます。これは、「第1企業の概況 3事業の内容 1.当社の事業内容(3)ビジネスモデル」で述べたデータ販売とソリューション提供の相乗効果によってもたらされる4つのポイント、すなわち、拡大する民間市場への参入、余剰データ活用での高収益化、長期視点でのデータ値崩れリスクへのヘッジ、グローバル展開におけるパートナーシップ形成を活かした成長戦略となります。当成長戦略は大きく3つのステージから成り、日本政府へのデータ販売を中心とする短期、海外政府へのデータ販売拡大が進む中期、そして民間市場でのソリューション提供が拡大する長期です。

まず短期では、防衛需要を軸とする日本政府へのデータ販売、並びに政府補助金収入を活かし、安定した収益基盤の構築を目指します。この先のステージで必要となる、海外展開、ソリューション開発についても並行して投資していく方針です。当社は設立当初より、グローバル市場において優位性のある事業展開をすべく、設立後早期にシンガポールにビジネス拠点を開設し、アジアを中心としたビジネス開発を推進して来ました。2025年6月時点において、北米・ヨーロッパ・中央アジア・インド・東南アジア・オセアニアと世界各国で日本を含むディストリビューター提携や戦略パートナー計28の国や地域(37パートナー)と提携を締結しています。

(図表)海外パートナーとのグローバル展開



- (注1)2025年6月末時点。
- (注2) ここでは、パートナー提携に向けた合意文書(覚書)を締結した段階や、交渉中の段階を含めたものを指す。
- (注3) ウズベキスタン、カザフスタン、ベトナムでは政府とMoUを締結。

続く中期では、パートナー提携を活用して、アジアを中心に海外政府へのデータ販売を拡大していくとともに、30機のコンステレーションにより1時間以内にデータと解析結果を提供できるデータ・ソリューションの販売体制を整えていきます。一度に多くの場所のデータや複数の解析結果を提供する事により、この頃から民間事業向けのソリューションビジネスを立ち上げることを目指しております。

その後は、増強されるコンステレーションの膨大な撮像キャパシティから生まれる余剰データを、ソリューション提供に有効活用することで高い利益率を目指す、長期として位置づけられます。ここでは、種々の自動解析技術を広く横展開することを目指しており、民間市場として起点となるインフラ開発・保守や資源エネルギーから、金融・保険やユーティリティといった顧客を主なターゲットとして販売先を広げることを目指しています。

海外政府へのデータ販売拡大 日本政府へのデータ販売中心 ーション提供拡大 活かして高収益化 を加速 業務提携により ソリューション配信 海外防衛市場への 成長ステージ毎の 展開強化 収益構成 政府党要と 補助金収入により 安定収益基盤を構築 MISHWS* 海外データ販売 国内データ販さ x>10% 運用機数は中期以上に x>30m 596 増加する見通し 国防/防災軸の 解析技術を民間展開 データ量槽に伴う 顧客拡大 データ盆地により 国防/防災軸で海外展開 1. 使用会社 その他海外省所 海外国防省庁 その他海外省庁 海外国防省用 防衛省 その他省庁 防衛省

(図表)グローバル展開とソリューション提供による成長戦略

(注)上記は当社グループの中長期な収益構成の変遷を示したもので、イメージ図であり、実際の売上高のサイズとは一致せず、実際の業績を示唆するものではない。

4. 成長戦略を支える製造・開発方針

(a)衛星製造・開発体制

前述の成長戦略を実現するための衛星製造・開発にあたっては、国内外の多数のパートナー企業と連携しながら進めています。衛星の通信や姿勢制御などの汎用的機能を司るバス部の部材に関しては、軌道上での稼働実績のあるメーカーより仕入れを行い、SARなど独自機能を含むペイロード部については特注で仕入れています。その後、当社と組立パートナーであるセーレン株式会社(2021年より量産を目的としたパートナーシップ締結)、東京計器株式会社(2022年より量産を目的としたパートナーシップ締結)と協力しながら、衛星の構体及びアンテナの組み立てを行い、各種試験(振動試験、熱真空試験、電気試験等)を経て打上に向けて出荷を行います。打上場所はロケット会社により異なり、当社がこれまで打上に使用したRocket lab社(本社:アメリカ合衆国カリフォルニア州、CEO:Sir Peter Beck)のElectronはニュージーランドより打上を行っています。

さらに、汎用部材等については仕入れの複線化を図り、サプライチェーンの脆弱性を無くすことに努めています。一方で、当社の開発優位性にもあたるImPACT時代の研究成果に関わる部材については特定のパートナーからの仕入れに依存するものの、将来的な製造計画を複数ヶ年に渡って共有し十分な製造ラインを確保することを標準的な対応としています。

また2023年、神奈川県大和市に量産のための工場を賃貸契約し(賃貸部分面積:8,594.52㎡)、製造工程の汎用化や再現性の高い作業のための治具開発、そして検査器具等の設備投資を行い、2024年9月より本格的に稼働を開始しました。これにより、前述のパートナー企業とともに分業体制を構築し、拠点間を物流網で結ぶことで、将来的には年産12機まで、より効率的で大規模な製造を拡大できる見込みです。また、量産体制の構築と並行してより高スペックの衛星や量産に向いた構造の設計等、継続的な開発を検討しており、国際的に競争力のある衛星を製造してまいります。

(b)衛星製造・打上計画

これまでに確立した前述のサプライチェーンをパートナー企業とともに強化し、コンステレーション形成と成長戦略実現に向けて製造・打上を進めてまいります。当社設立以来、これまで「StriX」を6回打上げてきましたが、既に最初の実証機2機「StriX-」「StriX-」は商用運用は終了しており、本書提出日現在は4機を軌道上で商用運用しています。今後は、順次機数を増やし、2025年末には軌道上6機、2026年末には11機前後となることを計画しています。これらの過程で、特定地域の観測頻度が週次から数時間毎に向上する見込みで、加えて、より多くの撮像キャパシティを持つ第3世代「StriX」が主力機としてコンステレーションを構成する予定です。なお打上げについては本書提出日現在、14機分の打上げ契約をRocket LabおよびSpaceXで確保しております。

2028年以降には30機以上のコンステレーション形成に加えて、衛星間通信などの追加機能開発や当社自動解析と併せ、1時間以内に顧客に解析結果を届けることを目指しています。これは大規模災害時の生存率向上に加え、多くの民間企業におけるリスク管理・生産性向上に寄与することが期待できます。



(図表)衛星の製造及び打上計画

有価証券届出書(通常方式)

- (注1)実際の製造機数は顧客からの需要及びビジネス状況に応じて上下しうる。また、製造能力が増強したのちにも、製造期間が一定程度かかるため、すぐに製造能力分の機数打ち上げとはならない。また、実際の打上数及び時期は、打上事業者のキャパシティ、天候その他の要因によって決まる。2024年に打上げた第3世代の1機の撮像枚数は15枚/日、2025年以降打上げる第3世代の撮像枚数は40枚/日となるが、撮像枚数はスペックから試算される理論キャパシティであり、運用年数によって上下する可能性がある。
- (注2)部品・資材の調達、製造の開始を行うことができる機数のキャパシティを指す。製造開始から完成までは 約2年を要する。
- (注3)将来見通しに関する記述は、当社の管理外にある事業、経済、規制、競争に関する不確実性及び偶発事象によって大きく影響を受ける可能性がある。これらの記述は、当社の将来の戦略や方針に関する特定の仮定に基づいているが、それらは変更されることがある。
- (注4)衛星の性能向上については当社の想定であり、開発の進捗状況によっては当初想定通りには性能向上が達成できない可能性がある。将来的な実際の数字は、様々な要因により目標から逸れる可能性があり、その差異は大きい可能性がある。この文書の内容は、これらの目標が達成されることを示すものではなく、状況が変化した際にこれらの目標を更新する義務を当社が負うものではない。

5.優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

量産体制の構築

「3.経営環境及び中長期的な会社の経営戦略」に記載のとおり、SAR衛星データ市場は、安全保障や防災に関わる世界需要の大きさに対して、供給量に制約があり寡占傾向が強いことが特徴と認識しています。この世界的な需要に応えるために、早期の衛星の量産体制の構築・運用機数の増加が当面の重要課題となります。

当社グループは、これまで衛星6機の製造・打上げを行ってきましたが、基本的には年間1機から2機ずつの製造を行ってまいりました。現在多数機のコンステレーションを構築するため、小型SAR衛星を年間最大12機程度同時に生産できる量産体制構築の準備を行っており、今後段階的に量産体制による製造を拡大する予定です。量産を実現するために、必要な人員の採用・教育、製造体制の整備、パートナー企業との連携を進めてまいります。

衛星の製造・打上げ資金の資金確保

当社グループは、小型SAR衛星の年間最大12機程度の量産製造に向けた製造を開始しています。衛星の製造・打上げの支払いは売上に先行して発生するため、その先行資金の確保が課題となります。

上場達成により一定の資金を確保できましたが、上場後も継続して資金調達を行っていく必要があります。株式市場からの増資や銀行からの融資等を通して、資金調達手段の確保・拡充・多様化を図ってまいります。

組織戦略

当社グループの事業内容はハード/ソフトウェアの広範に渡ります。加えて、SARシステムや衛星開発をはじめ専門性の高いエンジニアの確保は難しく、グローバルでの採用を積極的に進めることが求められます。当社グループは、不確実性への対処と組織の魅力付けのため、リーダーシップを持つ専門家集団が、自由に議論と試行錯誤を行い組織的学習を行う組織を目指し、日々改善を続けております。また、国際的なカンファレンスやプレスへの積極的な発信を通じて、グローバルでのプレゼンス向上と採用力の強化を図っております。

営業戦略

データ販売における顧客基盤確立のため、主要顧客となる政府機関の要求仕様を満たす衛星データ/サービス品質の確保が必要です。当社グループでは、現在は国内官公庁向けにデータ販売を実行しながら、各国政府とのチャネル構築、対話とサンプルデータの提供を通じて、サービス内容や購入予算額、要求されるデータ品質等についてのコミュニケーションを継続しております。

一方で、ソリューションでは、中期での戦略的視点と短期での収益確保のバランスをとりながら営業活動を進める必要があります。当社グループでは、現状の製品版ソリューション展開を軸に、国内の長期プロジェクト確保に有効な公共事業やODA案件をパートナー企業と共に進めつつ、事業環境の異なる海外での展開にも取り組んでおります。

規制への対応

後述の「第2事業の状況 3事業等のリスク(3)主要な事業活動の前提となる法的規制 人工衛星に関連する 法令について」に記載の3つの関連規制のうち、当社グループの業務遂行において特に衛星リモートセンシング記 録の適正な取扱いの確保に関する法律、電波法への対応に多くの工数/時間を要します。最新の技術動向に照らして より効率的な申請プロセスとなるよう、関連省庁との情報連携を進めてまいります。

内部管理体制の強化

機微な衛星データを扱う当社グループは、コーポレート・ガバナンス、内部統制、情報管理・セキュリティについて常に高い意識を持ち、継続的な強化を進めていく必要があると認識しております。引き続き、積極的に最新技術動向や重要懸案の情報収集を進め、対応を強化してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社が目指すサステナビリティ経営

当社グループは「次世代の人々が地球を理解し、レジリエントな未来を実現するための新たなインフラをつくる」ことをミッションに掲げております。当社グループは、衛星コンステレーションを利用した全地球の経済・社会・環境に関わるあらゆる事象を観測・可視化し、解析技術を用いることで、災害・パンデミックなど有事のみならず、日常の活動においても、あらゆる人々がデータに基づき持続可能な社会の構築に資する判断を行えるようにすること、その結果として世界全体で社会課題の解決に貢献してまいります。

(2)ガバナンス

サステナビリティに係る方針や戦略の検討、立案については、常勤取締役、執行役員が参加する経営会議にて行なっております。経営会議においては各部門の責任者が出席しており、各部門が連携し、サステナビリティの取り組みを推進しております。また、重要な案件については、取締役会で審議を行い、実効性を確保しております。なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制は「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおりです。

(3)戦略

サステナビリティを巡る課題の解決については、当社グループはリスクの低減のみならず、収益機会にもつながり、また当社グループのミッションに直結する重要なものであると認識し、主に以下の3つの課題解決を目指します。

(自然災害)

世界中で頻発・激甚化する自然災害。 地震、津波、火山噴火、洪水、土砂・ 地滑りなどにより、堅実な経済成長が大きく阻害されています。いつ世界のどこで災害が起きても、発災直後に広域データを取得し、迅速な救命・救出活動の開始と早期復興計画の策定を推進します。また、土木・建設領域へのサービスにより、災害に強く安全なインフラ開発・維持の実現に貢献します。

(安全保障)

近年の地政学リスクの高まりにより、エネルギー価格高騰、輸出入制限、テロなどが発生し、安全・安定した社会が脅かされています。安全保障領域へのサービスにより、全世界の紛争の状況やロジスティクスの途絶状況を把握し、世界平和と安定したライフラインの提供に貢献します。

(環境)

経済成長と人口増加により、世界の資源エネルギー消費は年々増加傾向にあります。石油・ガス、鉱業、林業領域へのサービスにより、地球規模での森林分布や洋上の風況を定量的かつ継続的に把握し、カーボンクレジット取引や再生可能エネルギーの導入等、効率的・安定的な資源利用の促進に貢献します。

(4) 人的資本経営に関する取り組み

人的資本の活用に関しては、小型SAR衛星の開発・製造、データ販売事業に加え、ソリューション事業を持つ当社 グループは、他社と比較して幅広い技能の人材を必要としています。宇宙業界に限らない様々な専門知識・技能を 持つ人材の採用にグローバルで取り組み、役員・管理職には国籍・性別を問わず登用しております。

様々なバックグラウンドを持つ役職員がミッションを達成するために、CREDOを設定し、人事評価制度における評価項目に組み込まれております。全社会議等においてはトップマネジメントから全社員に向けて説明を行うなど、CREDOの徹底・浸透を図っております。

また、言語、宗教、文化の異なる様々な人材が活躍できるよう、社風の構築、労務サポート、語学学習の奨励等に注力しております。

社内環境整備については、従業員の衛生管理と健康の保持増進を図り、快適な職場環境を確立することを目的に 安全衛生委員会にて安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善を行っております。

(5)リスク管理

当社グループは、リスクコンプライアンス規程に基づき、管理部と各部門にて事業を取り巻く様々なリスクを網羅的にボトムアップで抽出する仕組みを構築し、その発生可能性と事業への影響度の2つの評価基準に基づき、重要度の一次的な評価・特定を行っております。重要度の一次的な評価・特定は経営会議にて再評価を行い、対応方針策を設定し、四半期ごとに取締役・監査役で構成されるリスクコンプライアンス委員会に報告を行っております。

リスクコンプライアンス委員会は、当社グループの業務運営におけるリスク及び機会について、設定した対応策の監督、状況の把握・管理を行います。

(6)指標及び目標

本書提出日現在において、当社グループは、「(3)戦略」に記載の3つの課題、及び「(4)人的資本経営に関する取り組み」に記載の人材の採用、社内環境整備等に関する方針に係る指標及び当該指標を用いた具体的な目標を設定しておりません。今後、これらの方針に関連する指標のデータ収集及び分析を進め、目標を設定し、その進捗に合わせて開示項目を検討してまいります。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても投資家の投資判断、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項について、投資家に対する積極的な開示の観点から以下に開示しております。

当社グループは、これらのリスクの発生可能性を記載した上で、発生回避及び発生した場合の対応に努めております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスク

継続的な先行投資と赤字計上について

発生可能性:低、発生可能性のある時期:特定時期なし、影響度:高

当社グループの提供するSAR衛星のデータ販売及びソリューションについては、市場の立ち上げ期であり、現在のところ大きなシェアを獲得できているプレーヤーは存在しておらず、競合事業者に先んじて早急な市場シェアの獲得が重要であると考えております。市場シェア獲得のためには、複数の衛星機システムの早期構築によるSAR衛星データの供給量の確保、継続的な開発や営業活動の実施によるソリューションサービス拡大を実現する必要があり、継続的に先行投資を実施する方針としています。また、今後一定期間については、黒字化よりも売上高成長率を重視して経営していく方針です。

経営環境の急激な変化、その他本「事業等のリスク」に記載のリスクの顕在化等により、これらの先行投資が想定どおりの成果に繋がらなかった場合、黒字化しない可能性があります。当社グループでは、継続的な顧客開拓、衛星製造コストの削減努力等を実施することにより、先行投資が将来の黒字化や収益性向上につながるように努力していきますが、それらが達成できない場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

社歴、業歴が浅いことによる業績の不確実性について

発生可能性:中、発生可能性のある時期:数年以内、影響度:中

当社グループは、2024年12月期まで赤字決算であり、過年度の業績のみでは期間比較を行う充分な材料とはならず、今後の業績については当社グループにおいて合理的と考えられる方法により予測、算定したものでありますが、判断指標が不十分であり、当社グループの業績予測と実績に乖離が生じる可能性があります。

必要なタイミングで資金を確保できなかった場合の資金繰りについて

発生可能性:低、発生可能性のある時期:特定時期なし、影響度:高

当社グループは、(1) に記載のとおり、継続的に先行投資を実施する方針としており、2024年12月期まで営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスであり、今後も一定期間は継続してマイナスとなる見込みです。過年度は増資による資金調達を実施し事業活動に必要な資金に充当してきました。

当社グループでは必要な資金を確保するために継続的に財務活動を行なっていく方針ですが、必要なタイミングで資金を確保できなかった場合、資金繰りに窮する可能性があります。

衛星データ関連市場について

発生可能性:低、発生可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中

SAR衛星データは国防に関わる世界の需要の大きさに対して、もともと供給量に制約があり、寡占傾向が強く先行者利益を獲得しやすい市場と当社グループは認識しています。これは市場に参入するための資金的及び技術的ハードルが高いことや、SAR衛星がデータを取得する際に電波照射に多くの電力を使うためSAR衛星以外の観測衛星と比べデータ取得量が限定的であることが理由です。仮に当社グループ以外の競合事業者が各社の計画通りにSAR衛星を打ち上げた場合でも、供給量が飽和することはなく、今後数年程度は供給者優位の市場が保たれると認識しています。

有価証券届出書(通常方式)

一方で、光学衛星などの他の地球観測データの代替、現在は市場草創期であり将来の市場規模拡大には不確実性が伴うこと、防衛予算の増減・安全保障政策の変更などの各国の方針変更を要因として、想定通りの需要を獲得することができず成長が阻害される場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

競争状況について

発生可能性:中、発生可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中

当社グループのターゲットとなるSAR衛星データの市場分野においては、資金的及び技術的な参入障壁が高いため、現在安定して市場にSAR衛星データを供給できている企業は世界で数社程度であり、寡占状態となっていると当社グループは認識しております。

当社グループは、SAR衛星データの取得からデータ販売、ソリューションの提供までをワンストップで行うことにより、競合事業者と差別化したサービス展開をし、継続的な事業成長に努めております。ただし、既存の競合事業者の競争力の向上や、市場の急激な拡大に伴って大型のSAR衛星を製造している大資本の企業などの参入により競争環境の変化が生じ、当社グループや当社グループのサービス等に対する評価を維持することができず、又はその優位性が失われる場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

衛星打上の失敗のリスクについて

発生可能性:低、発生可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中

当社グループは自社で衛星を開発・製造し、外部のロケット事業者による衛星打ち上げサービスを利用して衛星の打上を行っています。近年衛星に係る打上の成功率は向上しているものの一定程度失敗のリスクが存在します。 当社グループでは、打上の失敗に係る損害を回避するため、人工衛星保険の打上げ危険担保保険(以下、ロケット保険)に加入しています。なお、当社グループが加入している保険は、打上げの点火がされた時に始まり打上ロケットと衛星の分離が完了するまでがてん補対象であり、打上ロケットとの分離後の通信の不具合等をカバーするものではありません。

ロケット保険により、打上ロケットと当社グループ衛星の分離が完了するまでの完全な打上失敗の際の金額的な補償は得ることができるものの、計画していたSAR衛星データの取得はできなくなるため、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損リスクについて

発生可能性:中、発生可能性のある時期:数年以内、影響度:中

当社グループは、人工衛星、その製造設備及び本社設備の有形固定資産を保有しています。投資実行に際しては 規程に基づいて、事業計画、収益率、その他のリスク等を検討して実施の判断を行っており、その後は継続して各 資産の収益性に関して管理を行っています。

規程で定めた対策を講じても、市場や競争環境の変化により完全に減損を防止することは不可能であり、減損の 兆候が認められ、減損損失の認識をすべきであると判定された固定資産について減損損失を計上する場合には、当 社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ソリューション事業におけるデータの安定確保のリスクについて

発生可能性:中、発生可能性のある時期:数年以内、影響度:中

当社グループのソリューション事業では、衛星データに限らず様々なデータの解析結果を提供する情報提供サービスを行なっています。現在、当社グループの衛星の機数が少なく他社データも併用しており、必要なデータを十分に入手できないこと等により、顧客の要求する品質を充たせずに案件を獲得・継続ができないリスクがあります。当社グループでは、衛星データの購買先の多様化・当社グループの衛星の機数の早期の増加により、データの安定確保を図ってまいります。

上記の対策を講じても、とりわけSAR衛星データによる定期観測の需要が高いため、自社衛星の打上げ計画が想定より遅延し安定したデータの確保が遅延することで収益化が遅延するリスクがあります。

景気変動に関するリスクについて

発生可能性:中、発生可能性のある時期:特定時期なし、影響度:低

当社グループは、クライアントの分散、多様化を図っておりますので景気変動リスクに対し一定の耐性を備えておりますが、国内外の景気動向や外国為替相場の変動により、当社グループの主要クライアントが事業投資等を抑制した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

為替リスクについて

発生可能性:中、発生可能性のある時期:特定時期なし、影響度:低

当社グループは、衛星部品の購入の一部を海外から行っており、衛星の打上サービスは海外事業者を利用しています。また、一定程度の海外売上があり今後増加する見込みです。長期の外貨建の債権債務は存在しないものの、 急激な為替変動によって価格の変動が生じ為替リスクとなることがあり、当社グループの業績に間接的に悪影響を 及ぼす可能性があります。

衛星の打上機会の確保について

発生可能性:中、発生可能性のある時期:数年以内、影響度:高

ロシア・ウクライナ情勢以降、ロシアからの打上げが実質的に不可能になったことにより、ロケット事業者の選定は以前よりも難しくなっています。一方、各国の新興のロケット事業者が商業化に向けて開発・実証を進めており、中長期的にはロシア・ウクライナ情勢の影響は緩和される見込みであり、当社グループとしては複数のロケット事業者による打上げの検討を進めています。

しかしながら、新興のロケット事業者の商業化が遅れるなど想定通りにロケット事業者のサービスを利用することができない場合、計画したスケジュールからの打上げ遅延や打上費用の上昇などの影響が発生し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2)事業体制に関するリスク

研究開発に係るリスクについて

発生可能性:中、発生可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中

当社グループの属する衛星データ関連の業界は、衛星のハードウェア開発及びソリューションのソフトウェア開発共に技術的な進歩が急速であるため、当社グループでは常に技術革新に対応できる最先端の技術開発に努めております。当社グループの衛星のハードウェア開発においては、SARデータ取得のためのSARアンテナの最先端技術の採用のための研究開発等を進めていきます。また、当社グループのソリューションのソフトウェア開発においても、地表面予測に関する自社独自技術を搭載したソリューションサービスを展開するなど、多数のサービスを引き続き展開していきます。

しかしながら、当社グループが顧客又は市場のニーズにマッチした製品をタイムリーに提供できない場合、若しくは競合事業者が先んじてサービスを開発した場合には、当社グループのサービスの競争力が低下し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

衛星の運用に関するリスクについて

発生可能性:中、発生可能性のある時期:数年以内、影響度:中

当社グループが保有する小型SAR衛星は5年程度と比較的長期にわたって使用されますが、運用期間中に製造上の 瑕疵、デブリ(使用不能になった人工衛星やロケットの破片や部品等のうち軌道上に残っているもの)や隕石等と の衝突、衛星管制上又は運用上の不具合その他の要因による衛星の機能不全又は運用能力低下の可能性がありま す。上記リスクへの対策として、複数機を定期的に打上げ続けることによりSAR衛星データの取得における1機当た りの依存度の低減を図っています。当社グループは現在、毎年複数機の打上げを計画しており、運用中の衛星に不 具合が生じた場合にも可能な限り事業上の影響を小さくする体制をとっています。

このような事態が生じた場合、撮像能力を維持できないことによる顧客の流出などに伴う収益の低下で、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

開発・製造・打ち上げ等の事業計画の進捗に関するリスクについて

発生可能性:中、発生可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中

衛星の開発・製造・打ち上げの進捗については毎月の取締役会等で継続的に状況を確認・管理をしており、事業計画に沿ったスケジュールの確保に向けて取り組んでおります。しかし、当初の計画通りに衛星の開発・製造・打ち上げが進まなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定の販売先への取引依存について

発生可能性:中、発生可能性のある時期:数年以内、影響度:高

当社グループの主要販売先のうち、官公庁への販売実績が連結売上高に占める割合は、2023年12月期及び2024年 12月期連結会計年度並びに2025年6月30日時点で約9割を占める状況にあります。

現時点において、上記の取引先との関係は良好であり、当社グループは今後も友好的関係を維持し、安定的な取引関係を継続する方針で国内の民間顧客のさらなる獲得、海外政府・民間顧客の獲得も強化しており、特定の取引先への取引依存度は順次低減させる方針ですが、当面は引き続き官公庁への販売比率が高い状況が引き続き想定され、また官公庁との契約期間は1年単位のものが多く、何らかの理由により継続できない場合や、入札条件の変更等が生じた場合には、今後の事業運営や経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

海外展開に関するリスクについて

発生可能性:中、発生可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中

当社グループは、収益機会の拡大に向けて海外でも衛星データ販売、ソリューションの提供を展開しており、2025年3月にはアメリカ合衆国に子会社を設立するなど、今後とも海外展開の強化を図っていく予定であります。

なお、海外展開にあたっては、人件費等の投資を今後も相当規模で行う可能性があります。また、言語、地理的要因、法制・税制を含む各種規制、経済的・政治的不安、文化・商慣習の違い、為替変動等の様々な潜在的リスク、事業展開に必要な人材の確保の困難性、及び展開国において競争力を有する競合他社との競争リスクが存在する可能性があります。当社グループがこのようなリスクに対処できない場合、当社グループの海外展開に影響を及ぼす可能性があります。

協力会社(外注先)への外部委託に関するリスクについて

発生可能性:低、発生可能性のある時期:数年以内、影響度:中

当社グループの小型人工衛星開発においては、多額の開発費と時間を要するだけでなく、一部は協力会社への外部委託品及び協力会社からの購入品を使用しているため、一部の協力会社からの購入品についても、別協力会社からの購入の検討及び内製化を進めており、安定的な衛星開発を実現し、当社グループの衛星データ販売事業及び業績への影響をできる限り低減していきます。しかしながら、協力会社からの納入遅れ、協力会社の喪失、購入品の供給不足や価格上昇により、当社グループの衛星データ販売事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

東京計器株式会社その他のパートナーシップ先への衛星製造の委託に関するリスクについて

発生可能性:低、発生可能性のある時期:数年以内、影響度:低

当社グループでは、今後の衛星の量産体制を構築する上で、複数拠点で並行して製造を行うことで、安定的に製造を行うことを実現することを指向しております。このため衛星製造の一部は、2022年6月15日に開示しました通り、東京計器株式会社とのパートナーシップの基本合意に基づき同社に衛星組立の工程を委託しております。現在当該パートナーシップにより安定した生産体制を構築できておりますが、衛星組立に必要な製品・部品の調達の遅れや、各種自然災害の発生等により東京計器株式会社側での製造に遅延等の影響が出た場合、また、その他のパートナーシップ先との間のパートナーシップにおいて同様の影響が出た場合、当社グループの衛星データ販売事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材獲得及び育成に関するリスクについて

発生可能性:中、発生可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中

SAR衛星システムの開発のコア技術であるSARアンテナや信号発生器などのコンポーネントに携わるレーダ技術者、また、データ販売やソリューションサービス提供に関わる画像処理、アルゴリズム開発に携わるレーダ信号処理技術者は、労働市場での絶対数が少なく、また専門性の高い領域で育成も容易ではありません。人材獲得の観点では中途採用をメインとして経験のある候補人材へのアプローチ施策を強化しております。人材育成の観点ではノウハウを社内資料に蓄積し、従業員同士での技術向上に繋がる活動を推進してまいりますが、当社グループが想定どおりの人材獲得及び育成ができない場合、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特定人物への依存リスクについて

発生可能性:小、発生可能性のある時期:数年以内、影響度:中

当社グループの経営陣が果たす役割は大きなものであり、特に代表取締役CEOである新井元行は、ミッション、企業理念、会社文化、経営方針・戦略の立案・実行等に大きな役割を負っています。人材育成の強化や人材獲得により経営陣・組織の強化を行ってまいりますが、経営陣の不測の事態や辞任が発生した場合、また、代行体制が十分に機能しない場合、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特定施設の利用に関するリスクについて

発生可能性:低、発生可能性のある時期:数年以内、影響度:低

衛星の製造工程において、部品の組み立て後に、設計通りの機能や耐久性が備わっているかなどの確認のために各種試験を行う必要があります。当社グループは現在、一部の大規模施設を要する試験については国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)の施設を利用しており、当該施設や試験設備を利用できない場合に衛星の開発や製造が遅延する可能性があります。

なお、試験の一部については新工場への移管を進めており、新工場の本格稼働後、当該リスクは軽減する見込みです。

衛星の製造体制が想定通りに構築されないリスクについて

発生可能性:低、発生可能性のある時期:特定時期なし、影響度:高

量産体制の構築に伴って年間製造機数の増加を見込んでおり、将来的には年間12機まで製造能力を強化していくことを見込んでいます。現時点では必要な製造体制は構築過程にあり、本格稼働に向けて準備を進めています。当該製造体制の構築が想定通りに進捗せずに、想定した機数を打ち上げられない場合には当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

想定したシーン数が提供できないリスクについて

発生可能性:低、発生可能性のある時期:特定時期なし、影響度:高

衛星 1 機あたりが提供するシーン数について、第 3 世代商用機は従来のものと比較して提供できるシーン数が多くなると見込んでいます。これは、衛星の設計上のキャパシティの改良などから増加することができると見込んでいるためです。当社グループの事業計画は提供シーン数が増えていくことを前提に策定されているため、想定したシーン数を計画通りに提供できない場合には当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3)主要な事業活動の前提となる法的規制

人工衛星に関連する法令について

発生可能性:低、発生可能性のある時期:特定時期なし、影響度:高

当社は人工衛星の打ち上げに関しては、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(以下、宇宙活動法)、電波法及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律(以下、リモセン法)により、人工衛星の運用等で規制を受けております。当社グループは、社内の管理体制の構築等により、当該法律及び関連府・省令を遵守する体制を整備しておりますが、国際法及び各国の国内法ともに整備途上であり、法規制の変更があった場合、当社グループが当該法令に抵触すること等により何らかの行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化等により当社グループの事業展開を阻害する規制の強化等が行われた場合には、今後の事業運営や経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。なお、重要法令の概要は以下の通りです。

・宇宙活動法について

日本国内から人工衛星の位置、姿勢及び状態を把握し制御する場合、事前に内閣総理大臣の許可を受けるため、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へ許可申請を行う必要があります。人工衛星 1 機ごとに衛星管理許可を取得しなければならず、許可を受けるためには、人工衛星の利用目的及び方法が宇宙活動法の基本理念や宇宙諸条約に則したものであること、人工衛星に機器や部品の飛散を防ぐ仕組みが講じられていること、宇宙空間に有害な汚染をもたらさないための措置に講ずることが管理計画に含まれていること等の措置が適切に講じられていることなどが求められております。

・電波法について

人工衛星を運用するために、無線局(以下、地上局)を使用するにあたり、総務省へ免許申請を行い、許可を得る必要があります。電波法には外資規制がありますが、上場後は外国人による議決権比率をコントロールできないため、規制に該当してしまい免許停止となる可能性があります。そのため、当社が100%の株式を保有する完全子会社の株式会社Synspective Japanにより免許を取得し、免許要件を満たしております。電波法は電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的としておりますので、免許申請前に既存免許人と干渉調整をし、同意を得る必要があります。また、免許取得後、登録された地上局は検査を受けることが義務づけられております。

・リモセン法について

リモセン法で規定する衛星リモセン装置の対象物判別精度(いわゆる「地上分解能」)が内閣府令で定める生データの基準(SARセンサーでは3m以下)を超える場合、当該装置の使用につき事前に内閣総理大臣の許可を得る必要があります。許可を得るためには、外部からの不正アクセスを防止する措置や、衛星リモセン記録の漏洩、滅失、損傷を防ぐための安全管理措置が講じられていることなどが求められており、許可後も実効性を担保するため、使用者にデータの暗号化の義務や、許可を受けた送受信設備以外を使用しない義務などが課されています。

現在適用されている許認可、免許及び登録などの状況について

当社グループの宇宙活動法の許認可

取得 · 登録者名	許認可等 の 有効期間	許可番号及び許認可等の内容	所管官庁等	許認可の根拠となる法律名 許認可の要件 許認可後の義務
株式会社 Synspective Japan	2022年 9月2 日~有効 期限の定 めなし	許可番号:衛星22-016-3 人工衛星「StriX-1」の管理の許可		許認可の法律 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法 律第20条第1項の規定による許可 主な許認可の要件
株式会社 Synspective Japan	2023年 12月1 日~有効 期限の定 めなし	許可番号:衛星23-014-2 人工衛星「StriX-3」の管理の許可	内閣府宇宙開発	・使用者が所定の犯罪により処罰された者でないこと等(第21条) ・人工衛星の利用目的及び方法が宇宙活動法の基本理念や宇宙諸条約に則したものであること(第22条)
株式会社 Synspective Japan	2024年 6月14 日~有効 期限の定 めなし	許可番号:衛星24-012-1 人工衛星「StriX-4」の管理の許可	戦略推進事務局	・人工衛星に機器や部品の飛散を防ぐ仕組みが講じられていること(第22条) ・宇宙空間に有害な汚染をもたらさないための措置を講ずることが管理計画に含まれていること(第22条)
株式会社 Synspective Japan	2024年 11月19 日~有効 期限の定 めなし	許可番号:衛星24-022-1 人工衛星「StriX-2」の管理の許可		・人工衛星の管理終了にともなう措置が適切に講じられていることなど(第22条) 主な義務 ・管理計画の遵守義務(第24条) ・事故の届出義務(第25条)

当社グループの衛星リモートセンシング法の許認可

取得・ 登録者名	許認可等 の 有効期間	許可番号及び許認可等の内容	所管官庁等	許認可の根拠となる法律名 許認可の要件 許認可後の義務
株式会社 Synspective Japan	2022年 7月25 日~有効 期限の定 めなし	許可番号: RU-22-0002 衛星リモートセンシング装置 「StriX-1 SARセンサー」の使 用の許可		許認可の法律 衛星リモートセンシング記録の適正な取り扱いの確 保に関する法律第4条第1項の規定による許可 主な許認可の要件 ・使用者が所定の犯罪により処罰された者でないこ と等(第5条)
株式会社 Synspective Japan	2023年 10月25 日~有効 期限の定 めなし	許可番号: RU-23-0005 衛星リモートセンシング装置 「StriX-3 SARセンサー」の使用 の許可	内閣府宇宙開発 戦略推進事務局	・外部からの不正アクセスを防止する措置及び衛星 リモセン記録の漏洩、滅失、損傷を防ぐための安全 管理措置が講じられていなければならないこと(第 6条) 主な義務
株式会社 Synspective Japan	2024年 5月31 日~有効 期限の定 めなし	許可番号:RU-24-0004 衛星リモートセンシング装置 「StriX-4 SARセンサー」の使用 の許可		・装置及び観測データに対して許可を受けた者以外の者がアクセスしないために暗号化などの措置を講じる義務(第8条) ・許可を受けた軌道を外れたときは衛星リモセン装置を停止する義務(第9条) ・許可を受けた送受信設備以外を使用しない義務
株式会社 Synspective Japan	2024年 11月20 日~有効 期限の定 めなし	許可番号: RU-24-0005 衛星リモートセンシング装置 「StriX-2 SARセンサー」の使用 の許可		(第10条) ・衛星リモセン装置に対する信号の送信や観測データの受信、リモセン記録の他社への提供など衛星リモセン装置の使用状況について記録し、保存する義務(第12条、施行規則第13条)

当社グループの電波法の許認可

	- ブの電波法 │ お認可等	,マンロ I Più デリ		許認可の根拠となる法律名
取得・ 登録者名	の有効期間	許可番号及び許認可等の内容	所管官庁等	許認可の要件 許認可後の義務
	2022年12 月 5 日 ~ 2027年11 月30日	StriX-1 無線局の種類:人工衛星局 免許番号:関宇第604号 通信の相手方: KSAT所属の Svalbard地球局、Troll Antarctic地球局、Punta Arenas地球局 免許人所属のStriX-1人工衛星の 受信設備、Synspective岐阜 StriX受信設備、Synspective牧 之原SrtiX受信設備、 Synspective清澄白河SrtiX受信 設備		
	2025年 1 月30日 ~ 2027年11 月30日	StriX-2 無線局の種類:人工衛星局 免許番号:関字第616号 通信の相手方:KSAT所属の Svalbard地球局、Troll Antarctic地球局、Punta Arenas地球局 免許人所属のStriX-2人工衛星の 受信設備、Synspective岐阜 StriX受信設備、Synspective牧 之原SrtiX受信設備、 Synspective清澄白河SrtiX受信 設備		許認可の法律 電波法による無線局免許取得 主な許認の要件
株式会社 Synspect ive Japan	2024年 5 月 1 日 ~ 2027年11 月30日	StriX-3 無線局の種類:人工衛星局 免許番号:関字第617号 通信の相手方: KSAT所属の Svalbard地球局、Troll Antarctic地球局、Punta Arenas地球局 免許人所属のStriX-3人工衛星の 受信設備、Synspective岐阜 StriX受信設備、Synspective牧 之原SrtiX受信設備、 Synspective清澄白河SrtiX受信 設備	総務省	・日本国籍の者(第5条第1項) ・電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の 刑に処せられ、その執行を終わった日から二年を経 過した者若しくは、電波法第75条第1項、第76条第 4項から第6項、第27条の16第1項又は第6項の規 定により免許、登録又は認定の取り消しを受け、そ の取り消し日から2年経過した者(第5条第3項) 主な義務 ・自己若しくは他人に利益を与える、又は他人に損 害を加える目的で虚偽の通信をしない(第106条) ・他の無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨 害しない(第108条の2)
	2024年 9 月27日 ~ 2027年11 月30日	StriX-4 無線局の種類:人工衛星局 免許番号:関字第625号 通信の相手方: KSAT所属の Puertollano地球局、Mauritius 地球局、Hartebeesthoek地球 局、Mingenew地球局、Awarua地 球局、Punta Arenas地球局 免許人所属のSynspective岐阜 StriX受信設備、StriX-4人工衛 星の受信設備、Synspective牧之 原SrtiX受信設備、Synspective 清澄白河SrtiX受信設備		・免許がないのに無線局を開設し、又は運営しない (第110条) ・必要な報告を怠り又は虚偽の報告を行い、検査を 拒み、妨げ又は忌避しない(第111条) ・規定に沿って届け出をし、又は虚偽の報告をしな い(第112、第113条) ・行為者を罰するほか、その法人に対して電波法第 114条各号に定める罰金刑を課されない(第114条)
	予備免許 のため期 間の記載 無し	StriX-5 無線局の種類:人工衛星局 免許番号:予備免許のため無し 通信の相手方: K-SAT所属の Puertollano局、Mauritius局、 Hartebeesthoek局、Mingenew 局、Awarua局、Punta Arenas 局、Hawaii局 ATLAS所属のTahiti局、Harmon局 Leaf Space所属のLa Paz局、Mon Loisir局、Absheron局、 Pretoria-1局、Awarua-1局 免許人所属のStriX-5人工衛星の 受信設備、Synspective岐阜 SrtiX受信設備、Synspective牧 之原SrtiX受信設備、 Synspective清澄白河SrtiX受信 設備		

知的財産権について

発生可能性:低、発生可能性のある時期:特定時期なし、影響度:高

当社グループでは随時他者の保有する特許調査を行っており、その調査範囲において解決すべき他者特許への侵害は当社グループから抽出されておりません。当社グループで創出した発明・独自技術について権利化を進め、他社の使用等を抑止しています。また、当社グループでは、知的財産権の管理、特に第三者の知的財産権への侵害等を回避することは事業活動に不可欠なものと認識しており、特許公報の調査などを強化することにより当該リスクの低減に努めてまいります。

しかし、第三者との間で、無効、模倣、侵害等の知的財産権の問題が生じた場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2025年6月30日現在)

	特許権	実用新案権	商標権	意匠権
取得済件数	1	-	11	-
出願中件数	11	-	2	-
合計	12	-	13	-

主な特許権

特許権の名称 (取得済又は出願中の別)	出願年月日出願番号	登録年月日登録番号	存続期間満了日	内容・特徴
解析装置、解析方法及び解 析プログラム(取得済み)	2022年3月11日 特願2022-507096 (日本出願)	2024年 2 月 1 日 特許第7430008号	2040年3月11日	熱赤外帯域及び熱赤外帯域以外の衛星 データ解析により、対象物の変化による 工場や公共施設の稼働状況を把握し、そ の稼働率の検知が可能となります。

(4) 重要情報の流出や取扱い及びサイバーセキュリティに関するリスク

発生可能性:低、発生可能性のある時期:特定時期なし、影響度:高

当社グループのデータ販売の主要な販売先は各国の防衛機能を担う省庁となるため、安全保障上重要な情報を取り扱っており、当社グループは、事業活動を正常かつ円滑に行う上で、法令の遵守、顧客要求の達成をはじめとする情報セキュリティの確保は重要課題のひとつであると考え、顧客の機密情報や個人情報及び当社グループの情報資産を保護する指針として、情報セキュリティ基本方針を策定し、以下の通り実施し推進しております。

本基本方針は、当社グループが事業の中で取り扱う「情報資産」並びにすべての役職員及び協力会社社員を対象とします。情報資産とは、当社グループが預託、保有、運用管理する情報、データ及び情報システム、ネットワーク、設備とします。

情報セキュリティに関するリモートセンシングに関連する法令をはじめとする、規則、顧客及び外部利害関係者 と締結した契約等のセキュリティ要求事項を遵守します。

情報を取り扱う上で事業に影響を及ぼすリスクを識別し、その発生の可能性や影響度を把握することで情報の適正な管理に努めるとともに、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)が経営に寄与することを確実なものとするために、情報セキュリティ目的を設定し、その達成に向けた活動を推進します。

適用範囲内すべての役職員及び関係会社社員に対し、本方針の重要性と情報の適正な管理について啓発させます。

ISO/IEC 27001 (ISMSに関する国際規格)に準拠した情報セキュリティマネジメントシステムを確立した上で、推進体制を確立して運用し、運用状況を監督すると共に本システムを継続的に維持・改善します。

情報セキュリティに関連する事故及び事件を予防し、事故及び事件が発生した場合は、内容の報告及び必要に応じた緊急措置を迅速に対応し、原因分析の上で適切な再発防止策を講じます。

上記取組みの一つの実績として、国際標準であるISO/IEC 27001に関する認証審査、及び初回認証登録を2021年5月18日に完了いたしました(認証登録番号: IS 745935)。また、複雑化し変化の速いサイバーセキュリティ攻撃に対応するため、2021年3月に米国Space ISACに加入いたしました。Space ISACにて共有される、宇宙業界に関係する脆弱性、インシデント事例、脅威動向の情報を当社グループの情報セキュリティ対策に活用してまいります。

しかしながら、これら情報セキュリティ管理にも関わらず、当社グループが情報資産の情報セキュリティ侵害又はその他法令違反を起こした場合には、損害賠償責任又は刑罰を負う可能性があるほか、当社グループが社会的信用を喪失し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスク

システム障害に関するリスクについて

発生可能性:低、発生可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中

当社グループで扱うシステムには、顧客へ提供しているクラウドベースサービス、当社グループ衛星運用のための地上システム、及び業務システムがあります。これらのシステムにおいて、ソフトウェアの不具合、人為的ミス、又はサプライヤーや災害等に起因するシステム障害が発生した場合、リスクに応じて予め計画していた冗長化やバックアップを用いた迅速な復旧を試みます。しかし、これら対応にも関わらず障害が深刻・長期化した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

調達資金の使途について

発生可能性:低、発生可能性のある時期:数年以内、影響度:低

当社グループが計画している公募増資による調達資金については、主に事業の拡大に係る衛星の開発・製造及び 関連する設備投資、人件費、研修採用費、研究開発費、業務委託費及び事業発展に伴うシステム利用料の運転資金 に充当する予定であります。しかしながら、当社グループが属する業界においては変化が著しく、環境変化に柔軟 に対応するため、調達資金を現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初の 計画に沿って調達資金を使用した場合でも、想定していた投資効果を上げられない可能性もあります。このような 場合、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

財務制限条項に関するリスクについて

発生可能性:低、発生可能性のある時期:数年以内、影響度:高

金融機関からの借入金には、コベナンツ(財務制限条項)が付されていることがあり、当社グループでは、財務制限条項に抵触しないよう、取締役会や経営会議において事業計画をモニタリングするとともに、財務制限条項に抵触する可能性のある取引の実行は、取締役会の事前の承認があることを条件としています。これらの対応策にもかかわらず、財務制限条項を遵守することができない場合、当社グループは期限の利益を失い、借入金の一部又は全額の返済を求められる可能性があります。

ストックオプションの行使による株主価値の希薄化について

発生可能性:高、発生可能性のある時期:数年以内、影響度:低

当社グループは、当社グループ従業員及び社外協力者に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしてストックオプションを付与しているほか、今後も優秀な人材確保のためストックオプションを発行する可能性があります。これらのストックオプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する1株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。

税務上の繰越欠損金についてのリスクについて

発生可能性:低、発生可能性のある時期:数年以内、影響度:中

当社は税務上の繰越欠損金を有しております。当社の業績が計画通りに推移することにより、期限内にこれら繰越欠損金の繰越控除を受けることが予想されます。しかしながら、繰越期限の失効する繰越欠損金が発生した場合には、繰越控除が受けられなくなり、通常の税率に基づく法人税等が計上されることになり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

無配の実績を踏まえた配当政策についてのリスクについて

発生可能性:低、発生可能性のある時期:数年以内、影響度:低

当社は、創業以来繰越利益剰余金がマイナスとなっており配当可能利益がなく、現在まで配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な課題として認識しております。しかしながら、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り将来の事業成長のための投資等に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、配当による利益還元を検討していきますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定です。

ベンチャーキャピタル等の株式保有比率についてのリスクについて

発生可能性:高、発生可能性のある時期:数年以内、影響度:中

当社の2025年6月30日現在における、当社発行済株式総数111,542,100株のうち、計36,275,150株は、株式公開時のロックアップ対象のベンチャーキャピタル、ベンチャーキャピタルが組成した投資事業有限責任組合及びベンチャーキャピタル又は投資事業有限責任組合が株式事務を委託した代行機関、金融商品取引業者(以下「VC等」という。)が所有しており、VC等が保有する当社株式の割合は32.5%と認識しております。

2025年6月17日に株式公開時のロックアップが解除されたため、その後は所有する当社株式の一部又は全部を売却することが予想され、当社株価形成に影響を与える可能性があります。

継続企業の前提に関する重要事象等について

発生可能性:低、発生可能性のある時期:数年以内、影響度:低

当社グループは、継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあり、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しているものと認識しております。

この主たる要因は、衛星データ事業において、衛星の製造及び打上げに伴う大規模な先行投資が必要であり、投資回収までに期間を要するためであります。

このような事象又は状況を解消すべく、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4)優先的に対処すべき 事業上及び財務上の課題」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための対応策を実施しております。

また、最近連結会計年度末において、14,239,861千円の現金及び預金を保有しており、最近連結会計年度末から翌12か月間の資金繰りを考慮した結果、当面の事業資金を確保していることから資金繰りに重要な懸念はありません。

以上により、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ(当社、連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の 状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

第7期連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(資産)

当連結会計年度末の流動資産合計は16,253,228千円となり、前連結会計年度末に比べ10,273,066千円の増加となりました。これは主に、小型SAR衛星の製造・打上げにより減少したものの、第三者割当による新株式の発行、金融機関からの借入金、2024年12月19日付で東京証券取引所グロース市場に株式上場し、公募増資を行ったこと等により現金及び預金が9,771,337千円増加したことによるものであります。

当連結会計年度末の固定資産合計は11,942,108千円となり、前連結会計年度末に比べ6,607,327千円の増加となりました。これは主に、小型SAR衛星の稼働に伴い、建設仮勘定からの振替等により、観測衛星(純額)が5,280,542千円、小型SAR衛星の製造等により建設仮勘定が826,627千円増加したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末の流動負債合計は2,229,395千円となり、前連結会計年度末に比べ723,590千円の増加となりました。これは主に、長期借入金からの振替により1年内返済予定の長期借入金が103,500千円増加したことによるものであります。

当連結会計年度末の固定負債合計は6,093,000千円となり、前連結会計年度末に比べ4,154,500千円の増加となりました。これは、長期借入金が4,154,500千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産合計は19,872,941千円となり、前連結会計年度末に比べて12,002,302千円の増加となりました。これは主に、第三者割当による新株式の発行、2024年12月19日付で東京証券取引所グロース市場に株式上場し、公募増資を行ったこと等により資本金と資本剰余金がそれぞれ7,579,652千円増加したものの、親会社株主に帰属する当期純損失を3,592,954千円計上したことによる利益剰余金の減少によるものであります。なお、欠損金の解消及び財務体質の健全化を目的に、資本剰余金を1,559,650千円減少させ、同額を利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。

経営成績の状況

第7期連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当連結会計年度における我が国の経済は、中東情勢の緊迫化や中国経済の先行きの不透明さによる景気の下振れリスクはあるものの、実質所得の上昇やインフレ率の鈍化に伴い安定的な成長が見込まれ緩やかな回復基調が続くものと見込まれています。宇宙業界においては、10年で1兆円という長期かつ大規模な支援となる「宇宙戦略基金」が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)に設置され、2024年度からスタートした第1期では、当社は公募テーマ「商業衛星コンステレーション構築加速化(予算総額950億円で4社が採択済み)」に採択されました。加えて、防衛省の令和7年予算案において「衛星コンステレーション」構築に2,832億円が計上されるなど、宇宙産業を日本経済における成長産業とするための政府施策がより具体化した年となりました。

有価証券届出書(通常方式)

このような状況の下、当社グループは、2024年3月13日に打上げた当社4機目の小型SAR衛星の初画像(ファーストライト)を2024年4月8日に、2024年8月3日に打ち上げた当社5機目の小型SAR衛星の初画像を2024年9月17日に、2024年12月21日に打ち上げた当社6機目の小型SAR衛星の初画像を2025年1月16日に取得しました。また内閣府宇宙開発戦略推進事務局が推進する「令和6年度小型SAR衛星コンステレーションの利用拡大に向けた実証」、防衛省が推進する安全保障用途に適した小型合成開口レーダ(SAR)衛星の宇宙実証の採択事業者として、複数の国内政府機関へ納入しております。既存サービスの「Land Displacement Monitoring」サービス及び「Flood Damage Assessment」サービスの提供並びに顧客との共同ソリューション開発プロジェクトは引き続き順調に進捗しております。

技術開発の成果としては、新たな撮像モードであるステアリングスポットライトモードでのテスト観測にて、日本最高分解能であるアジマス分解能25cmの画像取得に成功しました。

衛星製造につきましては、小型SAR衛星の製造事業所「ヤマトテクノロジーセンター」が2024年9月より本格稼働を開始し、衛星コンステレーション構築を実現するための強固な生産体制が整いました。

また、衛星の打上げ契約につきましては、Rocket Lab社(本社:アメリカ合衆国カリフォルニア州、CEO:Sir Peter Beck)が提供するエレクトロン・ロケットで2025年以降に10機の衛星打上げを行うことに合意しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、2,316,649千円(前連結会計年度比67.1%増)、営業損失は3,070,206千円(前連結会計年度は1,795,927千円の損失)、経常損失は3,594,948千円(前連結会計年度は1,951,232千円の損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は3,592,954千円(前連結会計年度は1,520,458千円の損失)となっております。

なお、当社グループは衛星データ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

第7期連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度に比べ9,771,337千円増加し、14,239,861千円(前連結会計年度末は4,468,524千円)となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動に使用した資金は1,798,097千円(前連結会計年度は2,221,564千円の使用)となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失3,586,493千円(前年同期は税金等調整前当期純損失1,505,008千円)、減価償却費1,097,476千円(前年同期は減価償却費115,259千円)、株式報酬費用437,930千円、上場関連費用383,560千円(前年同期は上場関連費用6,988千円)によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動に使用した資金は7,464,995千円(前連結会計年度は3,636,955千円の使用)となりました。これは主に、衛星製造部品等購入による有形固定資産の取得による支出7,336,512千円(前年同期は有形固定資産の取得による支出3,619,099千円)等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動から得られた資金は19,032,705千円(前連結会計年度は3,722,615千円の獲得)となりました。これは主に、長期借入れによる収入4,270,000千円(前年同期は長期借入れによる収入2,030,000千円)、第三者割当による新株式の発行及び東京証券取引所グロース市場への上場に伴う株式の発行による収入15,159,304千円(前年同期は株式の発行による収入1,300,182千円)等によるものです。

生産、受注及び販売の実績

第7期連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

a . 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループは、衛星データ事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の受注実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前期比(%)	受注残高(千円)	前期比(%)
衛星データ事業	2,648,304	47.0	5,362,256	102.7

(注) 第7期連結会計年度において、受注実績に著しい変動がありました。これは、衛星データ事業の前連結会計年度において、中小企業イノベーション創出推進事業(経産省SBIR、金額:4,100,000千円)の受注があったためです。

c.販売実績

当社グループは、衛星データ事業の単一セグメントであり、当連結会計年度における販売実績は、次の通りであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)	
衛星データ事業	2,316,649	167.1	

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次の通りであります。

相手先	連結会 (自 2023:	5 期 計年度 年 1 月 1 日 年12月31日)	第7期 連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	
官公庁	1,227,669	88.6	2,139,779	92.4	

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。また、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

a.総収入(売上高と補助金収入の合算額)

総収入は、前連結会計年度に比べて1,122,479千円(81.0%)増加し、2,508,762千円となりました。これは主に、官公庁向けの売上が増加したことによるものであります。特に、宇宙開発利用加速化戦略プログラム(通称:スターダスト・プログラム)「小型SAR衛星コンステレーションの利用拡大に向けた実証」の令和6年分(契約額:1,280,070千円)が令和5年分の契約額から増額されたことによります。なお、当該期間における補助金収入(中小企業イノベーション創出推進事業)は192,112千円です。

b.衛星運用数

期初は2機、期末の衛星運用機数は4機となりました。ただし、依然として各国政府からの強い需要には応えられていない状況のため、早急な量産体制の構築・運用機数の増加が必要と判断しております。

c. 受注額/受注残高

「小型 S A R 衛星コンステレーションの利用拡大に向けた実証」の令和 6 年分(契約額:1,280,070千円)の受注により、受注額は2,648,304千円、受注残高は5,362,256千円となりました。

なお、当該指標においては、補助金収入を含めて受注額/受注残高を算出しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。連結財務諸表の作成において適用する会計基準等につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表注記事項(重要な会計上の見積り)」、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1)財務諸表注記事項(重要な会計方針)」及び「第5 経理の状況 2 財務諸表等(1)財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載の通りです。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a.財政状態

主な増減内容については、「第2事業の状況 4経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

b.経営成績

第7期連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

主な当該内容については、「第2事業の状況 4経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(売上高)

売上高は、前連結会計年度に比べて930,366千円(67.1%)増加し、2,316,649千円となりました。これは主に、 官公庁向けの売上が増加したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、前連結会計年度に比べて1,532,188千円(268.8%)増加し、2,102,132千円となりました。これは主に、官公庁向けの売上が増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は214,517千円(前連結会計年度は816,338千円)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べて672,457千円(25.7%)増加し、3,284,723千円となりました。これは主に、事業拡大のため人員採用を積極的に行ったことにより給料及び手当が181,015千円、株式報酬費用が184,693千円、外形標準課税対象法人になったことにより租税公課が112,673千円増加したこと等によるものであります。この結果、営業損失は3,070,206千円(前連結会計年度は1,795,927千円の営業損失)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

営業外収益は、前連結会計年度に比べて170,430千円(686.8%)増加し、195,245千円となりました。これは主に、中小企業イノベーション創出推進事業による補助金収入が192,112千円発生したこと等によるものであります。営業外費用は、前連結会計年度に比べて539,868千円(299.7%)増加し、719,988千円となりました。これは主に借入金の支払利息が206,013千円、2024年12月19日付で東京証券取引所グロース市場に株式上場したことにより上場関連費用が376,571千円増加したこと等によるものであります。この結果、経常損失は3,594,948千円(前連結会計年度は1,951,232千円の経常損失)となりました。

(特別利益、特別損失、税金等調整前当期純損失)

特別利益は、8,487千円となりました。これは、固定資産売却益7,323千円、新株予約権戻入益1,164千円を計上したことによるものであります。特別損失は、32千円となりました。これは、固定資産除却損32千円を計上したことによるものであります。この結果、税金等調整前当期純損失は3,586,493千円(前連結会計年度は1,505,008千円の税金等調整前当期純損失)となりました。

(親会社株主に帰属する当期純損失)

法人税、住民税及び事業税6,460千円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は3,592,954千円(前連結会計年度は1,520,458千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況につきましては「第2 事業の状況 4経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。当社グループの資金需要は主に運転資金需要と設備資金需要があります。運転資金需要は企画から製造に必要な運転資金(研究開発費、人件費、諸経費)、販売費及び一般管理費等の営業活動及び広告宣伝等費用によるものです。設備資金需要につきましては、衛星製造設備投資であります。

財務政策につきましては、当社グループの事業活動の維持拡大に必要な資金を安定的に確保するため、必要に応じて内部資金の活用及び第三者割当増資により資金調達を行っております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、「第2 事業の状況 3事業等のリスク」に記載のとおり、衛星の開発・製造・打ち上げ等の事業計画の進捗、衛星の製造体制、衛星の運用及び法規制等の様々なリスクの顕在化により業績に影響を受ける可能性があるものと認識しております。

したがって、内外の経営環境及び事業環境に影響を及ぼす要因に留意しつつ、適時に情報を収集・分析する体制を整備し、特に衛星の製造や運用に関するリスクに対応可能な体制を構築するとともに必要な経営上の施策を実行することにより業績に影響を与えるリスク要因の分散及び低減を図ってまいります。

経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「第2事業の状況 1経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

5 【経営上の重要な契約等】

(1)主要な販売・業務提携等に関する契約

契約会社名	相手先 の名称	相手先の 所在地	契約品目	契約 締結日	契約期間	契約内容
株式会社 Synspective	国立大学法人 東京大学	日本	共同研究契約書	2018年 4月1日	2018年4月1日から 2025年4月30日まで	小型SAR衛星の開発
株式会社 Synspective	国立大学法人東京大学航空宇宙工学専攻 中須賀・船瀬研究室 工学博士 中須賀真一	日本	ノウハウの取り扱い に関する契約書	2022年 3月18日	-	ノウハウに関する覚書
株式会社 Synspective	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機 構	日本	実施許諾契約書	2022年 10月12日	2022年10月15日から 2025年3月31日まで	商用機用衛星搭載SARアン テナパネルに関する特許ノ ウハウライセンス契約
株式会社 Synspective	国立大学法人 東京科学大学	日本	非独占的仮通常実施 権許諾契約書	2022年 10月15日	2022年10月15日から 2027年10月14日まで	特許ライセンス契約
株式会社 Synspective	国立大学法人 東京科学大学	日本	非独占的通常実施権 許諾契約書	2023年 12月26日	2023年6月1日から 2028年5月31日まで	特許ライセンス契約
株式会社 Synspective	Rocket Lab USA, Inc.	米国	打上サービス契約に かかる覚書	2024年 6月18日	-	StriX衛星10機の打上サー ビス契約締結について
株式会社 Synspective 株式会社 Synspective Japan Synspective SG Pte. Ltd.	三菱電機株式会社	日本	衛星関連事業に関す る戦略的パートナー シップ覚書	2024年 10月31日	2024年12月19日から 2036年 3 月31日まで	衛星撮像及び衛星画像販売 に関する協業検討の覚書 (注)
株式会社 Synspective	Space Exploration Technologies Corp.	米国	ライドシェア打上 サービス契約	2025年 3月5日	2025年3月5日から 打上完了まで	StriX衛星のライドシェア 打上サービス契約
株式会社 Synspective	内閣府大臣官房会計 担当参事官	日本	令和7年度 小型SAR 衛星コンステレー ションの利用拡大に 向けた実証(その2 - 1)	2025年 3 月27日	2025年 3 月27日から 2026年 3 月31日まで	内閣府からの受注案件
株式会社 Synspective	内閣府大臣官房会計 担当参事官	日本	令和7年度 小型SAR 衛星コンステレー ションの利用拡大に 向けた実証(その2 - 2)	2025年 4月1日	2025年4月1日から 2026年3月31日まで	内閣府からの受注案件
株式会社 Synspective	国立大学法人 東京科学大学	日本	学術指導契約	2025年 5月7日	2025年 5 月 1 日から 2026年 3 月31日まで	小型合成開口レーダ搭載アンテナの性能改善及び設計 手法・高機能化に関する研究

⁽注)本覚書締結により、防衛省に対して当社の小型SAR衛星の衛星画像の販売等を行う場合は、三菱電機株式会社の みが行うものとする。また、アジア及びその他地域の安全保障機関に対して当社の小型SAR衛星の衛星画像の販 売等を行う場合、別途協議の上で当該販売の一部を三菱電機株式会社が行うものとする。

(2) タームローン契約

当社は、2022年3月17日開催の取締役会において、タームローン契約の締結について決議し、2022年4月15日付で契約いたしました。なお、2024年3月28日開催の取締役会において、原契約の修正を決議し、2024年3月29日付で変更契約書を締結いたしました。

資金使途	今後の事業成長に伴い発生が見込まれる対象衛星製造及び打上げに係る資金需要に対し、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを通じて財務基盤の強化を図るため
契約締結先	株式会社商工組合中央金庫
契約金額	1,300,000千円
契約締結日	2022年 4 月15日
期間	開始日 2022年4月15日 満期日 2030年3月31日 (ただし、当該日が営業日以外の日に該当する場合には、その前営業日とする。)
金利	基準金利+スプレッド
財務制限条項	各年度の決算期末日において、単年度の貸借対照表における純資産の部の金額を3,000,000千円未満としないこと。 各四半期の末日における借入人の連結の試算表又は計算書類等において、現預金と直近で提出された将来予定収入リスト に記載されている将来予定収入額の合計金額から有利子負債の合計金額を差し引いた値を、0円未満としないこと。ただし、当該四半期の末日において、償却前経常利益が0円以上の場合には、本号に基づく判定を行わない。
担保提供資産及び保証の有無	無

(3)コミットメントライン契約

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、コミットメントライン契約の締結について決議し、2023年2月21日付で契約いたしました。なお、2024年3月14日開催の取締役会において、原覚書の修正を決議し、2024年3月26日付で変更覚書を締結いたしました。

資金使途	にしました。 今後の事業展開における資金需要に対し、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保 することを通じて財務基盤の強化を図るため
契約締結先	株式会社みずほ銀行
契約金額	1,000,000千円
契約締結日	2023年 2 月21日
	開始日 2023年 2 月28日
契約期間	満期日 2026年 2 月28日
	(ただし、当該日が営業日以外の日に該当する場合には、その前営業日とする。)
金利	基準金利+スプレッド
	2023年3月末日を初回とし、以降毎月の末日における借主の連結の試算表における 純資産の部の金額を正の値に維持すること。 2023年3月末日を初回とし、以降毎月の末日(以下「判定日」という。)における 連結の試算表における現預金残高(ただし、「判定日」の「実行済貸付金」を除い た金額をいう。)を、事業計画のうちstandardと表示される資料において、資金繰 表に示される当該「判定日」の翌月から3か月間の「判定対象金額」が負の値とな る場合、「判定対象金額」の絶対値以上の金額に維持すること。維持できない場
財務制限条項	合、借主は、貸主の満足する内容の資金繰り計画を策定し、当該「判定日」の翌々月5「営業日」までに貸主に対して当該資金繰り計画を提出すること。 2023年12月期第1四半期を初回とし、以降2023年12月期第4四半期までの各四半期における借主の連結の試算表における売上を、2023年1月18日付事業計画のうちまはandardと表示される資料に示される各四半期の売上の計画値と比べ70%以上の金額とするとともに、2024年1月期第1四半期以降、2025年12月期第4四半期までの各四半期において、借主の当該各四半期時点で最新の事業計画に示される売上の計画値と比べ70%以上の金額とすること。
担保提供資産及び保証の有無	無

(4)実行可能期間付タームローン契約

当社は、2023年6月27日開催の取締役会において、シンジケートローン方式による革新的技術研究成果活用事業活動債務保証付実行可能期間付タームローン契約の締結について決議し、2023年7月20日付で契約いたしました。

資金使途	産業競争力強化法第21条の 5 に定められた革新的技術研究成果活用事業活動の実施 に必要な資金
アレンジャー	株式会社三菱UFJ銀行(コ・アレンジャー 株式会社みずほ銀行)
参加金融機関	株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式 会社りそな銀行
契約形態	革新的技術研究成果活用事業活動債務保証付 実行可能期間付タームローン契約
契約金額	5,000,000千円
金利	変動金利(3か月TIB R+スプレッド)
契約締結日	2023年 7 月20日
コミットメント期間	2023年7月31日~2024年7月31日
借入期間	2023年7月31日~2028年7月31日
返済方法	2026年10月31日より 3 か月毎元金均等返済
	各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、 1円以上にそれぞれ維持することを確約する。遵守の対象となる最初の決算期は、 2023年12月に終了する決算期とする。
財務制限条項	各本四半期の末日における連結の試算表又は計算書類等において、現預金と直近で提出された将来予定収入リストに記載されている将来予定収入額の合計金額から有利子負債の合計金額を差し引いた値を、0円未満としないことを確約する。遵守の対象となる最初の本四半期は、2023年9月に終了する本四半期とする。ただし、当該本四半期の末日において、償却前経常利益が0円以上の場合には、判定を行わない。なお、「有利子負債」とは、連結の試算表又は貸借対照表における「短期借入金」、「長期借入金」、「1年以内返済予定長期借入金」、「社債」、「1年以内償還予定社債」、「1年以内償還予定新株予約権付社債」、「1マーシャルペーパー」及び「割引手形」(ただし、資本性借入金は除く。)の合計金額をいい、「償却前経常利益」とは、連結の試算表又は損益計算書における「経常利益」及び「減価償却費」の合計金額をいう。
担保提供資産及び保証の有無	無担保 独立行政法人中小企業基盤整備機構の保証制度による債務保証 貸付未払金のうち保証を履行する時点での元本残高の金額の50%に相当する金額 を限度として保証する。

(5)特殊当座貸越契約

当社は、2024年7月29日開催の取締役会において、特殊当座貸越契約の締結について決議し、2024年7月29日付で契約いたしました。

て关がいたしなした。			
資金使途	今後の事業展開における資金需要に対し、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保 することを通じて財務基盤の強化を図るため		
契約締結先	株式会社三井住友銀行		
契約金額	1,000,000千円		
契約締結日	2024年 7 月29日		
±7./4.#0.00	開始日 2024年 7 月31日		
契約期間 	満期日 2025年4月30日		
金利	基準金利+スプレッド		
財務制限条項	無		
担保提供資産及び保証の有無	無		

(6)コミットメント期間付タームローン

当社は、2025年2月19日開催の取締役会において、シンジケートローン方式によるコミットメント期間付タームローンの締結について決議し、2025年2月20日付で契約いたしました。

資金使途	事業資金(衛星製造・打上費用)
アレンジャー	株式会社みずほ銀行
参加金融機関	株式会社みずほ銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社りそな銀行、 株式会社あおぞら銀行、株式会社静岡銀行、三井住友信託銀行株式会社、 株式会社紀陽銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社西日本シティ銀行、 株式会社広島銀行、株式会社山梨中央銀行
契約形態	継続的金銭消費貸借契約
契約金額	8,100,000千円
金利	基準金利(TIBOR) + 6 %
契約締結日	2025年 2 月20日
コミットメント期間	2025年 2 月28日 ~ 2027年10月29日
返済方法	2028年 1 月31日を第 1 回とし、以降 3 か月毎月末日にコミットメント期限における 総貸付残高の12分の 1 ずつ弁済(12回)
財務制限条項	2024年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を1円以上に維持すること。 2024年12月を初回とする、各四半期の末日を基準日とする連結の試算表又は報告書等において、現預金と将来予定収入額の合計から、有利子負債の合計を引いた値を0円未満としない。(ただし、当該作成基準日において、償却前経常利益が0円以上の場合、本判定は行わない。) 〈償却前経常利益〉 経常利益+減価償却費 〈将来予定収入額> 2030年10月末日までに入金予定となる「政府系機関からの受注」、「外部格付BBB以上の先からの受注」及び「補助金」に係るリストのうち、入金されることが分かる資料(契約書及び交付決定通知書を含むが、これらに限定されない。)が提出された案件の合計金額。 〈有利子負債> 貸借対照表における「短期借入金」、「長期借入金」、「1年以内返済予定長期借入金」、「社債」、「1年以内償還予定社債」、「新株予約権付社債」、「1年以内償還予定新株予約権付社債」、「コマーシャルペーパー」及び「割引手形」(ただし、資本性借入金及び官コン借入は除く。)
担保提供資産及び保証の有無	担保:宇宙戦略基金より担保設定可との方針決定がなされることを停止条件として、本件衛星製造後、速やかに当該衛星を対象物件とする打上前保険及び打上保険に加入し、当該保険請求権に対し、第一順位かつ同順位にて質権を設定。 保証:無保証

6 【研究開発活動】

第7期連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社はこれまでの研究開発の成果により、小型SAR衛星において世界トップクラスの解像度・広域性の実現を達成してきました。一方で、未だ黎明期にあるSAR衛星コンステレーションの継続的な能力向上と、市場ニーズに順次応えるためのコンステレーション拡大を両立させる必要があると認識しており、漸進的開発と量産体制の確立、それを通じたコンステレーション構築が必要となります。

これらを実現するために、社内体制としましては、衛星システム開発第1部は衛星設計・開発を主に担当し、衛星システム開発第2部は、衛星の量産やそれに必要な工場・量産体制整備を主に担当し、技術戦略室が技術監修を実施しております。

当連結会計年度は、コンステレーション(衛星群)構築へ向け、量産機の性能と低コスト化のバランスを考慮し、SARの高分解能化に向けたアンテナパネルの高性能化、高出力アンプの開発、高性能衛星プラットフォーム開発、他社地上局と連携し衛星コンステレーションの運用自動化等を見据えた研究開発、複数の分野に渡る新領域でのSAR衛星データ・ソリューションの開発を行って参りました。

当連結会計年度における当社グループが支出した研究開発費の総額は1,290,296千円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第7期連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

設備投資については、生産設備の増強、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

なお、当社グループは、衛星データ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載はしておりません。

当連結会計年度において、当社グループの設備投資の総額は7,363,300千円であり、主なものは観測衛星及び観測衛星部品並びに生産性の向上を目的とした衛星製造設備等によるものです。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

第7期連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(1) 提出会社

2024年12月31日現在

	帳簿価額(千円)									
事業所名 (所在地)	設備の内容	建物 及び 構築物	工具、器具 及び備品	機械装置 及び 運搬具	観測衛星	建設 仮勘定	ソフト ウエア	合計	· 従業員数 (名)	
本社 (東京都 江東区)	事業所設備等	74,327	145,517	-	5,280,542	-	28,800	5,529,187	153(12)	
大和工場 (神奈川県 大和市)	小型SAR衛星 衛星製造設備等	291,279	224,025	8,234	-	5,708,124	6,636	6,238,300	33	

- (注)1.本社の建物は賃借しており、その年間賃借料は68,640千円であります。
 - 2.大和工場の建物は賃借しており、その年間賃借料は38,569千円であります。
 - 3. 現在休止中の主要な設備はありません。
 - 4.従業員数は、社外から当社への出向者を含む就業人員であります。また、臨時雇用者数は期中平均人員を ()外書きで記載しております。
 - 5. 当社グループは、衛星データ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。
- (2) 国内子会社 該当事項はありません。
- (3) 在外子会社 該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2025年6月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名	初供の力容	投資予定額		資金	*エケロ	完了予定	完成後の	
云紅石	会社名	也 設備の内容 し	総額 (千円)	既支払額 (千円)	調達方法	着手年月	年月	増加能力
		7 号機 (小型SAR衛星)	2,921,662	2,650,869	増資及び 銀行借入	2024年 6 月	2025年 9 月	(注1)
	本社 (東京都江東区) 提出 会社 協力会社 (栃木県那 須郡那須町)	8 号機 (小型SAR衛星)	2,493,513	1,492,444	増資及び 銀行借入	2024年 9 月	2025年12月	(注1)
+8.11		9 -14号機 (小型SAR衛星)	15,000,000	4,004,583	増資及び 銀行借入	2024年11月	2026年12月	(注1)
		15-25号機 (小型SAR衛星)	25,350,000	864,872	増資及び 銀行借入	2025年11月	2027年12月	(注1、3)
		工場	504,000	-	増資及び 銀行借入	2025年1月	2026年 9 月	(注1)
	協力会社 (福井県福井市)	工場	50,000	-	増資及び 銀行借入	2025年 1 月	2025年8月	(注1)

- (注) 1. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。
 - 2. 当社グループは、衛星データ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載はしておりません。
 - 3. 着手年月は衛星の製造開始時期であり、部材の支払いはそれに先んじて進行しております。
 - 4.協力会社については、計画の見直し等により投資予定額の総額及び完了予定を変更しております。
- (2) 重要な設備の除却等 該当はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	168,000,000

- (注) 1.2024年6月7日開催の臨時株主総会における決議に基づき、定款の一部変更を行い、2024年6月7日付で 普通株式の発行可能株式総数を増加しております。これにより、普通株式の発行可能株式総数が、1,120,000 株となりました。また、同日開催の臨時株主総会における定款変更決議に基づき、2024年6月24日付でA種 優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式に関する定款の定めを廃止すると共に、1単元 を100株とする単元株制度を採用しております。
 - 2.2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき普通株式150株に株式 分割を実施しております。またこれに伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は166,880,000株増加し、 168,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株) (2025年 6 月30日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	111,542,100	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	111,542,100	-	-

- (注)1.2024年12月19日に東京証券取引所グロース市場に上場しております。
 - 2.提出日現在の発行数には、2025年7月1日から本書提出日現在までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。
 - 3.当社は、2024年4月12日付で第三者割当増資(D種優先株式22,437株の発行)、2024年4月25日付で第三者割当増資(D種優先株式7,052株の発行)、2024年6月10日付で第三者割当増資(D種優先株式43,591株の発行)が行われた結果、発行済株式総数は、普通株式100,000株、A種優先株式86,200株、B種優先株式160,558株、C1種優先株式131,794株、D種優先株式89,749株となりました。その後、2024年6月12日付で普通株式を対価とする取得請求権に基づき、発行済優先株式の全てを当社が取得し、引き換えに優先株主に対して当社普通株式の交付を行い、2024年6月23日付で当社が取得した優先株式の全てを消却しております。なお、当社は2024年6月7日開催の臨時株主総会において、2024年6月24日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
 - 4.2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の株式分割を 行っております。これにより、発行済株式総数が86,365,317株増加して86,944,950株となっております。ま た、2024年12月19日の東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、発行済株式の総数は公募により 21,304,200株増加しております。
 - 5.2024年6月7日開催の臨時株主総会決議により、2024年6月24日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
 - 6.決算日後、2025年1月17日を払込期日とする有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による新株式3,195,600株(発行価格444円、資本組入金222円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ709,423千円増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第3回 新株予約権

NO CH WALLET WALLE	
決議年月日	2022年11月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 3 当社従業員 88[85] 当社子会社従業員 1 (注)6
新株予約権の数(個)	12,499 [11,995] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,874,850 [1,799,250] (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	134 (注) 2、 7
新株予約権の行使期間	2023年7月1日~2032年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 134 資本組入額 67 (注)3、7
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	(注) 5
	(注) 5

最近事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2025年6月30日)にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権 1 個につき目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。) は、最近事業年度の末日現在 は当社普通株式150株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式 の無償割当を含む、以下同じ。) 又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、 かかる調整は、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、本新株予約権のうち、現時点で行使されていない新株予 約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × — ' 分割(又は併合)の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

新株発行(処分)株式数×1

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3.本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4.新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

本新株予約権者は、2023年12月期乃至2027年12月期までのいずれかの期間において、いずれかの四半期会計期間における当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書。以下同様。)に記載された売上高が400百万円を超過した場合に、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権の割当を受けた者は、上記 の条件を満たした場合に、以下に掲げる割合を限度として、本新株 予約権を行使することができる。

株式公開日の半年後の翌日から、1年後まで:40%

株式公開日の1年後の翌日から、株式公開日の2年後まで:70%

株式公開日の2年後の翌日以降:100%

5.組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予 約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、 「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下 の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新 設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする

(5)新株予約権を行使することができる期間

上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力 発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる 期間の末日までとする。

(6)新株予約権の譲渡制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (7)その他新株予約権の行使の条件
 - 注5に準じて決定する。
- (8)新株予約権の取得事由及び条件
 - 以下に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、 又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認 (株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定め る日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、注5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (9)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 6 . 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社役員 3 名、当社従業員85名、当社子会社従業員1名となっております。
- 7.2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。なお「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、小数点以下を切り上げて記載しております。

第4回 新株予約権

M T L MINN I WITE	
決議年月日	2024年 6 月 7 日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 3 当社従業員 159[150] 当社子会社従業員 5 (注)6
新株予約権の数(個)	44,031 [43,035] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,604,650 [6,455,250] (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	134 (注) 2、 7
新株予約権の行使期間	2024年 6 月10日から10年間
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 134 資本組入額 67 (注)3、7
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	(注) 5

行画証分周山音(週末73 最近事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前

最近事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2025年6月30日)にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は最近事業年度の末日現在は当社普通株式150株とする。ただし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・合併の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株 予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2.当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数(自己株式を除く。)を無償割当て前の発行済普通株式総数(自己株式を除く。)で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日(割当てのための基準日がある場合はその日)の翌日以降適用されるものとする。

調整後行使価額 = 調整前	_	調整前行使価額	v	
	响走的门 医间的	^	分割・併合・無償割当ての比率	

また、当社が、時価を下回る1株あたりの払込金額で株式の発行又は処分(株式無償割当てを除く。また、 潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)を行う ときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円 未満の端数は切り上げる。

なお、「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他 その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として株式を取得し得る地位を伴う証券 又は権利を意味し、「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が株式を交付する原因となる保有者若しくは 当社の請求又は一定の事由を意味する。

また、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済株式総数(当社が保有するものを除く。)を意味するものとする(ただし、当該調整事由による株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される株式の数は算入しない。)。

当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

- 3.本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出 される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4.新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について以下に定める取得事由が発生していないこと。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

- (1)当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。
- (2)当社の発行済株式総数の過半数の株式を同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)が保有することとなる、同時又は実質的に同時に行われる株式の譲渡にかかる書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。
- (3)当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の 承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合
- (4)当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合。
- (5)権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。

当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役

当社又は子会社の使用人

顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(6)次のいずれかに該当する事由が発生した場合

権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員、使用人、顧問、アドバイザー若しくはコンサルタントに就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く

権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不 渡りとなった場合

権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに 類する手続開始の申立があった場合

権利者につき解散の決議が行われた場合

権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、 威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合 (7)権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後に

かかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合

権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を 行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

1年間(各年の1月1日から12月31日まで)に行使される本新株予約権の権利行使価額の合計額は1,200万円を超えないものとし、権利者はその範囲内でのみ割当新株予約権を行使できる。

その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5.組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株式数とする新株予約権の数をそれぞれ交付するものとする。「組織再編行為の比率」とは、組織再編行為において当社の普通株式1株に対して交付される再編対象会社の普通株式の数の割合を意味する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力 発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる 期間の末日までとする。

(6)権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7)新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を要するものとする。

(8)組織再編行為の際の取扱い

本注に準じて決定する。

6 . 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社役員 3 名、当社従業員150名、当社子会社従業員5 名となっております。

EDINET提出書類

株式会社Synspective(E40216)

有価証券届出書(通常方式)

7.2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。なお「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、小数点以下を切り上げて記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第1回 新株予約権

決議年月日	2019年3月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 15 社外協力者 1
新株予約権の数(個)	5,682[5,512] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 852,300[826,800] (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	134 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	2019年 3 月20日から10年間
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 134 資本組入額 67 (注)3、6
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	(注) 5

最近事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2025年6月30日)にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は当社普通株式150株とする。ただし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・合併の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株 予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2.当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数(自己株式を除く。)を無償割当て前の発行済普通株式総数(自己株式を除く。)で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日(割当てのための基準日がある場合はその日)の翌日以降適用されるものとする。

有価証券届出書(通常方式)

また、当社が時価を下回る払込金額で株式の発行又は処分(株式無償割当てを除く。また、潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使化学を次の算式により調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が、時価を下回る1株あたりの払込金額で株式の発行又は処分(株式無償割当てを除く。また、潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他 その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として株式を取得し得る地位を伴う証券 又は権利を意味し、「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が株式を交付する原因となる保有者若しくは 当社の請求又は一定の事由を意味する。

また、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済株式総数(当社が保有するものを除く。)を意味するものとする(ただし、当該調整事由による株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される株式の数は算入しない。)。

当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

- 3.本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4.新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について以下に定める取得事由が発生していないこと。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

- (1)当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。
- (2)当社の発行済株式総数の過半数の株式を同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)が保有することとなる、同時又は実質的に同時に行われる株式の譲渡にかかる書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。
- (3)当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合
- (4)当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合。

(5)権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。

当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役

当社又は子会社の使用人

顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(6)次のいずれかに該当する事由が発生した場合

権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員、使用人、顧問、アドバイザー若しくはコンサルタントに就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。 ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く

権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

権利者につき解散の決議が行われた場合

権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力 又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資 金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

(7)権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合

権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものと する。

1年間(各年の1月1日から12月31日まで)に行使される本新株予約権の権利行使価額の合計額は3,600万円を超えないものとし、権利者はその範囲内でのみ割当新株予約権を行使できる。

その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」 に定めるところによる。

5.組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株式数とする新株予約権の数をそれぞれ交付するものとする。「組織再編行為の比率」とは、組織再編行為において当社の普通株式1株に対して交付される再編対象会社の普通株式の数の割合を意味する。

- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に 従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間

上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- (6)権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7)新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を要するものとする。

- (8)組織再編行為の際の取扱い本注に準じて決定する。
- 6.2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。なお「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、小数点以下を切り上げて記載しております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年8月12日 (注)1	C 1種優先株式 31 ,155	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C 1種優先株式 31,155	1,215,045	1,315,045	1,215,045	6,670,711
2021年10月18日 (注)2	C 1種優先株式 30 , 770	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 61,925	1,200,030	2,515,075	1,200,030	7,870,741
2021年12月23日 (注)3	-	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 61,925	2,415,075	100,000	2,415,075	10,285,816
2022年1月11日 (注)4	C 1種優先株式 28,843	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 90,768	1,124,877	1,224,877	1,124,877	11,410,693
2022年 2 月25日 (注)5	C 1種優先株式 25,641	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 116,409	999,999	2,224,876	999,999	12,410,692
2022年3月24日 (注)6	-	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 116,409	-	2,224,876	6,808,166	5,602,525
2022年3月31日 (注)7	C 1種優先株式 6,410	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 122,819	249,990	2,474,866	249,990	5,852,515

				I	I	有価証券届出
年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年6月20日 (注)8	C1種優先株式 8,975	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794	350,025	2,824,891	350,025	6,202,540
2022年12月27日 (注)9	-	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794	2,724,891	100,000	2,724,891	8,927,431
2023年3月30日 (注)10	-	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794	-	100,000	6,265,062	2,662,368
2023年8月10日 (注)11	D種優先株式 16,669	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 16,669	650,091	750,091	650,091	3,312,459
2023年12月31日 (注)12	-	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 16,669	650,091	100,000	650,091	3,962,550
2024年 3 月28日 (注)13	-	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 16,669	-	100,000	1,559,650	2,402,900
2024年4月12日 (注)14	D種優先株式 22,437	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 39,106	875,043	975,043	875,043	3,277,943

年月日	発行済株式	発行済株式	資本金	資本金	資本準備金	資本準備金
	総数増減数	総数残高	増減額	残高	増減額	残高
	(株)	(株)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)

-						
2024年4月25日 (注)15	D種優先株式 7,052	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 46,158	275,028	1,250,071	275,028	3,552,971
2024年 6 月10日 (注)16	D種優先株式 43,591	普通株式 100,000 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 89,749	1,700,049	2,950,120	1,700,049	5,253,020
2024年 6 月12日 (注)17	普通株式 479,633	普通株式 579,633 A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 89,749	-	2,950,120	-	5,253,020
2024年 6 月23日 (注)18	A種優先株式 86,200 B種優先株式 160,558 C1種優先株式 131,794 D種優先株式 89,749	普通株式 579,633	-	2,950,120	-	5,253,020
2024年 6 月24日 (注)19	普通株式 86,365,317	普通株式 86,944,950	-	2,950,120	-	5,253,020
2024年12月19日 (注)20	普通株式 21,304,200	普通株式 108,249,150	4,729,532	7,679,652	4,729,532	9,982,553
2025年1月17日 (注)21	普通株式 3,195,600	普通株式 111,444,750	709,423	8,389,075	709,423	10,691,976
2025年1月1 日~ 2025年6月30日 (注)22	普通株式 97,350	普通株式 111,542,100	6,527	8,395,602	6,527	10,698,503

(注) 1.有償第三者割当

発行価格 78,000円

資本組入額 39,000円

割当先 ジャパン・コインベスト3号投資事業有限責任組合、ASエースタート1号投資事業有限責任組合、EEI4号イノベーション&インパクト投資事業有限責任組合、ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合、ジャフコグループ株式会社、ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合、みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合

2.有償第三者割当

発行価格 78,000円

資本組入額 39,000円

割当先 株式会社SMBC信託銀行(特定運用金外信託口 宇宙フロンティア・ファンド)、SBI Ventures Two株式会社、日本郵政キャピタル株式会社

- 3.財務体質の強化を目的に、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その全額を資本準備金に振り替えております。この結果、資本金が2,415,075千円減少(減資割合96.0%)しております。
- 4.有償第三者割当

発行価格 78,000円

資本組入額 39,000円

割当先 Tsunagu Investment, Pte. Ltd.、損害保険ジャパン株式会社、新生ベンチャーパートナーズ2号投資事業有限責任組合、Abies Ventures Fund I, L.P.

5 . 有償第三者割当

発行価格 78,000円

資本組入額 39,000円

割当先 日本グロースキャピタル投資法人、Nikon-SBI Innovation Fund

- 6. 資本政策の機動性及び柔軟性を図る為、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替え、会社法第452条の規定に基づき、振替えたその他資本剰余金のうち、全額を繰越利益剰余金に振替えることにより、欠損填補しております。この結果、資本準備金が6,808,166千円減少(減資割合54.9%)しております。
- 7.有償第三者割当

発行価格 78,000円

資本組入額 39,000円

割当先 森トラスト株式会社

8 . 有償第三者割当

発行価格 78,000円

資本組入額 39,000円

割当先 株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル、ASエースタート1号投資事業有限責任組合

- 9.財務体質の強化を目的に、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その全額を資本準備金に振り替えております。この結果、資本金が2,724,891千円減少(減資割合96.5%)しております。
- 10.資本政策の機動性及び柔軟性を図る為、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替え、会社法第452条の規定に基づき、振替えたその他資本剰余金のうち、全額を繰越利益剰余金に振替えることにより、欠損填補しております。この結果、資本準備金が6,265,062千円減少(減資割合70.2%)しております。
- 11. 有償第三者割当

発行価格 78,000円

資本組入額 39,000円

割当先 日本グロースキャピタル投資法人、ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合、ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合、みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合

- 12. 財務体質の強化を目的に、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その全額を資本準備金に振り替えております。この結果、資本金が650,091千円減少(減資割合86.7%)しております。
- 13. 資本政策の機動性及び柔軟性を図る為、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その 他資本剰余金に振替え、会社法第452条の規定に基づき、振替えたその他資本剰余金のうち、全額を繰越利 益剰余金に振替えることにより、欠損填補しております。この結果、資本準備金が1,559,650千円減少(減

資割合39.4%) しております。

14. 有償第三者割当

発行価格 78,000円

資本組入額 39,000円

割当先 みずほグロースパートナーズ1号投資事業有限責任組合、大和ハウスグループ投資事業有限責任組合、株式会社FEL、豊田合成株式会社、高橋直司、成毛眞

15. 有償第三者割当

発行価格 78,000円

資本組入額 39,000円

割当先 りそなキャピタル8号投資事業組合、トヨタ紡織株式会社

16.有償第三者割当

発行価格 78,000円

資本組入額 39,000円

割当先 SPエースタート1号投資事業有限責任組合、株式会社エースタート

- 17.2024年6月12日付で株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びB種優先株式は1株につき普通株式1株を交付、C1種優先株式及びD種優先株式は1株につき普通株式1.05株を交付しております。
- 19. 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で、普通株式1株につき普通株式150株に株式分割を実施しました。
- 20. 有償一般募集 (ブックビルディング方式による募集)

発行価格 480円

引受価額 444円

資本組入額 222円

21. 有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 444円

資本組入額 222円

割当先 野村證券株式会社

22. 新株予約権の行使による増加です。

(4) 【所有者別状況】

2025年 6 月30日現在

	20254 6							20234 0 7	730日近江
	株式の状況(1単元の株式数 100株)							34 — + 7#	
区分	政府及び 地方公共	金融機関	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		個人	計	単元未満 株式の状況 (株)		
	地方公共 団体	立門状後 美	取引業者 法人	法人	個人以外	個人	その他	日日	(1本)
株主数(人)	-	9	37	108	81	92	12,500	12,827	-
所有株式数 (単元)	-	63,745	34,741	433,887	54,587	741	527,576	1,115,277	14,400
所有株式数 の割合(%)	-	5.71	3.12	38.90	4.89	0.07	47.30	100.00	-

(注)2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が86,365,317株増加して86,944,950株となっております。また、2024年12月19日の東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、発行済株式の総数は公募により21,304,200株増加しております。

(5) 【大株主の状況】

2025年 6 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	12,500,000	11.21
ヒューリック株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号	11,089,800	9.94
新井 元行	東京都文京区	9,015,000	8.08
スペース・エースタート1号投資事業有限責任組合	東京都港区三田3丁目5番27号	8,611,200	7.72
清水建設株式会社	東京都中央区京橋2丁目16番1号	6,944,400	6.23
SPエースタート1号投資事業有限責任 組合	東京都港区三田3丁目5番27号	6,469,050	5.80
白坂 成功	東京都世田谷区	4,500,000	4.03
日本グロースキャピタル投資法人	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	3,216,250	2.88
森トラスト株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目1番1号	2,399,700	2.15
特定金外信託受託者 株式会社 S M B C 信託銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番2号	2,021,400	1.81
計	-	66,766,800	59.86

(注)当社は、自己株式は保有しておりません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年6月30日現在

			2023年 0 月30日現在
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式		完全議決権株式であり、権利内容に 何ら限定の無い当社における標準と
76至成八曜小邓(60718)	111,527,700	1,115,277	なる株式であります。単元株式数は 100株であります。
単元未満株式	普通株式	_	
羊儿水凋1 水以	14,400	-	-
発行済株式総数	111,542,100	-	-
総株主の議決権	-	1,115,277	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号によるA種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及び D種優先株式の取得

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
最近事業年度における取得自己株式	A 種優先株式 86,200 B 種優先株式 160,558 C 1種優先株式 131,794 D 種優先株式 89,749	-
当期間における取得自己株式	-	-

- (注)1.「当期間」は、2025年1月1日から本書提出日までの間を指しております。
 - 2.2024年6月12日付で、A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式の取得の株式取得請求権の行使を受けたことにより、すべてのA種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びB種優先株式は1株につき普通株式1株を交付、C1種優先株式及びD種優先株式は1株につき普通株式1.05株を交付しております。また、当社が取得した当該A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式については2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月23日付で消却しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

ET ()	最近事	業年度	当期間		
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-	
消却の処分を行った取得自己株式	A 種優先株式 86,200 B 種優先株式 160,558 C 1種優先株式 131,794 D 種優先株式 89,749	-	-	-	
合併、株式交換、株式交付、会社分割 に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-	
その他(-)	-	-	-	-	
保有自己株式数	-	-	-	-	

- (注)1.「当期間」は、2025年1月1日から本書提出日までの間を指しております。
 - 2 . 2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月23日付で会社法第178条の規定に基づき、A種優先株式、B種優先株式、C 1 種優先株式及びD種優先株式を消却しております。

3 【配当政策】

当社は、現在成長段階にあると認識しており、事業拡大や組織体制整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当を実施しておらず、最近事業年度においても配当は行っておりません。今後の配当実施の可能性及び時期については未定であります。しかしながら、株主還元を適切に行っていくことが経営上重要であると認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には、安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。また、内部留保資金につきましては、今後の事業展開を図るため、有効に活用していく方針であります。なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、企業価値を継続的に向上させ、株主利益を最大化するとともに、経済環境の変化に対応した迅速な意思決定ができる組織体制を運用することであります。

具体的には、代表取締役CEO以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、利害関係者に説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性のある内部統制システムを構築すること、及び監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

1.企業統治の体制の概要

当社における、企業統治の体制は、株主総会、取締役会、監査役会、内部監査担当による内部監査機能を適切に機能させ、会社法をはじめとした各種関係法令に則り、適法に運営を行っております。またコンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっており、法令及び定款に基づく取締役会に加えて、管理・監督の機能と業務執行の機能とを明確に区分するために、執行役員制度を導入しております。

(1)取締役・取締役会

当社の取締役会は、代表取締役CEO新井元行が議長を務め、小畑俊裕、志藤篤、海老澤観、渥美優子、榎本亮の取締役6名(うち社外取締役は海老澤観、渥美優子、榎本亮の3名)で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、監査役の出席のもと、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議及び決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

(2)監査役・監査役会

当社の監査役及び監査役会は、常勤監査役服部実穂が議長を務め、非常勤監査役吉村龍吾、非常勤監査役戸田 隆夫の計3名(全て社外監査役)で構成されております。毎月開催される監査役会に加え、必要に応じて臨時監査 役会を開催しております。各監査役は取締役会への出席、経営会議等の議事録及び必要と判断した契約書等の閲 覧を通じて、経営全般に関して幅広く検討を行っております。

各監査役は、監査役会が定めた業務分担に従い、独立した立場から取締役の業務執行状況を監査し、また、監査役会にて情報を共有し実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

(3)会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(4)経営会議

当社では、代表取締役CEO新井元行が議長を務め、常勤取締役小畑俊裕、常勤取締役志藤篤、常勤監査役服部実穂、執行役員全員が参加する経営会議を設置しております。経営会議は代表取締役CEO新井元行の諮問機関として機能しており、取締役会決議事項の事前審議、全社方針の策定、その他の事業課題の共有並びに解決策の検討等が行われ、会社業務の円滑な運営を図ることを目的として運営しております。

(5)内部監査担当

当社の内部監査は、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに業務活動の効率性などについて、当社各部門に対し内部監査を実施し、その結果を代表取締役CEOに報告するとともに、指摘事項の改善状況を継続的に監査しております。

(6)リスクコンプライアンス委員会

当社では、市場、情報セキュリティ、環境、労務、製品の品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、リスクコンプライアンス規程を制定し、社内横断的なリスクコンプライアンス委員会を設置してリスク管理を行うこととしております。リスクコンプライアンス委員会は、毎四半期に代表取締役CEO新井元行がリスクコンプライアンス委員長を務め、小畑俊裕、志藤篤、海老澤観、渥美優子、榎本亮の取締役6名(うち社外取締役は海老澤観、渥美優子、榎本亮の3名)、服部実穂、吉村龍吾、戸田隆夫の監査役3名(全て社外監査役)を中心に実施し、当社運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置付けており、必要に応じて臨時委員会を開催することとしております。リスクコンプライアンス委員長が指名した各部門長は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、関係する法令等の内容及び改廃動向を部員に伝達し、不測の事態が発生した場合にはリスクコンプライアンス委員会へ報告することとなっております。

(7)外部専門家

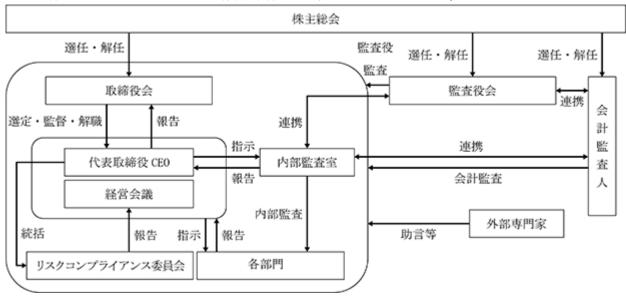
当社では、高度な判断が必要とされる問題が発生した場合には、必要に応じて顧問弁護士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を得られる体制を整えております。

2. 当該体制を採用する理由

当社は、上記のとおり、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。監査役会が、内部 監査担当及び会計監査人との連携を図りながら、独立した監査機能を担うことによって、適切なコーポレート・ ガバナンスが実現できると考え、現在の体制を採用するものであります。当社の内部監査は、内部統制の運用状 況の調査を行い、監査役と連携して定期的に業務執行部署への内部監査を実施し、各部署の所管業務が法令、規 制、定款及び社内規程を遵守し、適正かつ有効に運営されているか否かを調査しております。

3 . 当社のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると、次のとおりであります。



内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制について、2023年7月13日付の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議をし、その後、2024年12月20日の取締役会において一部改定しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を次のとおり定め、新しい価値を創り出す組織として法令の 遵守、損失の危機管理、適正かつ効率的な事業運営を目的に、実効的かつ合理的な内部統制システムの整備に努め ます。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営し、組織的かつ自律的な課題解決を推進するため以下の取り組みを行う。

- (1)就業規則等において、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、規程及び通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定める。
- (2)企業倫理については、グループ行動指針「CREDO」を策定し、全ての役員及び使用人に対して、企業倫理、組織行動に関する具体的行動指針とする。
- (3)企業倫理の責任体制を明確化し、企業倫理の確立、コンプライアンス意識の醸成、綱紀の保持、申告に関する調査検討等を行うため、代表取締役を委員長として、リスクコンプライアンス委員会を設置する。
- (4)風通しの良い企業風土の醸成に努め、グループ各社内の内部通報受付窓口を設置し、匿名・記名を問わず申告を受け付ける。なお、内部通報窓口及び監査役に申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取り扱いは行わない。
- (5)役員や使用人に対する継続的な啓発活動を行うため、コンプライアンス研修等を実施する。また、必要に応じ企業倫理、社内制度・環境の充実強化を図るため意識調査等を行なう。
- (6)内部監査を分掌する部門を設置し、グループ全体における内部統制の運用状況に関する監査を実施し、必要に応じ改善を求める。結果については代表取締役・監査役・リスクコンプライアンス委員会に報告する。
- (7)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応する。
- 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業活動上のリスクについて適切にマネジメントするため、以下の取り組みを行う。

- (1) リスクコンプライアンス規程を定め、リスクマネジメントの責任体制を明確化し、企業活動を行うに当たり 発生しうるリスクを回避・防止するための管理体制の整備、発生したリスクへの対応を実施する。
- (2)代表取締役を委員長として、会社運営に関わる新たなリスクへの対処に向けた危機管理を行うためにリスクコンプライアンス委員会を設置する。また、組織が一体となりリスクマネジメントを行うため、リスクの発生を予防し事前準備するとともに、リスクが発生した場合に的確かつ迅速な対応を可能とするよう、リスクコンプライアンス委員会運用細則を策定する。
- 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。

- (1)組織の構成を定める組織規程、各組織の所掌業務を定める業務分掌規程及び権限の分掌を定める職務権限規程を策定する。
- (2)執行役員制度を導入し、取締役会が担う経営に関する決定・監督の機能と執行役員が担う業務執行の機能を 明確に分離する体制を整え、経営の機動力の向上を図る。
- (3)取締役会規程を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、取締役は定期的に職務の執行状況等について報告する。
- (4) 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- (5) 当社グループの事業運営において必要な事項の各社からの報告に関する体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に関する情報の管理を行い、適正かつ効率的な事業運営に資するため、以下の取り組みを行う。

- (1)文書(関連資料及び電磁媒体に記録されたものを含む。以下「文書」という。)その他の情報の管理について必要事項を定めるため、情報セキュリティ管理規程等を策定する。
- (2)文書の整理保存の期間については、法令に定めるものの他、業務に必要な期間保存する。
- 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、当社グループが適正な事業運営を行ない、グループとしての成長・発展に資するため、グループ会社において以下の取り組みを行う。

- (1)危機発生時の親会社への連絡体制を整備する。
- (2) 不祥事等の防止のための社員教育や研修等を実施する。
- (3)情報セキュリティ及び個人情報保護に関する体制を整備する。
- (4)親会社へ定期的に財務状況等の報告を行なう。
- (5)親会社の内部監査を分掌する部門による内部監査を実施する。
- (6) 当社はグループ会社における業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理 を行えるよう体制を整備する。
- 6.財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保についても適切な取り組みを実施する。

- 7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- (1) 当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役が求めた場合には監査役と協議の
- 上、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。当該使用人は、監査役の指示に基づき監査役の業務の補助を行う。
- (2)監査役の職務を補助すべき使用人は、補助業務に関し取締役その他上長等の指揮命令を受けない。
- (3)監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価等については、取締役と監査役とが協議の上で決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。
- 8. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人(以下「当社グループの役職員」という。)が 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役は取締役会の他重要な会議に出席することができるものとする。また以下の項目については取締役及び使用人は監査役に報告をおこなうものとする。

- (1)会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合若しくは発生した場合
- (2)内部監査の実施状況及びその結果
- (3)法令、定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合
- (4)グループ会社から報告を受けた重要な事項
- (5) その他コンプライアンス上重要な事項

また、内部通報窓口への通報内容を常勤監査役は閲覧することができ、監査役に直接通報をすることもできることとしている。

当社は、当社グループの役職員が監査役に報告を行ったことを理由として、当社グループの役職員に対し不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

- 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)監査役の求めに応じ、代表取締役、会計監査人、内部監査室は、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施する。
- (2)監査役は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができる。
- (3)監査役が職務の執行について会社法に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

1.中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主に対して機動的な利益還元を行うことができるようにすることを目的とするものであります。

2. 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

3. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役並びに執行役員であります。当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が填補するものであります。なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、被保険者である対象役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

会社の支配に関する基本方針について

当社は、会社法施行規則第118条第3号の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりません。

取締役会の活動状況

当社は、最近事業年度において取締役会を原則として月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。最近事業年度における個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
新井 元行	23回	23回
小畑 俊裕	23回	23回
志藤 篤	23回	23回
金山 秀樹	23回	23回
海老澤 観	23回	23回
渥美 優子	14回	14回

- (注) 1.渥美優子氏は、2024年6月7日開催の臨時株主総会において新たに取締役に就任したため、就任後に開催された取締役会の出席状況(全回に出席)を記載しております。
 - 2.2024年6月7日に辞任しました北澤知丈氏及び渡邊一正氏は、最近事業年度において辞任するまでに開催した取締役会に全回(9回)出席しております。

最近事業年度の翌事業年度である第8期事業年度の本書提出日現在における個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
新井 元行	13回	13回
小畑 俊裕	13回	13回
志藤 篤	13回	13回
金山 秀樹	6 回	6 🛽
海老澤 観	13回	13回
渥美 優子	13回	13回
榎本 亮	6 回	4 回

- (注) 1.2025年3月27日に辞任しました金山秀樹氏は、最近事業年度の翌事業年度の本書提出日現在において辞任するまでに開催した取締役会に全回(6回)出席しております。
 - 2. 榎本亮氏は、2025年3月28日開催の定時株主総会において承認され、2025年4月1日付で新たに取締役に就任したため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、年度予算の策定及び予算の進捗状況、重要な営業戦略、組織・人事関連を含むコーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況等、設備投資に関する事項等であります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性2名(役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有 株式数(株)
代表取締役 CEO	新井 元行	1978年11月18日	2004年4月 2013年4月 2015年4月 2018年2月 2018年9月 2022年1月	BearingPointinc.(現 PwCコンサルティング合同会社) 入社 E2NIab.代表社員 株式会社DigitalGrid(現 WASSHA株式会社)設立取締役 当社創業代表取締役CEO(現任) 在外子会社Synspective SG Pte.CEO(現任) 子会社株式会社Synspective Japan代表取締役(現任)	(注) 3	9,015,000
取締役	小畑 俊裕	1973年 1 月17日	1997年4月 2016年7月 2019年4月 2022年1月	三菱電機株式会社入社 東京大学(現 国立大学法人東京大学)大学院工学系研 究科学術支援専門職員 当社入社取締役(現任) 子会社株式会社Synspective Japan取締役(現任)	(注) 3	735,000
取締役	志藤 篤	1980年 5 月15日	2004年11月 2008年1月 2013年11月 2017年7月 2017年7月 2018年7月 2021年4月 2022年1月	明和監查法人(現 仰星監查法人)入所 新日本有限責任監查法人(現 EY新日本有限責任監查法 人)入所 株式会社DigitalGrid(現 WASSHA株式会社)設立取締役 清流監查法人入所 InstitutionforaGlobalSociety株式会社監查役 当社入社 当社取締役(現任) 子会社株式会社Synspective Japan取締役(現任)	(注) 3	-
取締役	海老澤 観	1960年 3 月25日	1982年 4 月 2014年 4 月 2014年12月 2018年 4 月 2019年 4 月 2021年 5 月 2024年 6 月	ソニー株式会社入社 株式会社ソニー・コンピュータサイエンス研究所取締役 Qrio株式会社取締役 モバイル・インターネットキャピタル株式会社代表取締役社長 中央大学ビジネススクール(CBS)客員教授(現任) 当社取締役(現任) モバイル・インターネットキャピタル株式会社取締役会 長(現任)	(注) 3	-
取締役	渥美 優子	1971年 6 月25日	1994年4月 1998年11月 2008年12月 2013年3月 2018年11月 2019年6月 2020年12月 2022年1月 2023年11月 2024年6月	UBS証券会社 入社 ドレスナー・クラインオート証券会社入社 ベーカー&マッケンジー法律事務所入所 早稲田リーガルコモンズ法律事務所入所 コンプライアンス・パートナーズ株式会社社外取締役 (現任) 株式会社JPHF社外監査役 ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社社外監査役 (現任) KOIlectパートナーズ法律事務所代表就任(現任) 株式会社エスポリア社外取締役(現任) 当社取締役(現任)	(注) 3	-
取締役	榎本 亮	1963年6月4日	1989年7月 1996年8月 2009年4月 2013年5月 2015年5月 2020年4月 2022年6月	監査法人トーマツ入所 朝日監査法人(現PwCコンサルティング合同会社)入所 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 株式会社セールスフォース・ドットコム(現株式会社 セールスフォース・ジャパン)入社 日本電機株式会社入社 執行役員 NEC VALWAY株式会社入社 社外取締役 EY Japan株式会社 入社 チーフ・ブランディング・オフィサー 当社取締役(現任)	(注) 4	500
常勤 監査役	服部 実穂	1984年4月16日	2011年 2 月 2016年10月 2020年 8 月 2021年 4 月	新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 税理士法人タックス・ブレーン入所 服部実穂公認会計士・税理士事務所代表就任(現任) 当社監査役(現任)	(注) 5	-

有価証券届出書(通常方式)

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有 株式数(株)
			1990年4月	アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所 (現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 入所		
			2003年6月	伊藤見富法律事務所(現 モリソン・フォースター法律事務所)入所		
監査役	吉村 龍吾	1965年2月17日	2009年7月	プロメテックソフトウェア株式会社社外監査役(現任)	(注)5	-
			2018年5月	フォルシア株式会社社外監査役 (現任)		
			2019年3月	当社監査役(現任)		
			2022年10月	株式会社KINS社外監査役(現任)		
			2023年1月	賢誠総合法律事務所入所パートナー (現任)		
監査役	戸田 隆夫	1960年8月2日	1984年4月 2021年12月 2022年4月 2022年6月 2023年7月 2024年4月	独立行政法人国際協力機構 総務部改革推進室長代理、 国際協力専門員、米国事務所次長、企画部平和構築支援 室長、人間の安全保障グループ長、人間開発部次長、バ ングラデシュ事務所長、人間開発部長、上級審議役 (Vice President for Global Health and Human Security)、理事長特別補佐(国際保健、人間の安全保障)等(~2021年3月) 当社監査役(現任) 明治大学特別招聘教授(現任) 公益財団法人味の素ファンデーション 理事(現任) 特定非営利活動法人Forum2050 代表(現任) 東京外国語大学連携教授(現任)	(注) 5	
			2024年4月	川村学園女子大学特任教授(現任)		
計					9,750,500	

- (注) 1.取締役 海老澤観、渥美優子及び榎本亮は、社外取締役であります。 渥美優子は、旧姓かつ職業上使用している氏名を記載しております。戸籍上の氏名は菊地優子であります。
 - 2.監査役 服部実穂、吉村龍吾及び戸田隆夫は、社外監査役であります。
 - 3. 取締役 新井元行、小畑俊裕、志藤篤、海老澤観、渥美優子の任期は2025年12月期に係る定時株主総会終結 の時までであります。
 - 4. 取締役 榎本亮の任期は2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 5.監査役の任期は2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 6. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うために、執行役員制度を導入しております。本書提出日現在における執行役員は、次の5名であります。

	役職名	氏名
執行役員	データプロダクション部 ゼネラルマネージャー	今泉 友之
執行役員	ビジネス部 ゼネラルマネージャー	小田原 孝行
執行役員	ソリューション開発部 ゼネラルマネージャー	藤原 敬三
執行役員	衛星システム開発第一部 ゼネラルマネージャー	ケ ラ リ ウ ス テ ファン アンドレ イ
執行役員	衛星システム開発第二部 ゼネラルマネージャー	森岡 肇

社外役員の状況

a. 社外取締役

当社の取締役6名のうち、海老澤観、渥美優子及び榎本亮は、社外取締役であります。

海老澤観は、これまで上場企業の経営者の経験が豊富であり、特に技術開発における手腕を期待できることから、社外取締役として選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。そのため、高い独立性を有すると考え東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

渥美優子は、弁護士として会社法や資金調達取引などに造詣が深く、弁護士としての経験のみならず金融機関での勤務経験に基づく豊富な金融知識及び幅広い見識を有していることから、社外取締役として選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。そのため、高い独立性を有すると考え東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

有価証券届出書(通常方式)

榎本亮は、複数のグローバル企業でのマネジメント経験が豊富であり、特にグローバルマーケティング領域における幅広い見識を有していることから、社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社の株式を500株保有しておりますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。そのため、高い独立性を有すると考え東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

b. 社外監查役

当社の監査役3名のうち、当社の監査役3名服部実穂、吉村龍吾、戸田隆夫とも社外監査役であります。 服部実穂は、公認会計士・税理士の資格を有し、その経歴を通じて培った財務・会計や内部統制等に関する経験、見識からの視点に基づく監査を期待し、選任しております。なお、同氏は当社の新株予約権(35,550株)を保有しておりますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。そのため、高い独立性を有すると考え東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

吉村龍吾は、弁護士としての専門性を有しており、企業法務とコンプライアンスの観点から監査役監査の強化を図ることができるものと判断し、選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。そのため、高い独立性を有すると考え東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

戸田隆夫は、独立行政法人国際協力機構(JICA)で培われたSDGsへの貢献及び新興国・途上国を含む世界の動向を踏まえた企業のグローバル展開についての幅広い見識を有しており、当社のグローバル展開や持続可能な社会の実現について監査役監査の強化を図ることができるものと判断し、選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。そのため、高い独立性を有すると考え東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては金融商品取引所が定める独立性基準や、機関投資家や議決権行使助言会社が定める独立性基準を参考にしており、現時点の社外監査役は十分な独立性を確保していると考えております。

当社と全ての社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する 契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて、内部監査、会計監査及び監査役監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜社外監査役と打合せを行い、相互連携を図っております。また、会計監査人及び内部監査室とも適宜情報交換を行い、緊密な連携を図っております。

社外監査役は、取締役会又は監査役会等を通じて、内部監査及び会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜社外取締役、内部監査室及び会計監査人と打合せを行い、相互連携を図っております。なお、四半期毎に監査役、内部監査室及び会計監査人による三様監査会議を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会の体制は、社外監査役3名で構成されており、その構成員の氏名は前記「(2)役員の状況」に記載のとおりです。常勤監査役は、取締役会その他経営会議等の重要な会議体への出席、業務の調査等を通じて取締役の業務の監督を行っております。

また、監査役は監査役会を開催し、監査役間での情報共有を行っております。

常勤監査役 服部実穂氏は、公認会計士・税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役 吉村龍吾氏は、弁護士資格を有し、企業法務やコンプライアンス等に関する専門的な知識を有しております。監査役 戸田隆夫氏は、主に独立行政法人国際協力機構(JICA)で培われたSDGsへの貢献及び新興国・途上国を含む世界の動向を踏まえた企業のグローバル展開についての幅広い見識を有しております。

最近事業年度における監査役会の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
服部 実穂	13回	13回
吉村 龍吾	13回	13回
戸田 隆夫	13回	13回

最近事業年度の翌事業年度である第8期事業年度の本書提出日現在における個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
服部 実穂	9 回	9 回
吉村 龍吾	9 回	9 回
戸田 隆夫	9 回	9 回

監査役会における具体的な検討事項として、取締役会及び代表取締役CEOに対し、監査計画及び監査の実施状況結果について適宜報告し、また代表取締役CEOとは定期的な会合をもつことで、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換をし、相互認識を深めるよう努めております。

また、常勤監査役の活動として、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証しております。監視及び検証の結果から知り得た情報は、他の非常勤監査役と共有するよう努めております。

内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査室を設置し、内部監査室長1名が担当しております。内部監査人は、事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、年間を通じて必要な内部監査を、監査役と連携のもと、内部監査計画に基づき実施しております。内部監査の結果は、代表取締役CEO・監査役に報告され、被監査部門に対して具体的な助言・勧告・改善状況の確認などを行い、その内容を必要に応じて取締役会へ報告する仕組みになっております。

監査役会、内部監査室及び会計監査人は、四半期に1回面談を実施することにより、監査実施内容や評価結果等 固有の問題点の情報共有や、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っておりま す。

会計監査の状況

a.監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b.継続監査期間

6年

c.業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 坂井 知倫指定有限責任社員 業務執行社員 有吉 真哉

d.監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、会計士試験合格者等9名であります。同監査法人及び当社の 監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、同監査法人からは、独立監 査人としての公正・不偏の立場から監査を受けております。

e.監査法人の選定方針と理由

株式上場を目指すにあたって、有限責任 あずさ監査法人は経験豊富な公認会計士を多数有し、充実した監査体制を備えていることのほか、当社事業への理解が深く、当社の株式上場に向けて真摯に対応していただけると判断し、また、株式上場に関する豊富な実績と経験があることから、有限責任 あずさ監査法人が適任であると判断し、選定しております。当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、会計監査人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえた上で、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するときは、監査役会全員の同意に基づく解任、又は監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容の決定を行っております。また、監査役会は、会計監査人の独立性、専門性及び監査活動の適切性、妥当性の評価等を勘案し、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

f.監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査法人との定期的な意見交換を通じて、監査法人の品質管理体制の構築状況、監査チームの独立性と専門性及び業務遂行状況の確認を行い、総合的に評価しております。その結果、有限責任 あずさ監査法人を適任と判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

	最近連結会計年度	の前連結会計年度	最近連結会計年度		
区分	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	
提出会社	35,298	-	56,020	27,520	
連結子会社	-	-	-	-	
計	35,298	-	56,020	27,520	

- (注) 最近連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務等であります。
- b.監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く) 該当事項はありません。
- c.その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容 該当事項はありません。

d.監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、当社の規模及び業務の特性等の要素を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定する方針です。

e.監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、十分な監査を実施する為に必要な額か、合理的な範囲であるか等について検討した結果、会計監査人の報酬等の金額について同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、以下のとおりであります。

(取締役報酬)

1.固定報酬

業務執行取締役、社外取締役ともに固定報酬を支給とし、業績連動報酬は採用しておりません。

業務執行取締役の個人別の固定報酬は、当社グループの業績、当該取締役の職務の内容及び実績を考慮して総合的に決定しております。社外取締役の個人別の固定報酬は、当該取締役の職務の内容及び上場会社一般の水準を考慮して決定しております。

上記に係る取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針は定めておりません。

2.ストックオプション

業務執行取締役には、中長期の企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、ストックオプションを付与しています。個人別の付与数は、当社グループの業績、当該取締役の職務の内容及び実績を考慮して総合的に決定しております。

(監査役報酬)

監査役の報酬は、取締役の職務執行を監査する独立的な立場であることに鑑み、固定報酬のみとしております。

(役員の報酬等に関する株主総会決議の内容)

2022年3月24日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額については年額200,000千円以内、監査役の報酬限度額については年額30,000千円以内(決議日時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名)として決議しております。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限

(決定権限を有する者、権限の内容及び裁量の範囲)

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であり、その権限の 内容及び裁量の範囲は、個人別の取締役の報酬額の決定であります。

監査役の報酬は、監査役会の協議により決定しております。

(報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容)

代表取締役が社外取締役から適切な助言を得た上で、個人別の取締役の報酬額を取締役会に提案し、これを取締役会で審議した上で決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数
1又貝匹刀	(千円)	固定報酬	業績連動報酬	株式報酬(注)1	(名)
取締役 (社外取締役を除く。)	65,374	45,000	•	20,374	3
監査役 (社外監査役を除く。)	•	ı	1	-	-
社外役員	15,124	13,200	-	1,924	5

- (注)1.「株式報酬」の額は、最近事業年度に係る新株予約権の株式報酬の費用計上額となっております。
 - 2.最近事業年度末現在の人員は取締役6名(うち社外取締役3名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、無報酬の取締役が1名在任しているためであります。また、2024年6月7日に退任した取締役2名につきましては、無報酬であったため上表には含まれておりません。

EDINET提出書類 株式会社 S y n s p e c t i v e (E40216) 有価証券届出書 (通常方式)

役員ごとの連結報酬等の総額等 連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの 該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

- 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
 - (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あず さ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへの参加や会計・税務専門書の定期購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,468,524	14,239,861
売掛金	19,745	30,953
契約資産	823,682	1,347,920
仕掛品	148,426	2 113,036
貯蔵品	54,039	313
その他	465,745	521,142
流動資産合計	5,980,162	16,253,228
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	114,848	412,329
減価償却累計額	30,323	46,722
建物及び構築物(純額)	84,524	365,606
工具、器具及び備品	628,411	702,384
減価償却累計額	340,790	332,841
工具、器具及び備品(純額)	287,620	369,542
機械装置及び運搬具	6,650	18,982
減価償却累計額	6,649	10,747
機械装置及び運搬具(純額)	0	8,234
観測衛星	-	6,237,026
減価償却累計額	<u>-</u>	956,484
観測衛星(純額)	<u> </u>	5,280,542
建設仮勘定	4,881,497	5,708,124
有形固定資産合計	5,253,643	11,732,051
無形固定資産		
ソフトウエア	12,552	35,436
無形固定資産合計	12,552	35,436
投資その他の資産		
敷金及び保証金	68,062	167,583
長期未収入金	350,866	350,866
その他	523	7,036
貸倒引当金	350,866	350,866
投資その他の資産合計	68,585	174,620
固定資産合計	5,334,781	11,942,108
資産合計	11,314,943	28,195,336

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1 1,000,000	1 1,000,000
1 年内返済予定の長期借入金	1 91,500	1 195,000
未払法人税等	15,449	126,115
契約負債	8,076	16,456
契約損失引当金	16,076	16,076
その他	374,703	875,747
流動負債合計	1,505,805	2,229,395
固定負債		
長期借入金	1 1,938,500	1 6,093,000
固定負債合計	1,938,500	6,093,000
負債合計	3,444,305	8,322,395
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	7,679,652
資本剰余金	9,323,216	15,343,219
利益剰余金	1,548,969	3,582,273
株主資本合計	7,874,247	19,440,598
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	5,023	5,838
その他の包括利益累計額合計	5,023	5,838
新株予約権	1,413	438,180
純資産合計	7,870,638	19,872,941
負債純資産合計	11,314,943	28,195,336

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】

### ### ### ### ### ### ### ### ### #			(単位:千円)
表上高 室 2023年12月31日) 室 2024年12月31日) で 2,016,649 売し高 売し高 売し高 で 2,016,649 売し高 売し高 売し高 売しま で 2,012,132 売しま で 2,012,132 売しま で 2,012,132 売りま で 2,012,132 で 3,070,206 ご 3,070,206 <td></td> <td></td> <td></td>			
売上高1 1,386,2831 2,316,648売上原価4 569,9442,4 2,102,132売上総利益816,338214,517販売費及び一般管理費3.4 2,612,2663.4 3,284,723営業損失()1,795,9273,070,206営業外収益20,0007.3支払手数料返還金20,000-買業外収益合計24,815195,245営業外費用4,7562,419支払利息53,553259,566支払利息53,553259,566支払手数料114,99717,087株式交付費4,56053,177上場関連費用6,988383,560その他6,988383,560その他6,988383,560受業外費用合計180,120719,988経常損失()1,951,2323,594,988特別利益合計410,896-野業外費保持当金戻入益410,896-新米予約権戻入益535,3655 7,323契約損失引当金戻入益410,896-新州表合計446,2628,487特別損失6,3932特別損失合計6,393,586,493抗人税、住民稅及び事業税15,5496,460当期純損失()1,550,4083,592,954当期純損失()1,504,606,460当期純損失()1,504,606,460当期純損失()1,505,0083,592,954		(自 2023年 月 日 至 2023年12月31日)	
売上総利益 816,338 214,517 販売費及び一般管理費 3、4 2,612,266 3、4 3,284,723 賞業損失() 1,795,927 3,070,206 営業外収益 59 713 支払手数料返還金 20,000 - 間か 収入 4,756 2,419 受取 付品 4,756 2,419 営業外費用 24,815 195,245 営業外費用 53,553 259,566 支払利息 53,553 259,566 支払利息 53,553 259,566 支払利息 53,553 259,566 支払手数料 114,997 17,087 上場関連費用 6,988 383,560 その他 5,955 53,732 営業外費用合計 180,120 719,388 経常負責件() 1,951,232 3,594,948 特別利益 1 2 1,198 財務人前議決人社議人民人人会会 3,49 2 2 特別損失 446,262 8,49 3 特別損失合計 446,262 8,49 3 特別損失合計 3 3 2 財務人民主教的損失 3 3 3 3 技術財務会計 46,40 3 3 3 財務人民主教的損失 3 3 3 3 財務人民主教的損失			
販売費及び一般管理費3、4 2,612,2663、4 3,284,723営業外収益1,795,9273,070,206受取利息5713支払手数料返還金20,000-2,112その他4,7562,419営業外収益合計24,815195,245営業外費用53,553259,566支払利息53,553259,566支払手数料114,99717,087上場関連費用6,988383,500その他7,98383,500学業外費用合計180,120719,988経常損失()1,951,2323,594,948特別利益180,120719,988超定資産売却益535,3655,7,323契約損失引当金戻入益410,8965,7,323契約損失引当金戻入益410,8965,7,323契約損失引当金戻入益410,8965,7,324特別利益合計446,2628,487特別利益合計446,2628,487特別利益合計6,396,32特別損失()1,505,0493,508,496抗金額3,508,4963,508,496特別損失()1,505,0496,460法人稅、任民稅及び事業稅15,4496,460当期純損失()15,5446,460当期純損失()1,505,0496,460	売上原価	4 569,944	2、4 2,102,132
営業損失() 1,795,927 3,070,206 営業外収益 59 713 支払手数料返還金 20,000 - 補助金収入 - 192,112 その他 4,756 2,419 営業外収益合計 24,815 195,245 営業外費用 53,553 259,566 支払手数料 114,997 17,087 株式交付費 4,580 53,177 上場関連費用 6,988 383,560 その他 - 6,595 営業外費用合計 180,120 719,988 経常損失() 1,951,232 3,594,948 特別利益 1,951,232 3,594,948 特別利益合計 410,896 - 事株子約権戻入益 - 1,164 特別利益合計 446,262 8,487 特別損失 - 1,164 特別損失合計 3 3 協定資産除却損 6,39 6,32 抗免等調整前当期純損失() 1,505,008 3,586,498 法人稅、住民稅及び事業稅 15,449 6,460 当期純損失() 1,504,608 3,592,594	売上総利益	816,338	214,517
営業外収益 59 713 支払手数料返還金 20,000 - 補助金収入 - 192,112 その他 4,756 2,419 営業外収益合計 24,815 195,245 営業外費用 53,553 259,566 支払利息 53,553 259,566 支払手数料 114,997 17,087 株式交付費 4,580 53,177 上場関連費用 6,988 383,560 その他 - 6,595 営業外費用合計 180,120 719,988 経常損失() 1,951,232 3,594,948 特別利益 - 1,604 特別利益会計 410,896 - 新株予約権戻入益 410,896 - 新株子約権戻入益 440,296 8,487 特別損失 446,262 8,487 特別損失合計 446,262 8,487 特別損失合計 3 3 状金等調整前当期純損失() 1,505,008 3,586,493 法人稅、住民稅及び事業稅 15,449 6,460 出期結損失() 15,449 6,460 当期結損失() 1,504,60 6,460 <td>販売費及び一般管理費</td> <td>3、4 2,612,266</td> <td>3、4 3,284,723</td>	販売費及び一般管理費	3、4 2,612,266	3、4 3,284,723
受取利息 59 713 支払手数料返還金 20,000 - 補助金収入 - 192,112 その他 4,756 2,419 営業外収益合計 24,815 195,245 営業外費用 - 25,555 259,566 支払利息 53,553 259,566 支払手数料 114,997 17,087 株式交付費 4,580 53,177 上場関連費用 6,988 383,560 その他 - 6,985 営業外費用合計 180,120 719,988 経常損失() 1,951,232 3,594,948 特別利益 - 1,614 特別利益合計 410,896 - 財務持久 410,896 - 財務持久 - 1,164 特別損失 446,262 8,487 特別損失合計 8 3 財務損失合計 3 3 我会問題 - 3 6 財別損失合計 8 3 3 大時間 1,550,008 3,586,493 3 大時間 1,554,493 6,460 3 <td>営業損失()</td> <td>1,795,927</td> <td>3,070,206</td>	営業損失()	1,795,927	3,070,206
支払手数料返還金 20,000 - 補助金収入 - 192,112 その他 4,756 2,419 営業外収益合計 24,815 195,245 営業外費用 353,553 259,566 支払利息 53,553 259,566 支払手数料 114,997 17,087 株式交付費 4,580 383,560 その他 - 6,988 383,560 その他 - 6,988 383,560 719,988 経常損失()) 1,951,232 3,594,948 719,988 経常損失() 1,951,232 3,594,948 719,988 経常損失() 1,951,232 3,594,948 719,988 経常損失() 1,951,232 3,594,948 71,932 71,93	営業外収益		
補助金収入-192,112その他4,7562,419営業外収益合計24,815195,245営業外費用*********************************	受取利息	59	713
その他4,7562,419営業外収益合計24,815195,245営業外費用大払利息53,553259,566支払手数料114,99717,087株式交付費4,58053,177上場関連費用6,988383,560その他-6,595営業外費用合計180,120719,988経常損失()1,951,2323,594,948特別利益11直定資産売却益535,36557,323契約損失引当金戻入益410,896-新株予約権戻入益1,64-1,164特別利益合計446,2628,487特別利益合計639632特別損失639632特別損失合計3932税金等調整前当期純損失()1,505,0083,586,493法人稅、住民稅及び事業稅15,4496,460法人稅等合計15,4496,460当期純損失()1,520,4583,592,954	支払手数料返還金	20,000	-
営業外収益合計24,815195,245営業外費用53,553259,566支払利息53,553259,566支払手数料114,99717,087株式交付費4,58053,177上場関連費用6,988383,560その他-6,595営業外費用合計180,120719,988経常損失()1,951,2323,594,948特別利益535,36557,323契約損失引当金戻入益410,896-新株予約権戻入益-1,164特別利益合計446,2628,487特別損失639632特別損失合計3932税金等調整前当期純損失()1,505,0083,586,493法人稅、住民稅及び事業稅15,4496,460法人稅、住民稅及び事業稅15,4496,460当期純損失()1,520,4583,592,954	補助金収入	-	192,112
営業外費用 支払利息 53,553 259,566 支払手数料 114,997 17,087 株式交付費 4,580 53,177 上場関連費用 6,988 383,560 その他 - 6,595 営業外費用合計 180,120 719,988 経常損失() 1,951,232 3,594,948 特別利益 - 1,164 特別利益合計 410,896 - 新株予約権戻入益 - 1,164 特別利益合計 446,262 8,487 特別損失 39 32 特別損失合計 39 32 税金等調整前当期純損失() 1,505,008 3,586,493 法人税、住民税及び事業税 15,449 6,460 当期純損失() 1,520,458 3,592,954	その他	4,756	2,419
支払利息53,553259,566支払手数料114,99717,087株式交付費4,58053,177上場関連費用6,988383,560その他-6,595営業外費用合計180,120719,988経常損失())1,951,2323,594,948特別利益535,36557,323契約損失引当金戻入益410,896-新株予約権戻入益-1,164特別利益合計446,2628,487特別損失639632特別損失合計393税金等調整前当期純損失()1,505,0083,586,493法人税、住民稅及び事業稅15,4496,460法人稅、住民稅及び事業稅15,4496,460法人稅等合計15,4496,460当期純損失()1,520,4583,592,954	営業外収益合計	24,815	195,245
支払手数料114,99717,087株式交付費4,58053,177上場関連費用6,988383,560その他-6,595営業外費用合計180,120719,988経常損失())1,951,2323,594,948特別利益5 35,3655 7,323契約損失引当金戻入益410,896-新株予約権戻入益-1,164特別利益合計446,2628,487特別損失5 396 32特別損失6 396 32特別損失合計393税金等調整前当期純損失()1,505,0083,586,493法人税、住民稅及び事業稅15,4496,460法人稅等合計15,4496,460当期純損失()1,520,4583,592,954	営業外費用		
株式交付費4,58053,177上場関連費用6,988383,560その他-6,595営業外費用合計180,120719,988経常損失()1,951,2323,594,948特別利益財損失引当金戻入益5 35,3655 7,323契約損失引当金戻入益410,896-新株予約権戻入益-1,164特別利益合計446,2628,487特別損失6 396 32特別損失合計3932税金等調整前当期純損失()1,505,0083,586,493法人税、住民税及び事業税15,4496,460法人税等合計15,4496,460当期純損失()1,520,4583,592,954	支払利息	53,553	259,566
上場関連費用6,988383,560その他-6,595営業外費用合計180,120719,988経常損失())1,951,2323,594,948特別利益・	支払手数料	114,997	17,087
その他-6,595営業外費用合計180,120719,988経常損失()1,951,2323,594,948特別利益国定資産売却益	株式交付費	4,580	53,177
営業外費用合計180,120719,988経常損失()1,951,2323,594,948特別利益契約損失引当金戻入益5 35,3655 7,323契約損失引当金戻入益410,896-新株予約権戻入益-1,164特別利益合計446,2628,487特別損失6 396 32特別損失合計3932税金等調整前当期純損失()1,505,0083,586,493法人税、住民税及び事業税15,4496,460法人税等合計15,4496,460当期純損失()1,520,4583,592,954	上場関連費用	6,988	383,560
経常損失()1,951,2323,594,948特別利益5 35,3655 7,323契約損失引当金戻入益410,896-新株予約権戻入益-1,164特別利益合計446,2628,487特別損失6 396 32特別損失合計3932税金等調整前当期純損失()1,505,0083,586,493法人税、住民税及び事業税15,4496,460法人税等合計15,4496,460当期純損失()1,520,4583,592,954	その他	<u> </u>	6,595
特別利益固定資産売却益5 35,3655 7,323契約損失引当金戻入益410,896-新株予約権戻入益-1,164特別利益合計446,2628,487特別損失5 396 32特別損失合計396 32税金等調整前当期純損失()1,505,0083,586,493法人税、住民税及び事業税15,4496,460法人税等合計15,4496,460当期純損失()1,520,4583,592,954	営業外費用合計	180,120	719,988
固定資産売却益5 35,3655 7,323契約損失引当金戻入益410,896-新株予約権戻入益-1,164特別利益合計446,2628,487特別損失6 396 32特別損失合計396 32税金等調整前当期純損失()1,505,0083,586,493法人税、住民税及び事業税15,4496,460法人税等合計15,4496,460当期純損失()1,520,4583,592,954	経常損失()	1,951,232	3,594,948
契約損失引当金戻入益410,896-新株予約権戻入益-1,164特別利益合計446,2628,487特別損失6 396 32特別損失合計3932税金等調整前当期純損失()1,505,0083,586,493法人税、住民税及び事業税15,4496,460法人税等合計15,4496,460当期純損失()1,520,4583,592,954	特別利益		
新株予約権戻入益-1,164特別利益合計446,2628,487特別損失固定資産除却損6 396 32特別損失合計3932税金等調整前当期純損失()1,505,0083,586,493法人税、住民税及び事業税15,4496,460法人税等合計15,4496,460当期純損失()1,520,4583,592,954	固定資産売却益	5 35,365	5 7,323
特別利益合計446,2628,487特別損失第2財別損失合計3932税金等調整前当期純損失()1,505,0083,586,493法人税、住民税及び事業税15,4496,460法人税等合計15,4496,460当期純損失()1,520,4583,592,954	契約損失引当金戻入益	410,896	-
特別損失固定資産除却損6 396 32特別損失合計3932税金等調整前当期純損失()1,505,0083,586,493法人税、住民税及び事業税15,4496,460法人税等合計15,4496,460当期純損失()1,520,4583,592,954	新株予約権戻入益	<u> </u>	1,164
固定資産除却損6 396 32特別損失合計3932税金等調整前当期純損失()1,505,0083,586,493法人税、住民税及び事業税15,4496,460法人税等合計15,4496,460当期純損失()1,520,4583,592,954	特別利益合計	446,262	8,487
特別損失合計3932税金等調整前当期純損失()1,505,0083,586,493法人税、住民税及び事業税15,4496,460法人税等合計15,4496,460当期純損失()1,520,4583,592,954	特別損失		
税金等調整前当期純損失()1,505,0083,586,493法人税、住民税及び事業税15,4496,460法人税等合計15,4496,460当期純損失()1,520,4583,592,954	固定資産除却損	6 39	6 32
法人税、住民税及び事業税15,4496,460法人税等合計15,4496,460当期純損失()1,520,4583,592,954	特別損失合計	39	32
法人税等合計15,4496,460当期純損失()1,520,4583,592,954	税金等調整前当期純損失()	1,505,008	3,586,493
当期純損失() 1,520,458 3,592,954	法人税、住民税及び事業税	15,449	6,460
		15,449	6,460
親会社株主に帰属する当期純損失() 1,520,458 3,592,954	当期純損失()	1,520,458	3,592,954
	親会社株主に帰属する当期純損失()	1,520,458	3,592,954

【連結包括利益計算書】

		(単位:千円)_
	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期純損失()	1,520,458	3,592,954
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1,245	814
その他の包括利益合計	1 1,245	1 814
包括利益	1,521,703	3,593,768
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,521,703	3,593,768

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	100,000	14,288,097	6,293,573	8,094,523		
当期変動額						
新株の発行	650,091	650,091	-	1,300,182		
欠損填補	-	6,265,062	6,265,062	-		
減資	650,091	650,091	-	-		
親会社株主に帰属する 当期純損失()	-	-	1,520,458	1,520,458		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-		
当期変動額合計	-	4,964,880	4,744,604	220,276		
当期末残高	100,000	9,323,216	1,548,969	7,874,247		

	その他の包括利益累計額			
	為替換算調整勘定	その他の 包括利益累計額合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	3,778	3,778	1,413	8,092,159
当期変動額				
新株の発行	-	-	-	1,300,182
欠損填補	-	-	-	•
減資	-	-	-	-
親会社株主に帰属する 当期純損失()	-	-	-	1,520,458
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,245	1,245	-	1,245
当期変動額合計	1,245	1,245	-	221,521
当期末残高	5,023	5,023	1,413	7,870,638

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	9,323,216	1,548,969	7,874,247
当期変動額				
新株の発行	7,579,652	7,579,652	-	15,159,304
欠損填補	-	1,559,650	1,559,650	-
減資	-	-	-	-
親会社株主に帰属する 当期純損失()	-	-	3,592,954	3,592,954
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	•
当期変動額合計	7,579,652	6,020,002	2,033,304	11,566,350
当期末残高	7,679,652	15,343,219	3,582,273	19,440,598

	その他の包括	舌利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の 包括利益累計額合計	新株予約権	
当期首残高	5,023	5,023	1,413	7,870,638
当期変動額				
新株の発行	-	-	-	15,159,304
欠損填補	-	-	-	-
減資	-	-	-	-
親会社株主に帰属する 当期純損失()	-	-	-	3,592,954
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	814	814	436,766	435,952
当期変動額合計	814	814	436,766	12,002,302
当期末残高	5,838	5,838	438,180	19,872,941

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (自 2023年1月1日	当連結会計年度 (自 2024年1月1日
	至 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	至 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	1,505,008	3,586,493
減価償却費	115,259	1,097,476
株式報酬費用	-	437,930
受取利息	59	713
為替差損益(は益)	5,068	5,514
支払手数料返還金	20,000	-
補助金収入	-	192,112
支払利息	53,553	259,566
支払手数料	114,997	17,087
上場関連費用	6,988	383,560
株式交付費	4,580	53,177
固定資産売却損益(は益)	35,365	7,323
契約損失引当金戻入益	410,896	-
新株予約権戻入益	-	1,164
固定資産除却損	39	32
売上債権の増減額(は増加)	23,289	7,864
契約資産の増減額(は増加)	606,432	524,238
棚卸資産の増減額(は増加)	142,258	111,445
契約負債の増減額(は減少)	2,323	8,380
その他	227,922	212,748
小計	2,176,134	1,744,018
利息の受取額	59	713
補助金の受取額	-	192,112
利息の支払額	41,401	226,155
法人税等の支払額	4,087	20,749
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,221,564	1,798,097
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,619,099	7,336,512
無形固定資産の取得による支出	7,500	26,788
固定資産の売却による収入	17,156	7,323
敷金及び保証金の差入による支出	27,723	109,018
敷金及び保証金の回収による収入	210	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,636,955	7,464,995

有価証券届出書(通常方式)

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	500,000	-
長期借入れによる収入	2,030,000	4,270,000
長期借入金の返済による支出	1,000	12,000
株式の発行による収入	1,300,182	15,159,304
株式の発行による支出	4,580	53,177
借入手数料返還による収入	20,000	-
借入手数料の支払額	114,997	17,087
上場関連費用の支出	6,988	314,334
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,722,615	19,032,705
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,226	1,724
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,134,678	9,771,337
現金及び現金同等物の期首残高	6,603,202	4,468,524
現金及び現金同等物の期末残高	1 4,468,524	1 14,239,861

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1.連結の範囲に関する事項
- (1)連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

Synspective SG Pte.Ltd.

株式会社Synspective Japan

(2)非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

第2回新株予約権信託については、受託者の放棄による権利の喪失により、2024年5月22日付で本新株予約権は 消滅したことにより、非連結子会社から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

- 4 . 会計方針に関する事項
- (1)重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

a 貯蔵品 個別法による原価法

b仕掛品 個別法による原価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び構築物並びに観測衛星については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物3~38年工具、器具及び備品2~20年機械装置及び運搬具4年観測衛星5年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウエア 5年

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については 個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

(4)重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

プロダクトの販売

プロダクトの販売に係る収益は、当社が開発・製造・運用している小型SAR衛星StriXから生成される画像データの販売であり、当該画像データを納品する履行義務を負っています。顧客に画像データを引き渡した時点で履行義務が充足されるため、当該時点に基づき収益を認識しております。

自社サービスの提供

自社サービスの提供に係る収益は、主として衛星の画像データを含む様々なデータの解析サービスを提供するものであり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っています。当該契約は、一時点で移転されるサービスと一定期間にわたり履行義務を充足する取引の2つの形態があり、前者は当該サービスに係る顧客の検収完了時点で、後者は契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

その他

その他の収益は、主として衛星の開発・実証等に係る受託サービスであり、顧客との契約に基づいてサービスを 提供する履行義務を負っています。当該契約は、一定の期間にわたり顧客へ移転すると判断されるため、顧客との 契約に含まれる履行義務の進捗度を測定し、これらに対応する収益を認識しております。進捗度は、見積総原価に 対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は、通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に 基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(5)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7)その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	5,253,643	11,732,051
無形固定資産	12,552	35,436

(注)上記は、当社の衛星データ事業にかかるものです。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積内容に関する情報

算出方法

当社グループは、固定資産の減損の兆候が存在する場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

当連結会計年度において、衛星データ事業において継続的に営業活動から生ずる損益がマイナスとなっていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画等に基づき策定しており、需要見込み、衛星運用機数、衛星画像データの提供枚数の見込み、衛星画像データの単価の見込みに関する仮定が事業計画に含まれています。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識の要否の判定は慎重に検討しておりますが、市場環境の変化及び会社の経営状況により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
長期未収入金	350,866	350,866
長期未収入金に対する貸倒引当金()	350,866	350,866

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

貸倒引当金については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

主要な仮定

一般債権に係る貸倒引当金は、一般債権に過去の貸倒実績率を乗じて算定しているため、将来の貸倒実績率は過去の貸倒実績率に近似するという仮定のもと計算しております。また、貸倒懸念債権等特定の債権の回収可能性の評価にあたっては、滞留期間や債務者の財政状態、あるいは債務者との返済交渉の状況など、様々な要因を総合的に勘案して債権の回収可能性を評価しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

現在入手可能な情報を基に適切に見積りを行っておりますが、返金交渉の状況、代金回収方法、事業自体の付加価値等の変化によって回収可能性の検討については、経営者の不確実性を伴う判断が含まれております。そのため、翌連結会計年度の連結財務諸表における貸倒引当金の計上金額に影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- 1.法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等
- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員 会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員 会)

(1)概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2)適用予定日

2025年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時 点で評価中であります。

2. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」は金額的重要性が乏しくなったため当連結会計年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「未収入金」に表示していた303,186千円及び「その他」に表示していた162,558千円は、「その他」465,745千円として組み替えております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取給付金」「為替差益」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「受取給付金」1,812千円及び「為替差益」1,258千円並びに「その他」1,685千円は、「その他」4,756千円として組み替えております。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「業務委託料」として表示していた科目名称を、より実態に即した 明瞭な表示とするために、当連結会計年度より「上場関連費用」に変更いたしました。この表示方法の変更を反映 させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の科目名称を変更しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「未収入金の増減額(は増加)」は重要性が乏しくなったため、当連結会計年度において「その他」に含めて表示しております。 この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「未収入金の増減額(は増加)」21,556千円及び「その他」206,366千円は、「その他」227,922千円として組み替えております。

なお、前連結会計年度において表示しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「業務委託料」は、より実態に即した明瞭な表示とするために、当連結会計年度より「上場関連費用」と科目名称を変更しております。

(連結貸借対照表関係)

1 当社においては、運転資金等の効率的な調達を行うため複数の取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約並びに貸出タームローン契約を締結しております。なお、この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
当座貸越極度額	2,000,000 千円	2,000,000 千円
タームローンの総額	6,300,000 "	6,300,000 "
借入実行残高	3,030,000 "	7,288,000 "
	5,270,000 千円	1,012,000 千円

上記当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにタームローン契約には、各事業年度の純資産額及び各四半期の 現預金及び将来予定収入額の合計から有利子負債の金額を差し引いた値が一定金額以上であることを約する財務制 限条項が付されております。当該条項に定める遵守義務に抵触した場合、同行からの請求により期限の利益を失 い、直ちにこれを支払う義務を負っております。

2 損失が見込まれる受注契約に係る棚卸資産は、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。 相殺表示した棚卸資産に対応する受注損失引当金の額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
 仕掛品に係るもの	- 千円	9 4,393 千円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額及び受注損失引当金戻入額

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
	至 2023年12月31日)	主 2024年12月31日)	
受注損失引当金繰入額	- 千円	4.393 千円	

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 1 月 1 日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
給料及び手当	503,387 千円	684,402 千円
研究開発費	1,438,711 "	1,278,055 "

814 千円

4 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
一般管理費	1,438,711 千円	1,278,055 千円
当期製造費用	14,275 "	12,240 "
計	1,452,987 千円	1,290,296 千円
5 固定資産売却益の内容は、	次のとおりであります。	
	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
建設仮勘定	35,365 千円	7,323 千円
6 固定資産除却損の内容は、	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
工具、器具及び備品	39 千円	32 千円
建設仮勘定	0 "	- 11
<u></u>	39 千円	32 千円
(連結包括利益計算書関係) 1 その他の包括利益に係る組	替調整額及び税効果額	
	 前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
為替換算調整勘定 当期発生額	(自 2023年1月1日	

1,245 千円

その他の包括利益合計

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式	100,000	1	-	100,000
A 種優先株式	86,200	-	-	86,200
B種優先株式	160,558	-	-	160,558
C 1種優先株式	131,794	-	-	131,794
D種優先株式	-	16,669	-	16,669
合計	478,552	16,669	-	495,221

- (注)1. D種優先株式の増加16,669株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。
 - 2.当社は、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の分割を行っておりますが、上記株式数については分割前の数値を記載しております。
- 2 . 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

A +1 60 ++10		目的となる	目的となる株式の数(株)			当連結会計	
会社名	内訳	株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	年度末残高 (千円)
提出会社	第1回ストックオプ ションとしての新株 予約権	普通株式	400	-	-	400	-
提出会社	第2回ストックオプ ションとしての新株 予約権(時価発行新 株予約権信託)	普通株式	-	1	-	-	1,125
提出会社	第3回ストックオプ ションとしての新株 予約権	普通株式	-	-	-	-	288
	合計		400	-	-	400	1,413

- (注) 1. 当社は、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の分割を行っておりますが、上記株式数については分割前の数値を記載しております。
 - 2.ストック・オプションとしての第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりますが、権利行使の条件を満たしておりません。
- 4.配当に関する事項
- (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式	100,000	108,149,150	•	108,249,150
A 種優先株式	86,200	•	86,200	-
B 種優先株式	160,558	-	160,558	-
C 1 種優先株式	131,794	-	131,794	-
D種優先株式	16,669	73,080	89,749	-
合計	495,221	-	468,301	-

- (注) 1. 当社は、2024年4月12日付で第三者割当増資(D種優先株式22,437株の発行)、2024年4月25日付で第三者割当増資(D種優先株式7,052株の発行)、2024年6月10日付で第三者割当増資(D種優先株式43,591株の発行)が行われた結果、発行済株式総数は、普通株式100,000株、A種優先株式86,200株、B種優先株式160,558株、C1種優先株式131,794株、D種優先株式89,749株となりました。その後、2024年6月12日付で普通株式を対価とする取得請求権に基づき、発行済優先株式の全てを当社が取得し、引き換えに優先株主に対して当社普通株式の交付を行い、2024年6月23日付で当社が取得した優先株式の全てを消却しております。
 - 2. 当社は2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。
 - 3. 普通株式の発行済株式総数の増加の内訳は以下のとおりであります。

優先株式からの転換 479,633株 株式分割 86,365,317株 公募増資 21,304,200株

2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

A 1 4 + 10		目的となる	目的となる株式の数(株)				当連結会計
会社名	内訳	株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	年度末残高 (千円)
提出会社	第1回ストックオプ ションとしての新株 予約権	普通株式	400	59,600	-	60,000	-
提出会社	第3回ストックオプ ションとしての新株 予約権	普通株式	-	1	-	-	249
提出会社	第4回ストックオプ ションとしての新株 予約権	普通株式	-	1	-	-	437,930
	合計		400	59,600	-	60,000	438,180

- (注) 1. 当社は、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の分割を行っており、上記目的となる株式の数の 増加株式数については分割増加分を記載しております。
 - 2.ストック・オプションとしての第1回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりますが、権利行使の条件を満たしておりません。
- 4.配当に関する事項
- (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2023年1月1日	(自 2024年1月1日
	至 2023年12月31日)	至 2024年12月31日)
現金及び預金	4,468,524 千円	14,239,861 千円
現金及び現金同等物	4,468,524 千円	14,239,861 千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
1 年内	- 千円	121,799 千円
1 年超	- #	1,420,998 "
合計	- 千円	1,542,798 千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については設備投資計画、資金繰り表に照らして、必要な資金を原則として自己資金により充当する方針でありますが、多額の資金を要する案件に関しては、市場の状況を勘案の上、銀行借入及び増資等の最適な方法により調達する方針であります。資金運用については、主として短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、外貨建ての営業債権債務は為替リスクに晒されております。

敷金及び保証金については、差入先の信用状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

金融債務である短期借入金及び長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)の使途は、主に運転資金及び設備 投資に係る資金であります。借入金については、市場及び信用状況により金利が変動するリスクがあります。ま た、一部の借入金については、財務制限条項の抵触により、借入金の繰上返済請求を受けるリスクがあります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務についての為替変動リスクに対しては、契約金額の一部を前受けするなど、為替変動に対するリスク低減に努めております。

また、借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」「売掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が 帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

また、長期未収入金には、個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

前連結会計年度(2023年12月31日)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
敷金及び保証金	68,062	68,036	26
長期未収入金	350,866		
貸倒引当金	350,866		
	-	-	-
資産計	68,062	68,036	26
長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)	2,030,000	2,030,000	-
負債計	2,030,000	2,030,000	-

当連結会計年度(2024年12月31日)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
敷金及び保証金	167,583	158,022	9,561
長期未収入金	350,866		
貸倒引当金	350,866		
	-	-	-
資産計	167,583	158,022	9,561
長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)	6,288,000	6,288,000	1
負債計	6,288,000	6,288,000	-

(注1)金銭債権の連結決算日後の償還予定額 前連結会計年度(2023年12月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,468,524		-	-
売掛金	19,745	-	-	-
敷金及び保証金	8,620	59,441	-	-
合計	4,496,889	59,441	-	-

当連結会計年度(2024年12月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	14,239,861	-	ı	-
売掛金	30,953	-	ı	-
敷金及び保証金	42,343	34,599	90,640	-
合計	14,313,158	34,599	90,640	-

(注2)短期借入金、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2023年12月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	1,000,000	-	-		-	-
長期借入金(1年以内返済予定 の長期借入金含む)	91,500	122,000	299,500	832,000	624,000	61,000
合計	1,091,500	122,000	299,500	832,000	624,000	61,000

当連結会計年度(2024年12月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	1,000,000			-		-
長期借入金(1年以内返済予定 の長期借入金含む)	195,000	883,500	2,754,000	2,130,500	260,000	65,000
合計	1,195,000	883,500	2,754,000	2,130,500	260,000	65,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定

の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係る

インプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 前連結会計年度(2023年12月31日)

₩.	時価 (千円)					
区分	レベル1	レベル 2	レベル3	合計		
敷金及び保証金	•	68,036	•	68,036		
長期未収入金	•	-	•	-		
資産計	•	68,036	•	68,036		
長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)	,	2,030,000	1	2,030,000		
負債計	-	2,030,000	-	2,030,000		

当連結会計年度(2024年12月31日)

Γ/\	時価 (千円)					
区分	レベル1	レベル 2	レベル3	合計		
敷金及び保証金	•	158,022	-	158,022		
長期未収入金	•	-	-	-		
資産計	•	158,022	-	158,022		
長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)	-	6,288,000	-	6,288,000		
負債計	-	6,288,000	-	6,288,000		

EDINET提出書類 株式会社 S y n s p e c t i v e (E40216) 有価証券届出書 (通常方式)

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未収入金

個別取引毎にその概要、現況、債務者の状況等を確認したうえで回収可能性を検討し、回収見込み額を算定しているため、レベル3の時価に分類しています。なお、回収不能見込額については、貸倒引当金を計上しています。

長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)の時価は、全て変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映していること、また、当社の信用状況は実行後大きく変化していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1.ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上原価	- 千円	84,352 千円
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	- 千円	184,693 千円

2.権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	- 千円	1,164 千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第1回新株予約権 (自社株式オプション)
決議年月日	2019年3月19日	2019年3月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 21	社外協力者 1
株式の種類別のストック・オプ ションの数 (注1)	普通株式 1,182,900株	普通株式 60,000株
付与日	2019年 3 月20日	2019年 3 月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況 [その他の新株予約権等の状況]」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況 [その他の新株予約権等の状況]」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年 3 月20日から10年間	2019年 3 月20日から10年間

	第 2 回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2020年 9 月24日	2022年11月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	新株予約権の受託者 1	当社役員 3 当社従業員 123 当社子会社従業員 2
株式の種類別のストック・オプ ションの数 (注1)	普通株式 4,824,600株	普通株式 2,164,200株
付与日	2020年 9 月30日	2022年11月15日
権利確定条件	(注2)	「第4 提出会社の状況1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況 [ストックオプション制度の内容]」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年5月1日~2032年9月29日	2023年7月1日~2032年9月29日

	第 4 回新株予約権
	(ストック・オプション)
	()(1)) (3)) (1)
決議年月日	2024年6月7日
// Hist 173 El	2021 1 073 7 11
	当社役員 3
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員
	当社子会社従業員 5
株式の種類別のストック・オプ	普通株式 6,723,900株
ションの数(注1)	自進水北 0,725,3007水
付与日	2024年 6 月10日
	「第4 提出会社の状況1.株式等の状
	況(2) 新株予約権等の状況 [ストッ
権利確定条件	クオプション制度の内容 」に記載の
	<u>とおりであります。</u>
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	2024年 6 日40日から 2 年間
対象勤務期間	2024年 6 月10日から 2 年間
権利行使期間	2024年6月10日から10年間
IM 1313 (2001)	

- (注) 1.株式数に換算して記載しております。なお、2024年6月24日付株式分割(普通株式1株につき150株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
 - 2.新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。

本新株予約権者は、2021年12月期から2025年12月期における、当社の月次損益計算書(連結月次損益計算書を作成した場合には連結月次損益計算書)等に記載された月次売上高を観察し、その単月の売上高が70百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は 従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が 認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

なお、受託者の放棄による権利の喪失により、2024年5月22日付で本新株予約権は消滅しました。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。2024年6月24日付株式分割(普通株式1株につき150株の割合)による分割後の数値を記載しております。

ストック・オプションの数

	第 1 回 新株予約権 (ストック・ オプション)	第1回 新株予約権 (自社株式 オプション)	第 2 回 新株予約権 (ストック・ オプション)	第3回 新株予約権 (ストック・ オプション)	第4回 新株予約権 (ストック・ オプション)
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	792,300	60,000	4,824,600	1,949,550	-
付与	-	-	-	-	6,723,900
失効	-	-	4,824,600	74,700	119,250
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	792,300	60,000	-	1,874,850	6,604,650
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	-	1	-	-	-
未行使残	-	1	-	1	-

単価情報

	第 1 回 新株予約権 (ストック・ オプション)	第1回 新株予約権 (自社株式 オプション)	第 2 回 新株予約権 (ストック・ オプション)	第3回 新株予約権 (ストック・ オプション)	第4回 新株予約権 (ストック・ オプション)
権利行使価格(円)	134	134	-	134	134
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	-	-	-	0	0

⁽注)「権利行使価格」及び「付与日における公正な評価単価」は、小数点以下を切り上げて記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1)第1回新株予約権

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、付与時点では当社が株式を上場していないことから本源 的価値の見積りによっております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、ディスカ ウンテッド・キャッシュフロー法により算出しております。

(2)第3回新株予約権

使用した評価技法:モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性(注1)	45.37%
予想残存期間(注2)	9.92年
予想配当(注3)	- 円/株
無リスク利子率(注4)	0.33%

- (注) 1.類似上場企業のボラティリティの単純平均に基づいております。
 - 2.割当日から権利行使期間満了日までの期間であります。
 - 3. 直近事業年度における配当予想に基づいております。
 - 4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

(3)第4回新株予約権

使用した評価技法:モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性(注1)	45.00%
予想残存期間(注2)	10年
予想配当(注3)	- 円/株
無リスク利子率(注4)	0.74%

- (注)1.類似上場企業のボラティリティの単純平均に基づいております。
 - 2. 割当日から権利行使期間満了日までの期間であります。
 - 3. 直近事業年度における配当予想に基づいております。
 - 4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。
- 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5.ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額 3,835,369千円

- 千円

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年歷	复	当連結会計年歷	茞
	(2023年12月31日	∃)	(2024年12月31日	∃)
繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金(注) 2	2,542,818	千円	2,903,426	千円
研究開発費	648,563	″	427,165	<i>II</i>
減価償却超過額	1,525,636	″	1,806,795	<i>II</i>
未確定債務	9,683	"	33,250	<i>II</i>
未払事業税	2,744	"	36,225	<i>II</i>
貸倒引当金	118,692	"	107,435	<i>II</i>
減損損失	200,485	"	115,623	<i>II</i>
契約損失引当金	5,560	"	4,922	<i>II</i>
受注損失引当金	-	"	1,345	<i>II</i>
新株予約権	-	"	134,094	<i>II</i>
その他	4,883	"	7,277	<i>II</i>
繰延税金資産小計	5,059,068	千円	5,577,562	千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	2,542,818	″	2,903,426	<i>II</i>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,516,250	"	2,674,135	"
評価性引当額小計(注) 1	5,059,068	千円	5,577,562	千円
繰延税金資産合計	-	千円	-	千円
繰延税金資産純額	-	千円	-	千円

- (注) 1 . 評価性引当額が518,493千円増加しております。その主な理由は、繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。
- (注)2.税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年12月31日)

(単位:千円)

							(1 .— 1 1 1 2 7
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損 金(a)	-	-	-	24,519	-	2,518,298	2,542,818
評価性引当額	-	-	•	24,519	1	2,518,298	2,542,818
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2024年12月31日)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損 金(a)	-	-	21,705	-	128,100	2,753,620	2,903,426
評価性引当額	-	-	21,705	-	128,100	2,753,620	2,903,426
繰延税金資産	1	1	-	-	-	ı	-

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社は、本社・工場等の賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を

費用計上する方法によっております。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社は、本社・工場等の賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
		, ,
画像データ販売	756,905	924,292
ソリューション	382,896	548,009
その他	246,481	844,348
顧客との契約から生じる収益	1,386,283	2,316,649
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	1,386,283	2,316,649

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する 情報

(1)契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	40,081	19,745
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	19,745	30,953
契約資産 (期首残高)	217,250	823,682
契約資産 (期末残高)	823,682	1,347,920
契約負債 (期首残高)	5,753	8,076
契約負債 (期末残高)	8,076	16,456

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は顧客の検収完了に従い売上債権へ振り替えられます。契約資産の増減は、主として収益認識(契約資産の増加)と、売上債権への振替(同、減少)により生じたものであります。

契約負債は、契約に基づき顧客から受領した前受金で翌連結会計年度以降に充足する履行義務に対応するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。契約負債の増減は、主として前受金の受取(契約負債の増加)と、収益認識(同、減少)により生じたものであります。

前連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、5,753千円であります。また、当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは8,076千円であります

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、調査研究業務の受託に関するものであり、未充足の履行義務は前連結会計年度末において185,713千円、当連結会計年度末において391,541千円であります。なお、期末日後1年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、衛星データ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

画像データ販売	ソリューション	その他	合計
756,905	382,896	246,481	1,386,283

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
官公庁	1,227,669	衛星データ事業

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

画像データ販売	ソリューション	その他	合計
924,292	548,009	844,348	2,316,649

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
官公庁	2,139,779	衛星データ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

- 1.関連当事者との取引
- (1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等 前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引 の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
主要 株主 (法人)	三菱電機株式会社	東京都千代田区		重電システム、産業 メカトロニクス、情 報通信システム、電 子デバイス、家庭電 器	被所有 直接11.5%	衛星部品等 の購入先	衛星部品 等の購入	382,790	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1.衛星部品等の購入については、市場価格を参考に価格交渉を行い決定しております。
 - 2.取引金額に消費税等を含めておりません。
- (2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引該当事項はありません。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		
1株当たり純資産額	193円87銭	179円54銭		
1株当たり当期純損失()	20円60銭	42円78銭		

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 - 2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 - 3.2024年6月7日開催の取締役会決議により、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
 - 4.前連結会計年度の1株当たり純資産額については、A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びD種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっております。
 - 5.1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	1,520,458	3,592,954
普通株主(普通株主と同等の株主を含む)に 帰属しない金額(千円)	1	-
普通株式(普通株主と同等の株主を含む)に係る 親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	1,520,458	3,592,954
普通株式(普通株主と同等の株主を含む)の 期中平均株式数(株)	73,804,776	83,980,788
(うちA種優先株式(株)) (うちB種優先株式(株))	(12,930,000) (24,083,700)	(-) (-)
(うちC 1種優先株式(株)) (うちD種優先株式(株))	(20,780,250) (1,010,826)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株 式の概要	新株予約権3種類 (7,626,450株) (7,626,450株) なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	-

⁽注)優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2024年12月19日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。上場にあたり、2024年11月 14日及び2024年12月 3 日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2025年 1 月17日に払込が完了いたしました。

	NATE CHIEF ON THE COURT OF THE					
(1) 募集方法	第三者割当 (オーバーアロットメントによる売出し)					
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 3,195,600株					
(3) 割当価格	1株につき 444円					
(4) 割当価格の総額	1,418,846千円					
(5) 増加した資本金及び資本準備金に関する事項	増加した資本金の額 709,423千円 増加した資本準備金の額 709,423千円					
(6) 割当先	野村證券株式会社					
(7) 払込期日	2025年 1 月17日					
(8) 資金使途	2024年12月10日に公表した「有価証券届出書の訂正届出書」に記載のとおり、衛星の開発・製造及び関連する設備投資並びに人件費、研修採用費、研究開発費、業務委託費及び事業発展に伴うシステム利用料の運転資金に充当する予定であります。なお、実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。					

(コミットメント期間付タームローン)

当社は、2025年2月19日開催の取締役会において、シンジケートローン方式によるコミットメント期間付タームローンの締結について決議し、2025年2月20日付で契約いたしました。詳細につきましては、「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (6)コミットメント期間付タームローン」に記載しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,000,000	1,000,000	5.4	-
1年以内に返済予定の長期借入金	91,500	195,000	4.1	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,938,500	6,093,000	5.2	2026年~2030年
合計	3,030,000	7,288,000	-	-

- (注) 1.「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2 . 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内	2 年超 3 年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
長期借入金	883,500	2,754,000	2,130,500	260,000

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

		中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高	(千円)	1,037,072	2,316,649
税金等調整前中間 (当期)純損失()	(千円)	1,262,270	3,586,493
親会社株主に帰属 する中間(当期) 純損失()	(千円)	1,266,795	3,592,954
1 株当たり中間(当 期)純損失()	(円)	16.16	42.78

- (注) 1. 当社は、2024年12月19日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしましたので、当連結会計年度の 半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期 間の中間連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により期中レビューを受けております。
 - 2. 当社は、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間(当期)純損失()を算定しております。
 - 3.最近事業年度の翌事業年度である第8期事業年度の中間連結会計期間(自2025年1月1日 至 2025年6月30日)における半期情報等につきましては、現時点では精査中であり、記載を行うことにより投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあるため、記載しておりません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,345,333	14,185,033
売掛金	2 27,462	2 38,090
契約資産	823,682	1,347,920
仕掛品	148,426	з 113,036
貯蔵品	54,039	313
前渡金	61,618	89,606
前払費用	84,873	103,595
その他	2 335,792	2 341,658
流動資産合計	5,881,229	16,219,255
固定資産		
有形固定資産		
建物	114,848	412,329
減価償却累計額	30,323	46,722
建物(純額)	84,524	365,606
車両運搬具	6,650	18,982
減価償却累計額	6,649	10,747
車両運搬具(純額)	0	8,234
工具、器具及び備品	628,411	702,384
減価償却累計額	340,790	332,841
工具、器具及び備品(純額)	287,620	369,542
観測衛星	-	6,237,026
減価償却累計額	-	956,484
観測衛星(純額)	-	5,280,542
建設仮勘定	4,881,497	5,708,124
有形固定資産合計	5,253,643	11,732,051
無形固定資産		
ソフトウエア	12,552	35,436
無形固定資産合計	12,552	35,436
投資その他の資産		
関係会社株式	20,257	20,257
関係会社長期貸付金	60,613	65,711
長期前払費用	513	7,026
長期未収入金	350,866	350,866
出資金	10	10
その他	2 71,345	2 173,040
貸倒引当金	350,866	350,866
投資その他の資産合計	152,739	266,046
固定資産合計	5,418,935	12,033,534
資産合計	11,300,164	28,252,789

/ <u>W</u> / L		_	т,	
/ 1\\ /	•	_	щ.	١
(単位		干		,

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1 1,000,000	1 1,000,000
1 年内返済予定の長期借入金	1 91,500	1 195,000
未払金	2 309,699	2 721,196
未払費用	46,478	117,093
未払法人税等	5,050	126,115
契約負債	8,076	16,456
預り金	19,802	73,408
契約損失引当金	16,076	16,076
流動負債合計	1,496,683	2,265,346
固定負債		
長期借入金	1 1,938,500	1 6,093,000
固定負債合計	1,938,500	6,093,000
負債合計	3,435,183	8,358,346
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	7,679,652
資本剰余金		
資本準備金	3,962,550	9,982,553
その他資本剰余金	5,360,666	5,360,666
資本剰余金合計	9,323,216	15,343,219
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,559,650	3,566,609
利益剰余金合計	1,559,650	3,566,609
株主資本合計	7,863,566	19,456,262
新株予約権	1,413	438,180
純資産合計	7,864,980	19,894,443
負債純資産合計	11,300,164	28,252,789

【損益計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
	1 1,414,347	1 2,342,603
売上原価	569,944	2 2,053,993
売上総利益	844,403	288,609
販売費及び一般管理費	1、3 2,691,993	1, 3 3,337,028
営業損失()	1,847,590	3,048,418
営業外収益		
受取利息	1 1,985	1 2,783
支払手数料返還金	20,000	-
為替差益	3,151	
補助金収入	-	192,112
その他	1,750	2,183
営業外収益合計	26,887	197,079
営業外費用		
支払利息	53,553	259,566
支払手数料	114,997	17,087
株式交付費	4,580	53,177
上場関連費用	6,988	383,560
その他	-	4,073
営業外費用合計	180,120	717,465
経常損失()	2,000,823	3,568,804
特別利益		
固定資産売却益	4 35,365	4 7,323
契約損失引当金戻入益	410,896	-
新株予約権戻入益	-	1,164
特別利益合計	446,262	8,487
特別損失		
固定資産除却損	5 39	5 32
特別損失合計	39	32
税引前当期純損失()	1,554,600	3,560,349
法人税、住民税及び事業税	5,050	6,260
法人税等合計	5,050	6,260
当期純損失()	1,559,650	3,566,609

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年1月1日		当事業年度 (自 2024年1月1日	
		至 2023年12月3		至 2024年12月3	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		203,289	30.7	813,358	40.2
労務費		184,783	27.9	400,083	19.8
経費		273,317	41.3	809,555	40.0
当期総製造費用		661,391	100.0	2,022,997	100.0
仕掛品期首棚卸高		56,978		148,426	
合計		718,370		2,171,423	
仕掛品期末棚卸高		148,426		113,036	
受注損失引当金繰入額		-		4,393	
売上原価		569,944		2,053,993	

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
減価償却費	7,145	330,790
システム利用料	38,724	150,655
業務委託料	197,629	292,503

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
	貝华並	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	8,927,431	5,360,666	14,288,097
当期変動額				
新株の発行	650,091	650,091	1	650,091
欠損填補	-	1	6,265,062	6,265,062
減資	650,091	650,091	-	650,091
準備金から剰余金 への振替	•	6,265,062	6,265,062	-
当期純損失()	1	1	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	ı	4,964,880	-	4,964,880
当期末残高	100,000	3,962,550	5,360,666	9,323,216

		株主資本			
	利益乗	余金		新株予約権 新株予約権	対次立へ 計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	おして小 」、おりて住	純資産合計
	繰越利益剰余金	利益制示並口引			
当期首残高	6,265,062	6,265,062	8,123,034	1,413	8,124,448
当期変動額					
新株の発行	-	1	1,300,182	1	1,300,182
欠損填補	6,265,062	6,265,062	1	1	-
減資	-	1	1	-	-
準備金から剰余金 への振替	-	•	•	-	-
当期純損失()	1,559,650	1,559,650	1,559,650		1,559,650
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	4,705,412	4,705,412	259,468	-	259,468
当期末残高	1,559,650	1,559,650	7,863,566	1,413	7,864,980

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	次十个			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	3,962,550	5,360,666	9,323,216
当期変動額				
新株の発行	7,579,652	7,579,652	-	7,579,652
欠損填補	-	-	1,559,650	1,559,650
減資	-	-	-	1
準備金から剰余金 への振替	•	1,559,650	1,559,650	-
当期純損失()	1	1	1	1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	7,579,652	6,020,002	1	6,020,002
当期末残高	7,679,652	9,982,553	5,360,666	15,343,219

		株主資本			
	利益乗	州余金		75 th 7 White	な姿立人≐□
	その他利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
	繰越利益剰余金	州			
当期首残高	1,559,650	1,559,650	7,863,566	1,413	7,864,980
当期変動額					
新株の発行	-	-	15,159,304	-	15,159,304
欠損填補	1,559,650	1,559,650	1	-	-
減資	-	-	1	-	-
準備金から剰余金 への振替	-	-	•	-	•
当期純損失()	3,566,609	3,566,609	3,566,609	•	3,566,609
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	436,766	436,766
当期変動額合計	2,006,959	2,006,959	11,592,695	436,766	12,029,462
当期末残高	3,566,609	3,566,609	19,456,262	438,180	19,894,443

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1)有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

仕掛品 個別法による原価法 貯蔵品 個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物並びに建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物3~38年車両運搬具4年工具、器具及び備品2~20年観測衛星5年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウエア 5年

3.繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

プロダクトの販売

プロダクトの販売に係る収益は、当社が開発・製造・運用している小型SAR衛星StriXから生成される画像データの販売であり、当該画像データを納品する履行義務を負っています。顧客に画像データを引き渡した時点で履行義務が充足されるため、当該時点に基づき収益を認識しております。

自社サービスの提供

自社サービスの提供に係る収益は、主として衛星の画像データを含む様々なデータの解析サービスを提供するものであり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っています。当該契約は、一時点で移転されるサービスと一定期間にわたり履行義務を充足する取引の2つの形態があり、前者は当該サービスに係る顧客の検収完了時点で、後者は契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

その他

その他の収益は、主として衛星の開発・実証等に係る受託サービスであり、顧客との契約に基づいてサービスを 提供する履行義務を負っています。当該契約は、一定の期間にわたり顧客へ移転すると判断されるため、顧客との 契約に含まれる履行義務の進捗度を測定し、これらに対応する収益を認識しております。進捗度は、見積総原価に 対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は、通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に 基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	5,253,643	11,732,051
無形固定資産	12,552	35,436

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸倒引当金)

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	_	(1121113)
	前事業年度	当事業年度
長期未収入金	350,866	350,866
長期未収入金に対する貸倒引当金()	350,866	350,866

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関係会社株式及び関係会社貸付金の評価)

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

		(1121113)
	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	20,257	20,257
関係会社長期貸付金	60,613	65,711

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

市場価格のない関係会社株式は、取得価額をもって貸借対照表価額とし、当該関係会社の財政状態の悪化により 実質価額が著しく低下したと認められる場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減 損処理する方針としております。また、関係会社貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額 について貸倒引当金を計上する方針としております。

当事業年度において、関係会社株式・関係会社長期貸付金の実質価額・回収可能性は前事業年度から回復しており、今後も将来の事業計画に基づいて回復することが見込まれることから、評価損・貸倒引当金を計上しておりません。

主要な仮定

関係会社株式、関係会社長期貸付金の回収可能性の評価は、各関係会社の事業計画を基礎としております。 事業計画には、将来の売上予測、人員計画を主要な仮定として織り込んでおります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、関係会社の属する市場環境や競合他社の状況により、翌 事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」は金額的重要性が乏しくなったため当 事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年 度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「未収入金」に表示していた334,972千円及び「その他」に表示していた820千円は、「その他」335,792千円として組み替えております。

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取給付金」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「受取給付金」64千円及び「その他」1,685千円は、「その他」1,750千円として組み替えております。

前事業年度において、「営業外費用」の「業務委託料」として表示していた科目名称を、より実態に即した明瞭な表示とするために、当事業年度より「上場関連費用」に変更いたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の科目名称を変更しております。

(貸借対照表関係)

1 当社においては、運転資金等の効率的な調達を行うため複数の取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約並びに貸出タームローン契約を締結しております。なお、この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミット メントの総額	2,000,000 千円	2,000,000 千円
貸出タームローンの総額	6,300,000 "	6,300,000 "
借入実行残高	3,030,000 "	7,288,000 "
	5,270,000 千円	1,012,000 千円

上記当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにタームローン契約には、各事業年度の純資産額及び各四半期の 現預金及び将来予定収入額の合計から有利子負債の金額を差し引いた値が一定金額以上であることを約する財務制 限条項が付されております。当該条項に定める遵守義務に抵触した場合、同行からの請求により期限の利益を失 い、直ちにこれを支払う義務を負っております。

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
短期金銭債権	39,540 千円	46,663 千円
長期金銭債権	4,268 "	6,742 "
短期金銭債務	35,673 "	51,492 "

3 損失が見込まれる受注契約に係る棚卸資産は、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。 相殺表示した棚卸資産に対応する受注損失引当金の額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
仕掛品に係るもの	- 1 F	円 4,393 千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	28,064 千円	25,953 千円
売上原価、販売費及び一般管理費	384,606 "	400,018 "
営業取引以外の取引による取引高	1,927 "	2,082 "
	7111.4.77.1.47	
2 売上原価に含まれている受注損失	引当金繰入額	

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
受注損失引当金繰入額	- 千円	4,393 千円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
給料及び手当	344,337 千円	483,657 千円
減価償却費	7,565 "	42,261 "
業務委託費	521,471 "	619,025 "
研究開発費	1,396,687 "	1,267,861 "
おおよその割合		
販売費	2.1 %	2.3 %
一般管理費	97.9 %	97.7 %

4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	(自 至	当事業年度 2024年1月1日 2024年12月31日)
建設仮勘定	35,365 千円		7,323 千円

5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
 工具、器具及び備品	39 千円	32 千円
建設仮勘定	0 "	- <i>II</i>
 計	39 千円	32 千円

(有価証券関係)

子会社株式(貸借対照表計上額は、関係会社株式 前事業年度20,257千円、当事業年度20,257千円)は、市場価格のない株式等であることから、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		,
税務上の繰越欠損金	2,541,295 千円	2,889,743 千円
研究開発費	631,110 "	427,165 "
減価償却超過額	1,525,636 "	1,806,795 "
未確定債務	9,683 "	33,250 "
未払事業税	- 11	36,699 "
貸倒引当金	118,692 "	107,435 "
減損損失	200,485 "	115,623 "
契約損失引当金	5,560 "	4,922 "
受注損失引当金	- 11	1,345 "
新株予約権	- 11	134,094 "
その他	4,883 "	7,277 "
繰延税金資産小計	5,037,348 千円	5,564,353 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	2,541,295 "	2,889,743 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,496,052 "	2,674,610 "
評価性引当額小計	5,037,348 千円	5,564,353 千円
繰延税金資産合計	- 千円	
繰延税金資産純額	- 千円	- 千円

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」 に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位:千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物	114,848	297,481	-	412,329	46,722	16,399	365,606
車両運搬具	6,650	12,332	-	18,982	10,747	4,097	8,234
工具、器具及び備品	628,411	220,874	146,900	702,384	332,841	116,590	369,542
観測衛星	-	6,237,026	-	6,237,026	956,484	956,484	5,280,542
建設仮勘定	4,881,497	7,446,815	6,620,188	5,708,124	-	-	5,708,124
有形固定資産計	5,631,406	14,214,530	6,767,089	13,078,848	1,346,796	1,093,571	11,732,051
無形固定資産							
ソフトウエア	16,022	26,788	-	42,810	7,374	3,904	35,436
無形固定資産計	16,022	26,788	-	42,810	7,374	3,904	35,436
長期前払費用	513	13,106	6,593	7,026	-	-	7,026

- (注)1.「当期首残高」及び「当期末残高」は取得原価により記載しております。
 - 2. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

	建物	±∓n⊤+■	建乳伝動学から作株/古壮丁東)笠	207 404 工田
	连初	大和工場	建設仮勘定から振替(内装工事)等	297,481 千円
	車両運搬具	本社	衛星輸送用コンテナ	12,332 千円
	工具、器具及び備品	本社	業務用パソコン、衛星製造器具(建設	220,874 千円
	上央、	华江	仮勘定から振替分を含む)等	220,674 十日
	観測衛星	本社	建設仮勘定から振替等	6,237,026 千円
	建設仮勘定	本社	衛星部品等	7,446,815 千円
	ソフトウエア	本社	衛星構造解析用ソフトウェア等	26,788 千円
3	. 当期減少額のうち、主	なものは次の)とおりであります。	
	工具、器具及び備品	本社	業務用パソコン等	146,900 千円

建設仮勘定 本社 建物、工具、器具及び備品、観測衛星 6,620,188 千円 に振替等

4. 長期前払費用は、期間配分に係るものであり、償却資産とは性格が異なるため、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」及び「当期償却額」には含めておりません。

【引当金明細表】

(単位:千円)

					(手座・1137
区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金(固定)	350,866	-	-	-	350,866
契約損失引当金	16,076	-	-	-	16,076

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで		
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヶ月以内		
基準日	毎事業年度末日		
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日		
1 単元の株式数	100株		
単元未満株式の買取り			
取扱場所	 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部		
株主名簿管理人	 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社		
取次所			
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額		
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが できないときは、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://synspective.com/jp/		
株主に対する特典	該当事項はありません。		

- (注)当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものと します。
- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)及び株式売出し(ブックビルディング方式による売出し) 2024年11月14日関東財務局長に提出。

(2)有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を、2024年12月3日及び2024年12月10日関東財務局長に提出。

(3)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第7期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)2025年3月26日関東財務局長に提出。

(4)内部統制報告書

2025年3月26日関東財務局長に提出。

(5)臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号(本邦以外の地域における有価証券の売出)の規定に基づく臨時報告書

2024年11月14日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書 2024年12月19日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書

2025年3月26日関東財務局長に提出。

(6)臨時報告書の訂正報告書

上記(5)の企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号(本邦以外の地域における有価証券の売出)の規定に基づく臨時報告書に係る訂正報告書を、2024年12月3日及び2024年12月10日関東財務局長に提出。

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社 S y n s p e c t i v e (E40216) 有価証券届出書 (通常方式)

第四部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月25日

株式会社Synspective 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

公認会計士

坂井 知倫

指定有限責任社員

業務執行社員

有吉 直哉

<連結財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Synspectiveの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Synspective及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年2月19日開催の取締役会において、コミットメント期間付タームローンの締結について決議し、2025年2月20日付で契約している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

衛星データ事業における固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、有 形固定資産11,732,051千円及び無形固定資産35,436千円 が計上されている。このうち、有形固定資産11,732,051 千円及び無形固定資産35,436千円は、【注記事項】 「(重要な会計上の見積り)」に記載されているとおり、 会社が営む衛星データ事業(単一セグメント)に関する ものであり、連結総資産の41.7%を占めている。

これらの固定資産は規則的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。

衛星データ事業においては、営業損益が継続的にマイナスであることから、減損の兆候が認められている。このため、当連結会計年度において減損損失の認識の要否の判定が行われているが、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断されている。当該判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローは、事業計画を基礎として見積られており、事業計画に含まれる売上高には、主に以下の主要な仮定が使用されている。

- ・需要見込み
- ・衛星運用機数
- ・衛星画像データの提供枚数の見込み
- ・衛星画像データの単価の見込み

経営者は減損判定に当たり、中期事業計画に一定の不確実性を織り込んだ事業計画を用いているが、これらに関する経営者の判断が、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。

以上から、当監査法人は、衛星データ事業における固 定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性 が、当連結会計年度の連結財務諸表において特に重要で あり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。

監査上の対応

当監査法人は、衛星データ事業における固定資産の減 損損失の認識の要否に関する判断の妥当性を評価するた め、主に以下の手続を実施した。

(1)内部統制の評価

固定資産の減損損失の認識の要否の判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。

(2)割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画に含まれる売上高について、主要な仮定の適切性を評価するため、それらの根拠について取締役管理部ゼネラルマネージャーに質問するとともに、主に以下の手続を実施した。

- ・需要見込みに含まれる確定した受注について、契約書 を閲覧して受注の事実を確かめるとともに、受注額を 契約書と照合した。
- ・需要見込みに含まれる未確定の受注について、主要顧客が公表している予算に関する資料の閲覧や過去の受注実績との比較を実施して受注の確度を検討した。
- ・衛星運用機数について、打上げ済みの衛星に関して は、衛星の稼働状況に関する報告資料を確認した。ま た、今後打上げ予定の衛星に関しては、製造計画と発 生原価予測及び原価実績を比較して打上げ計画の蓋然 性を確認した。
- ・衛星画像データの提供枚数及び単価の見込みについて、直近の実績との比較や実績の趨勢を分析した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と

有価証券届出書(通常方式)

しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる 取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲 に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月25日

株式会社Synspective 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 坂

業務執行社員

坂井 知倫

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 有吉 真哉

<財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Synspectiveの2024年1月1日から2024年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Synspectiveの2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年2月19日開催の取締役会において、コミットメント期間付タームローンの締結について決議し、2025年2月20日付で契約している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要である と判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

衛星データ事業における固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性

個別財務諸表の監査報告書で記載すべき監査上の主要な検討事項「衛星データ事業における固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「衛星データ事業における固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性」と実質的に同一の内容である。このため、個別財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

有価証券届出書(通常方式)

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付 ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意 を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項 付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている が、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。